

平成 28 年

## 第 8 回 東峰村議会定例会会議録

開会：平成 28 年 9 月 8 日

閉会：平成 28 年 9 月 13 日

福岡県東峰村議会

## 平成28年 第8回東峰村議会定例会

招集年月日 平成28年9月 8日開議  
招集の場所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 平成28年9月 8日 9時30分  
議長 大蔵 久徳  
閉会日時及び宣告 平成28年9月13日 16時05分  
議長 大蔵 久徳

### 応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	柳瀬 弘光	○	2番	伊藤 均	○
3番	梶原 光春	○	4番	黒川 隆康	○
5番	高橋 弘展	○	6番	梶原 文明	○
7番	高倉 寛視	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	長澤 貞義	○	10番	大蔵 久徳	○

### 不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

### 出席議員

10名
-----

### 欠席議員

なし
----

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため  
会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	澁 谷 博 昭	教 育 長	室 井 昭 博
副 村 長	岩 橋 忠 助	総務課長	梶 原 浩 二
企画政策課長	小 林 純 一	住民税務課長	岩 橋 一 成
農林観光課長	野 寄 和 秀	保健福祉課長	室 井 英 信
建設水道課長	日 野 正	教育課長	室 井 富 美 子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	室 井 慶 久		

村長提出議案の題目

議案第 3 6 号	東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 3 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 3 9 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 4 0 号	平成 2 8 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 3 号）について
議案第 4 1 号	平成 2 8 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について
議案第 4 2 号	平成 2 8 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について
認定第 1 号	平成 2 7 年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	平成 2 7 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	平成 2 7 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	平成 2 7 年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
同意第 4 号	東峰村教育委員会委員の任命について
報告第 2 号	平成 2 7 年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について

議員提出議案の題目

請願第 1号	「地方財源の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書
請願第 2号	「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則118条)

8番 佐々木紀嘉議員

9番 長澤貞義議員

# 第8回 東峰村議会定例会会議録

平成28年9月 8日  
( 第 1 日 )

東 峰 村 議 会

## 平成28年 第8回東峰村議会定例会議事日程

平成28年9月8日開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員指名                               |
| 日程第 2 |        | 会期の決定                                   |
| 日程第 3 |        | 議案上程報告                                  |
| 日程第 4 |        | 村長のあいさつ及び提案理由の説明                        |
| 日程第 5 |        | 一般質問                                    |
| 日程第 6 | 議案第36号 | 東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第37号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                        |
| 日程第 8 | 議案第38号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                        |
| 日程第 9 | 議案第39号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                        |
| 日程第10 | 議案第40号 | 平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について          |
| 日程第11 | 議案第41号 | 平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について    |
| 日程第12 | 議案第42号 | 平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について  |
| 日程第13 | 認定第 1号 | 平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について              |
| 日程第14 | 認定第 2号 | 平成27年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について        |

- 日程第15 認定第 3号 平成27年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 4号 平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 同意第 4号 東峰村教育委員会委員の任命について
- 日程第18 報告第 2号 平成27年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について
- 日程第19 請願第 1号 「地方財源の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第20 請願第 2号 「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、平成28年第8回東峰村議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般の報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番 佐々木紀嘉議員、9番 長澤貞義議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、会議等議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る平成28年第8回東峰村議会定例会の運営につきましては、去る9月2日に議会運営委員会を開催しました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例の改正等が1件、推薦案件が3件、平成28年度一般会計・特別会計の補正予算が3件、27年度決算認定が4件、同意案件が1件、株式会社ふるさと村決算報告が1件、請願が2件、予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日8日から20日までの13日間と決定をいたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告に従い、8名の議員の一般質問を予定いたしております。</p> <p>決算認定については、決算審査特別委員会を設置・付託し、審議をしたいと思っております。なお、決算書の朗読は行っておりませんので、今回も省略することといたします。</p> <p>13日には、決算審査特別委員会の総括質疑、討論、採決及び本会議における質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように、特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたしまして、報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日8日から20日までの13日間といたしたいと思っております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、9月8日から9月20日までの13日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p>



	<p>事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	事務局長より議案の上程報告が終わりました。
日程第4	
議 長	<p>次に、日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 なお、村長は風邪のため、事前に議場内へのペットボトルの持ち込みを許可しています。</p>
村 長	<p>村長</p> <p>皆さん、改めましておはようございます。 本日ここに、平成28年第8回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。 黄金色に色ついた稲穂も収穫の時期となり、8月21日に落成した東峰村ライスセンターがいよいよ稼働の時期を迎えることとなりました。改めて施設の用地を提供していただきました地権者の皆様、設計・施工業者の皆様、農事組合法人東峰村農業生産組合設立にご尽力をいただいた皆様方へ、心から感謝を申し上げます。 これを契機に、米の品質向上、農作業の効率化、施設の共同化によるコスト縮減等が図られ、本村の基幹産業であります農業の活性化、農業所得の拡大に大いに期待するものであります。 異常気象が日本列島にも大きな変動をもたらしております。台風10号による岩手県、北海道で被災や被害に遭われた多くの方々に衷心より哀悼の意を表しますとともに、1日も早い復旧を心から願うものです。 また、8月1日より4名の地域おこし協力隊員が本村に来てくれました。前任者の2名と合わせ6名となり、これからの東峰村の村おこしや地域おこしへの活躍を大いに期待するものであります。 いずれにいたしましても、議会、執行部、村民の方が一丸となり、この美しい景観、人間味豊かな良い村づくりにまい進し、時代を担う子どもや孫に引き継いでいかなければならないと、強く感じる次第であります。 それでは、本定例会に執行部から提案をしております各議案について、説明を申し上げます。 本定例会では、条例の一部改正について1件、人権擁護委員3名の推薦について、補正予算について、決算の認定について、教育委員の任命同意について、(株)宝珠山ふるさと村の決算状況報告など、合計13件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。 それでは、議案第36号からご説明を申し上げます。 議案第36号、東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県ひとり親家庭等医療費支給制度の関連法令の改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。 議案第37号から39号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現在の委員3名が、平成28年12月31日をもって任期満了となることから、次期の候補者として推薦することに意見を求めるものです。 議案第40号、平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出それぞれに1億9,377万4,000円を追加し、歳入歳出総額を36億4,823万6,000円とするものです。 歳出の主な内容は、総務費の財産管理費で、古城原の休息施設設置工事費500万円、大行司交差点横の老朽危険家屋の側壁落下防止工事60万4,000円、安全・安心センター建設事業費430万円、地域おこし支援事業312万円、まち・ひと・</p>

	<p>しごと創生事業費のウォーキングマイレージ事業に1,390万円を、計上しております。</p> <p>農林水産費では、水源かん養補助金561万2,000円、林道の修繕費450万円、荒廃森林再生事業費1,008万7,000円。</p> <p>商工費では、観光施設の修繕費125万円、美しい村づくり事業費156万5,000円などを計上しています。</p> <p>土木費では、水源かん養基金の積立金6,207万8,000円、村道の修繕費1,400万円、住宅建設事業費6,661万円などを計上しています。</p> <p>次に歳入でございますが、国庫支出金で、地方創生推進交付金642万5,000円、社会資本整備総合交付金2,997万4,000円。</p> <p>県支出金では、荒廃森林再生事業費1,008万7,000円、一般寄附金500万円。</p> <p>繰入金では、財政調整基金1,754万7,000円、災害対策基金1,920万円、水源かん養基金561万2,000円、前年度繰越金として3,193万5,000円。</p> <p>諸収入では、水源かん養基金支援金5,957万8,000円。</p> <p>村債では、過疎債780万円などを計上しています。</p> <p>議案第41号、平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)につきましては、前年度繰越金を基金に積み立てるため、歳入歳出それぞれに1,178万2,000円を追加し、歳入歳出総額を6億6,843万1,000円とするものです。</p> <p>議案第42号、平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)につきましては、国保制度関係業務準備事業として、歳入歳出それぞれ61万6,000円を追加し、歳入歳出総額を3億7,956万5,000円とするものです。</p> <p>認定第1号から第4号につきましては、平成27年度東峰村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算が整いましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものです。</p> <p>同意第4号、東峰村教育委員会委員の任命につきましては、東峰村教育委員会委員川村千鶴氏の退任に伴い、新たに委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。</p> <p>報告第2号、平成27年度株式会社宝珠山ふるさと村に関する決算状況報告につきましては、(株)宝珠山ふるさと村より平成27年度決算諸表の提出があり、これを承認しましたので、地方自治法第243条第2項の規定により、議会に報告するものです。</p> <p>以上、提案理由の概要をご説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議をいただき、ご議決またはご認定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。</p>
議長	<p>以上、村長の提案理由の説明が終わりました。</p> <p>次に、日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第18までの補足説明終了後に行います。</p>
日程第6	
議長	<p>次に、日程第6 議案第36号「東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>16ページをお願いします。</p>

	<p>議案第36号「東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成28年9月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、福岡県ひとり親家庭等医療費支給制度の関連法令改正に伴い、東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正を行うものであります。</p> <p>17ページの新旧対照表をお願いいたします。</p> <p>その中で現行のほうですが、第3条第2項第4号中の3行目の下線の部分で、第5項が第8項に改正されます。</p> <p>それと18ページをお願いします。</p> <p>1行目の第5項が第8項に、同項第7号の3行目の第5項が第8項に、第8号の下から2行目の第4項が第7項に、第4条、上から4行目の政府が全国健康保険協会に改正するものでございます。</p> <p>19ページ、附則ですが、この条例は、平成28年10月1日から施行し、改正後の第3条第2項第4号及び第6号から第8号までの規定は、平成28年8月1日から適用するという事です。以上でございます。</p>
日程第7	
議長	<p>次に、日程第7 議案第37号「人権擁護委員候補者の推薦について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>20ページをお願いいたします。</p> <p>議案第37号「人権擁護委員候補者の推薦について」</p> <p>人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求める。</p> <p>平成28年9月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>住所につきましては、朝倉郡東峰村大字小石原鼓1725番地。</p> <p>氏名は、高倉美紀恵氏です。</p> <p>生年月日は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>理由といたしまして、人権擁護委員高倉美紀恵氏が平成28年12月31日をもって任期満了となるため、再度同氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、意見を求めるものです。</p> <p>なお、高倉氏の略歴につきましては、21ページのとおりでございます。</p> <p>補足の説明をいたしますが、この人権擁護委員法の第6条の中で、まず市町村長は、市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとあります。</p> <p>その後、市町村長は、法務大臣に対しまして、候補者の報告を行います。</p> <p>それを受け、法務大臣は所定の手続きを行いまして、最終的には法務大臣のほうから委嘱という流れになっております。以上でございます。</p>
日程第8	
議長	<p>次に、日程第8 議案第38号「人権擁護委員候補者の推薦について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>22ページをお願いいたします。</p> <p>議案第38号「人権擁護委員候補者の推薦について」</p> <p>人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求める。</p>

	<p>平成28年9月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>住所につきましては、朝倉郡東峰村大字小石原鼓3964番地1。</p> <p>氏名は、柱雅志氏です。</p> <p>生年月日は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>理由といたしまして、人権擁護委員柱雅志氏が平成28年12月31日をもって任期満了となるため、再度同氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求めるものです。</p> <p>なお、柱氏の略歴につきましては、23ページのとおりでございます。</p> <p>補足の説明につきましては、先ほどの37号と同じでございます。以上でございます。</p>
日程第9	
議長	<p>次に、日程第9 議案第39号「人権擁護委員候補者の推薦について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>24ページをお願いいたします。</p> <p>議案第39号「人権擁護委員候補者の推薦について」</p> <p>人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求める。</p> <p>平成28年9月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>住所につきましては、朝倉郡東峰村大字福井2025番地。</p> <p>氏名は、梶原文雄氏です。</p> <p>生年月日は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>理由といたしまして、人権擁護委員樋口朗氏が平成28年12月31日をもって任期満了となるため、新たに梶原文雄氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、意見を求めるものです。</p> <p>なお、梶原氏の略歴につきましては、25ページのとおりでございます。</p> <p>補足の説明につきましても、先ほどの37号と同じでございます。以上です。</p>
日程第10	
議長	<p>次に、日程第10 議案第40号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第3号)について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>26ページをお願いいたします。</p> <p>議案第40号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第3号)」</p> <p>平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,377万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,823万6,000円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。</p> <p>平成28年9月8日提出、村長名です。</p> <p>27ページをお願いします。</p>

	<p>第1表、歳入歳出予算補正です。</p> <p>まず、歳入では、11款2項国庫補助金に3,639万9,000円増額するものでございます。</p> <p>12款2項県補助金では1,008万7,000円、14款1項寄附金では500万円、15款1項繰入金で61万6,000円、2項の基金繰入金では4,235万9,000円、16款1項繰越金では3,193万5,000円、17款4項雑入で5,957万8,000円、18款1項村債で780万円、補正の総額が1億9,377万4,000円で、総額を36億4,823万6,000円とするものでございます。</p> <p>28ページをお願いいたします。</p> <p>28ページでは、歳出でございます。</p> <p>2款1項総務管理費で2,718万6,000円の増でございます。</p> <p>6款2項林業費2,019万9,000円、7款2項観光費で300万1,000円、8款1項土木管理費で6,207万8,000円、2項道路橋梁費1,400万円、3項河川費70万円、4項住宅費6,661万円。</p> <p>10款6項文化財費は財源の組み替えですので、増減はございません。</p> <p>補正の総額1億9,377万4,000円で、歳出総額36億4,823万6,000円とするものでございます。</p> <p>29ページ、第2表では地方債の補正でございます。</p> <p>まず、起債の目的で、過疎対策事業債でございますが、総務債で限度額を2,120万円から2,860万円にするものです。これは、740万円追加するもので、ウォーキングマイレージ、まち・ひと・しごと創生事業に係るものでございます。</p> <p>それから、教育債で90万円を130万円、文化財事業費の中で地学探検路整備事業40万円ですが、これは過疎債の対象になるということですので、今回限度額を追加するものでございます。</p> <p>以上によりまして、過疎対策事業債を8,970万円から9,750万円の限度額とするものでございます。</p> <p>次に、32ページをお願いいたします。</p> <p>32ページ、歳入について、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、11款2項1目の総務費国庫補助金でございますが、地方創生推進交付金ということで642万5,000円増額するものです。これは、ウォーキングマイレージ事業に係るものでございます。</p> <p>同じく6目の土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金2,997万4,000円ですが、住宅建設に充当するものでございます。</p> <p>12款2項4目農林水産費県補助金1,008万7,000円ですが、荒廃森林再生事業に係るものでございます。</p> <p>14款1項1目寄附金でございますが、これは、日田市の樋口設計事務所のほうから企業寄附金ということで申し出がっております。それについて、今回補正予算を計上するものでございます。</p> <p>15款1項1目国保制度関係業務準備事業繰入金61万6,000円でございます。</p> <p>次に、15款2項1目財政調整基金繰入金ですが、1,754万7,000円、これは、不足する財源を調整するものでございます。</p> <p>同じく16目災害対策基金繰入金、これは、1,920万円ですが、豪雨災害による村道補修、林道補修等に充当するものでございます。</p> <p>18目水源かん養基金繰入金、これは、水源かん養基金補助金に充当するもので5</p>
--	---

	<p>61万2,000円でございます。</p> <p>16款1項1目繰越金、これは、前年度繰越金が確定いたしましたので、今回3,193万5,000円補正するものでございます。</p> <p>17款4項1目雑入ですが、コミュニティ助成事業補助金として、岩屋祭りの関係で申請をしておりましたが、採択されませんでしたので、250万円減額補正するものです。</p> <p>それから、水源かん養基金支援金として6,207万8,000円を増額するもので、雑入といたしましては5,957万8,000円の増でございます。</p> <p>18款1項1目総務債ですが、健康増進事業、ウォーキングマイレージ事業の関係でございます。740万円。</p> <p>それから、8目教育債では文化財事業費、先ほど申しました地学探検路整備事業、この関係に40万円過疎債として充当するものでございます。</p> <p>それでは、34ページをお願いいたします。</p> <p>歳出について、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、2款1項5目の財産管理費ですが、560万4,000円の増です。</p> <p>まず、先ほど申し上げました寄附金による事業で、古城原駐車場のほうに休憩施設と申しますか、東屋的なものをですね、建設するものでございます。これは、寄附する方の強い要望により、今回補正するものでございます。</p> <p>それから、老朽危険家屋の側壁落下防止工事、大行司交差点横の老朽危険家屋について、ネットを張るものでございます。合わせて560万4,000円です。</p> <p>それから、14目電算事務費ですが、これについては、財源の組み替えでございます。繰入金のほうに財源を組み替えますので、増減はございません。</p> <p>それから、25目東峰村安全・安心センター建設事業費ですが、430万円の増額でございます。</p> <p>まず、工事請負費で、外構工事、カーポートの設置、舗装工事等を行うものでございます。</p> <p>それから、駐在所に賃貸で貸す予定でございます。そうした場合に特殊工事がですね、いくつか出てきております。そういった工事について、県警のほうで行うものか、村のほうで先に実施して行うものか、そういったところを協議した結果ですね、今回の工事にぜひ入れてくれと、そうすれば当然村の負担は増すわけでございますので、県警のほうに相談した結果、賃料の増しを相談しております。当初は6万円程度で賃料の設定をしておりましたが、現在県警と交渉しているところでは、約8万2,000円ぐらいをですね、賃料として申請しております。1万円賃料が上がることで、25年貸与すれば300万円の収入となりますので、長い目で見ればですね、村の負担が極端に増すものではございませんので、そのように村としては実施したいと思っておるところでございます。</p> <p>同様に、備品購入費につきましても、エアコン、あと防犯カメラのレコーダー、そういった機材をですね、この備品購入費で設置したいと、そのように考えているところでございます。</p> <p>それから、36ページをお願いいたします。</p> <p>36ページは、10款6項2目文化財事業費でございます。これにつきましては、先ほど過疎債の充当が可能ということで説明したと思いますが、そういった関係で、財源の組み替えを行うだけでございます。以上です。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>企画政策課の所管のところをご説明いたします。</p> <p>34ページをお願いいたします。</p>

	<p>2款1項16目個性ある地域づくり事業費、250万の減額補正でございます。</p> <p>中身といたしましては、先ほど総務課のほうからご説明がありましたコミュニティ助成事業、こちらは採択されませんでしたので減額をしております。</p> <p>それから、23目光地域情報通信費276万2,000円の増額補正でございます。</p> <p>内容につきましては、需用費56万2,000円、工事費220万円でございます。いずれも光ケーブルに係ります移設の関係の補正でございます。需用費につきましては、家までの配線の張替えで、主に家の建て替え等に絡む費用でございます。下の工事費につきましては、電柱に共架しているものを、電柱そのものを移転するときの工事費を計上しております。</p> <p>内容といたしましては、小石原鼓の湯ノ谷付近の電柱の張替えということで、3本分200mの移設の工事費でございます。</p> <p>それから、28目地域おこし支援事業費、こちらにつきましては、地域おこし協力隊に係る経費でございますけれども、312万の補正。</p> <p>内容といたしましては、報酬182万、旅費30万、需用費として100万上げております。</p> <p>報酬につきましては、アドバイザー派遣事業というのが、総務省のですね、そういった交付税措置のあるメニューがございますので、地域おこし協力隊の方に対しての研修等を行う目的として上げさせていただいております。</p> <p>それから、旅費の30万につきましては、地域おこし協力隊の、先ほど言いましたアドバイザーに係る旅費プラス再度、あと1人地域おこし協力隊員の募集を行いますので、それに係る特別旅費でございます。</p> <p>それから、需用費の100万につきましては、こちらのほうも地域おこし協力隊の方に提供をいたしております空き家の補修費でございます。2戸分でございます。1件は現在住んであるところのサッシに係る修繕費で、もう1件につきましては、新たに地域おこし協力隊の方を迎え入れるための、補修のための修繕料でございます。</p> <p>それから、35ページのほうですけども、7款2項3目観光施設管理費、125万円の補正でございます。</p> <p>内容といたしましては、需用費125万円でございますけれども、修繕費でございます。一番大きなものとしては、親水公園のエアコンと、係る電気設備の修繕関係で、90万ほど計上をさせていただいております。</p> <p>その他ポーン太の森の水道のですね、塩素減菌ポンプの取り換え7万、その他企画政策課にかかわります指定管理の関係の施設の修繕料として30万円程度上げさせていただいております。</p> <p>それから、6目美しい村づくり事業費、これにつきましては、主に労務班の関係のところでございますが、156万5,000円の補正でございます。</p> <p>内訳といたしまして、報酬で6万円、役務費で2万8,000円、備品購入費で147万円、それから公課費で7,000円ということで、役務費から27の公課費までは、労務班で軽自動車がございますので、軽自動車と言いますか、軽トラックに係る予算でございます。</p> <p>それから1の報酬につきましては、美しい村づくり委員会を立ち上げようと思っておりますので、その関係の報酬でございます。</p> <p>それから、7目観光連携事業費でございます。18万6,000円でございます。内訳としては、賃金が10万円、役務費が1万円、使用料及び賃借料が7万6,000円ということで、これにつきましては、グーグルからの提案でございましたけれども、グーグルのストリートビュートラックに係る賃金、保険料、使用料でございます。以上です。</p>
--	--

議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>保健福祉課の所管するところを説明させていただきます。  34ページをお願いいたします。  2款1項30目まち・ひと・しごと創生事業費、ウォーキングマイレージの事業に関する補正でございます。1,390万円。  内容としましては、需用費の90万、消耗品でございます。委託料1,300万、これがウォーキングマイレージシステム構築の委託料でございます。以上です。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>34ページ、6款2項2目林業振興費、補正額561万2,000円、合計2,588万5,000円。財源は、その他水源かん養基金繰入金、全額561万2,000円となっております。  19節の負担金補助及び交付金としまして、事業量の増によりまして、事業主体であります森林組合へ全額補助金として計上させていただきます。  1つ飛びまして、8目荒廃森林再生事業、補正額1,008万7,000円、合計3,178万7,000円、財源は県費補助金1,008万7,000円、全額であります。  13節委託料1,008万7,000円、森林再生業務事業料の増によりまして、補正対応と計上させていただきます。以上です。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>34ページ、6款2項4目をお願いいたします。  林道維持費、こちらのほうが需用費で、補正額450万円、修繕費ですが7件、これは、6月豪雨に伴う修繕費でございます。法面崩土の土砂撤去、排水路の浚渫等の費用でございます。  次のページの8款1項3目水源地域整備事業費、こちらは積立金6,207万8,000円、水源かん養基金の積立金でございます。これは、福岡県と県南水道企業団分の負担金でございます。  8款2項2目道路維持費1,400万円、工事請負費で、こちらが村道の維持修繕工事でございます。11件、こちらも6月豪雨に伴うものでございます。崩土や落石撤去、路面、側溝等の補修工事でございます。  8款3項1目河川費70万円の補正です。  需用費で、こちらは修繕料になります。件数が2件です。同じく6月の豪雨に伴うもので、河川の護岸、法面崩土の撤去や転石破碎の費用でございます。  8款4項2目住宅建設事業費6,661万円の補正でございます。  工事請負費で小石原の上町団地の建築費及び外構工事でございます。主には地質調査による支持地盤の改良工事、建物の断熱、音対策工事、また、外構では、排水側溝整備、駐車場整備、舗装のインターロッキング化等で増額したものでございます。以上です。</p>
日程第11	
議 長	<p>次に、日程第11 議案第41号「平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について」  補足説明を担当課長に求めます。  建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>議案第41号「平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算」  平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算は、次に定めるところによる。  第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,178万2,000</p>



	<p>円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,843万1,000円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>平成28年9月8日提出、村長名でございます。</p> <p>歳入歳出予算補正、歳入でございます。</p> <p>3款1項繰越金、補正額は1,178万2,000円、総額1,178万2,000円。歳入合計6億6,843万1,000円。</p> <p>歳出、3款1項基金積立、補正額1,150万円、4款1項予備費28万2,000円、補正総額1,178万2,000円。歳出合計6億6,843万1,000円です。</p> <p>42ページをお願いいたします。</p> <p>3款1項1目繰越金、補正額は1,178万2,000円。前年度繰越金の確定により増額補正をいたします。</p> <p>次に、歳出ですが、3款1項1目基金積立、補正額1,150万円。簡易水道事業積立金として積み立てるものでございます。繰越金を充てております。</p> <p>4款1項1目予備費28万2,000円の補正でございます。以上です。</p>
日程第12	
議長	<p>次に、日程第12 議案第42号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>44ページをお願いします。</p> <p>議案第42号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」</p> <p>平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,956万5,000円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>平成28年9月8日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>45ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入。</p> <p>3款2項国庫補助金61万5,000円の補正です。</p> <p>10款4項雑入1,000円。</p> <p>補正額合計61万6,000円、歳入合計3億7,956万5,000円とするものでございます。</p> <p>46ページをお願いします。</p> <p>歳出、10款2目繰出金、補正額61万6,000円、補正総額61万6,000円、歳出合計3億7,956万5,000円とするものでございます。</p> <p>49ページをお願いします。</p> <p>歳入、3款2項3目国保制度関係業務準備事業補助金61万5,000円。</p> <p>内容としましては、国保電算システム改修の補助金の確定によるものでございます。</p>

	<p>10款4項1目雑入、1,000円の補正でございます。 50ページをお願いします。 歳出、10款2項1目操出金61万6,000円でございます。国保特別会計操出金からですね、国保特別会計より一般会計への操出金でございます。以上でございます。</p>
日程第13～ 日程第16	
議 長	<p>日程第13 認定第1号「平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第14 認定第2号「平成27年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第15 認定第3号「平成27年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第16 認定第4号「平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括議題とします。 7番 高倉寛視議員</p>
7 番	<p>動議を提出いたします。 認定第1号から認定第4号までの平成27年度東峰村一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審議することを望みます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	ただ今の高倉寛視議員の動議に賛成いたします。
議 長	<p>ただ今、高倉寛視議員より動議が提出されました。 認定第1号から認定第4号までの平成27年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算審査特別委員会を設置して審議することを望むということでございます。 この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。 お諮りいたします。 ただ今の高倉寛視議員の動議に賛成される方は、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、平成27年度東峰村一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定をいたしました。 7番 高倉寛視議員</p>
7 番	<p>動議を提出いたします。 決算審査特別委員会の委員長に長澤貞義議員、副委員長に佐々木紀嘉議員を推薦したいと思います。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	高倉寛視議員の、ただ今の動議に賛成いたします。
議 長	<p>ただ今高倉寛視議員より、決算審査特別委員会の委員長に長澤貞義議員、副委員長に佐々木紀嘉議員を推薦するとの動議が提出されました。 この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。 お諮りいたします。 長澤貞義議員を委員長に、佐々木紀嘉議員を副委員長に推薦することに賛成の方は、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、長澤貞義議員が決算審査特別委員会の委員長に、佐々木紀嘉議員が副委員</p>

	長に選任されました。
日程第17	
議長	次に、日程第17 同意第4号「東峰村教育委員会委員の任命について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務課長
総務課長	55ページをお願いいたします。 同意第4号「東峰村教育委員会委員の任命について」 下記の者を東峰村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。 平成28年9月8日提出、村長名です。 住所につきましては、朝倉郡東峰村大字宝珠山3693番地1。 氏名は、井上光弘氏でございます。 生年月日は、ご覧のとおりでございます。 任期につきましては、28年9月21日から平成30年5月30日まで。 提案理由といたしまして、東峰村教育委員会委員川村千鶴氏の退任に伴い、新たに井上光弘氏を東峰村教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。 次ページに略歴書を付けておりますので、参考にしていただければと思います。以上でございます。
日程第18	
議長	次に、日程第18 報告第2号「平成27年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」 補足説明を担当課長に求めます。 企画政策課長
企画政策課長	57ページをお願いいたします。 報告第2号「平成27年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」 地方自治法第221条第3項に規定されている法人である株式会社宝珠山ふるさと村より平成27年度決算諸表の提出があり、これを承認したので、同法第243条の3第2項により議会に提出する。 平成28年9月8日、村長名です。 次のページをお願いいたします。 第12期にかかります決算報告書でございます。 59ページをお願いいたします。 会社の概要ということで、まず定款ですけれども、定款につきましては、会社でどのような事業を行うかということを決めるところでございまして、以下の13項目の事業を行っているところでございます。 それから(2)本社、これは本社の住所でございます。 それから(3)株式の状況、これにつきましては、記載のとおりで、例年と変わっておりません。 それから(4)取締役及び監査役ですけれども、代表取締役社長以下、昨年と同じでございます。 次のページをお願いいたします。 貸借対照表でございますけれども、まず、左側のほうからご説明いたします。 資産の部、流動資産として、そこに3つほど上がっております。 流動資産につきましては、6,791万8,000円余り、その内訳として、現金・

	<p>預金6,156万6,000円余り、これにつきましては、ほとんどが預金でございまして、JAの筑前あさくらが主な預入先でございまして、</p> <p>それから、棚卸資産7,750万円余り、こちらにつきましては、柚子ペースト、柚子ジンジャー、それから容器、箱など25件でございまして、</p> <p>それから、未収入金557万6,000円余りありますが、主なものとしては、株式会社アールガトーの債務引き受けにつきまして373万3,061円、それから、販路拡大支援事業、これは村からの補助金でございまして、それにかかわるものが129万6,000円ございまして、内容としては、その2つでございまして、</p> <p>それから、固定資産費、これにつきましては、有形固定資産と投資その他の資産の大きく2つに分けられますけれども、まず、有形固定資産のほうですが、1,625万円余りでございまして、内訳として、まず建物1,081万6,000円余り、建物につきましては、元専務の木造の居宅でございまして、こちらのほうが930万円余り、それから、岩屋の給水施設のところの木造倉庫が、150万円が主なものでございまして、</p> <p>それから、付属設備8万2,000円余りですが、これにつきましては、給水施設の電気設備に係るものでございまして、</p> <p>それから、構築物20万4,000円余り、これにつきましては、親水公園の案内看板でございまして、</p> <p>それから、什器備品18万円余りありますが、こちらにつきましては、厨房機器でございまして、</p> <p>それから、土地59万7,000円余り、これにつきましては、先ほど建物のところで出てまいりましたが、高倉元専務に係る土地でございまして、165.8㎡分でございます。</p> <p>それから、一括償却資産7万2,000円、これはコンパクトフリーザー、冷蔵庫の償却資産でございまして、</p> <p>それから、リース資産429万7,000円余り、これにつきましては、マフィン製造に係る機器、オープンですね、それから袋詰めシーラー、それからドレッシング充填機、その他コピー機のリースも含まれているところでございまして、</p> <p>それから、投資その他の資産ということで、1億381万3,000円余りでございます。</p> <p>内訳といたしましては、投資有価証券1億でございまして、西日本シティ証券の発行の社債でございまして、</p> <p>それから、債務保証求償権381万3,000円余りでございまして、これは、マフィン製造に係るものでございまして、昨年までこの債務保証求償権というものがございまして、ちょっとご説明したいと思いますけれども、債務者の債務を代わって弁済したもので、つまり連帯保証人等になるわけですが、連帯保証人が本来の債務者に対して持つ返還請求権のことを、この債務保証求償権と呼んでいるところでございまして、これは後ほど、また後で出ますので、そのときにまた説明したいと思います。</p> <p>今度は右の部の負債の部でございまして、</p> <p>流動資産643万円余りでございまして、内訳は、そこに書いてある分ですけれども、まず、未払金117万1,000円余り、これはですね、3月にかかる光熱費が主なものでございまして、</p> <p>それから、未払法人税等29万6,000円余り、預り金57万1,000円余り。この預り金につきましては、源泉所得税の預り金でございまして、</p> <p>それから、リース未払金427万8,000円余り、これにつきましては、マフィ</p>
--	--

	<p>ン製造に係る機器のリースでございます。</p> <p>それから、未払消費税等11万1,000円余りです。</p> <p>負債合計が643万円余りとなっております。</p> <p>それから純資産の部、株主資本が1億8,155万1,000円余りございまして、内訳として、資本金と利益剰余金があるわけですが、資本金としては2億3,560万、それから利益剰余金につきましては、マイナスの5,404万8,000円余りでございます。</p> <p>通常ですとこれが利益になるわけですが、マイナスで分かりますと、この金額が累積の赤字額となります。</p> <p>純資産合計1億8,155万1,784円、負債と純資産の合計が1億8,798万1,938円でございます。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>損益計算書でございます。</p> <p>まず、営業収益で6項目ほどそこにあがっておりますけれども、まず、いぶき館の入場料は208万5,000円余りで、これは昨年に比べて10%ほど上がっております。26年度にですね、高倉健ブームと言いますか、高倉健さんが亡くなったことによるブーム等がありましたが、その余波がまだ続いているのかと思われまして。</p> <p>それから2のグッズ売上1,015万7,000円余りございまして、こちらのほうは43%ほど減額となっております。</p> <p>これにつきましては、マフィンの売り上げがなくなりましたので、その関係の売り上げの減となっております。</p> <p>それから3、ほうしゅ楽舎の宿泊料でございますけれども、339万6,000円余りということで、こちらのほう26%ほど上がっております。</p> <p>それから4のキャンプ場宿泊、こちらのほうは488万9,000円余り、こちらにつきましても24%ほど上がっております、3番と4番につきましては、上がっているのですが、どういう要因があるかということで、ちょっとお尋ねいたしましたけど、明確な理由はちょっとよく分からないということでございましたけど、普段の営業努力等による売り上げのアップではないかというふうな状況でございました。</p> <p>それから5番の委託収入、これにつきましては、指定管理に係るもので、1,254万6,000円余りございまして、これはほぼ横ばいでございます。</p> <p>それから、6のその他の売上ですけれども、326万円余りということで、こちらのほう10%程度上がっております。ほうしゅ楽舎で提供しております食事代が主なものでございます。</p> <p>営業収益合計いたしますと、3,633万6,000円余りということで、昨年と比較しますと、昨年が4,460万円余りございましたので、約12%ほど全体では減となっております。</p> <p>2の営業費用ということで、まず仕入のほうが359万4,000円余り、昨年在1,000万余りありましたので、こちらのほうも大きく減っております。</p> <p>これは、たぶんマフィンの関係の、マフィンを製造しなくなったがための仕入れが減ったということでございます。</p> <p>先ほどの営業収益からこの仕入原価と言いますか、仕入れたものを引きましたものが売上総利益となるわけですが、3,274万,1,000円余りが売上総利益となっております。</p> <p>次に2の販売費及び一般管理費ということで、1から28までの項目がございます。主なものだけご説明をいたします。</p> <p>1、役員報酬459万6,000円余りでございます。これはほぼ横ばいで、社長</p>
--	---

	<p>以下6名分の報酬です。</p> <p>それから2、給料手当1,486万1,000円余りでございまして、こちらは20%ほど減額しております。社員7名分の給料手当でございます。</p> <p>3の賃金でございますが、218万7,000円余り、こちらにつきましては、22%ほど増となっております。</p> <p>それから4、賞与54万9,000円余りでございます。昨年までございませんでしたが、ボーナスということで0.5カ月分の支給を行っているところです。</p> <p>それから5、法定福利費300万5,000円余りで、こちらのほう17%ほど減っております。この法定福利費はですね、社員と臨時社員の社会保険料が主なものでございます。</p> <p>12、水道光熱費454万8,000円余りで、12%ほど昨年と比べると減となっております。これにつきましては、マフィンの製造中止したことによるものでございます。</p> <p>それから13、租税公課202万円余りということで、こちらも若干5%ほど昨年より減っております。内容としては、法人税、消費税でございます。</p> <p>それから20番目の減価償却費213万8,000円余り、こちらのほう若干ですが、3%ほど減となっております。岩屋の給水施設、防犯カメラに係るものが主なものでございます。</p> <p>それから23、委託料158万4,000円余りということで、これにつきましては、先ほど若干触れましたけれども、販路拡大に係る関係の委託料でございます。</p> <p>それから次のページ、62ページをお願いいたします。</p> <p>27、衛生管理費129万1,158円、これにつきましては、合併浄化槽の関係の費用です。キャンプ場、親水公園、いぶき館に係るものでございます。</p> <p>それから28、雑費494万4,000円余りでございます。こちらも若干伸びているところです。4.8%ほど伸びておりますけれども、理由といたしましては、弁護士費用50万円、それから登記にかかる費用20万円、それから一般社団法人化の業務委託関係が50万、それから、ほうしゅ楽舎の敷布団、宿泊のための敷布団の関係が22万、それから岩屋湧水に係ります電子基板の関係の交換で22万円ほどありまして、こういったものが主な要因となっております。</p> <p>この1から28の販売費及び一般管理費を足したものが、そののところに出ております4,536万5,207円ということで、昨年が4,700万程度ございましたので、4.8%ほど少なくなっているところです。</p> <p>それで、先ほどの売上総利益のほうから、この販売費及び一般管理費のほうを引きまして、引いたものが営業損失になります。マイナスの1,262万3,690円、というのが営業損失でございます。</p> <p>それから3の営業外収益、まず受取利息138万4,000円余り、これは預金利息ですね。それから2の補助金、129万6,000円余りでございまして、これは、販路拡大に係る村からの補助金でございます。</p> <p>それから3、雑収入238万3,000円余りということで、これにつきましては、親水公園の募金、テナント料、自動販売機の手数料等が主なものでございます。</p> <p>合計で506万6,000円余りが営業外収益となっております。</p> <p>逆に、今度は費用がかかった分ですけれども、5番目の営業外費用、1、貸倒損失58万6,000円余り。これにつきましては、マフィン製造に係る未収金がございます、その会社負担分でございます。</p> <p>それから2の雑損失150万、これにつきましてもマフィン製造に係る差入保証金というのがございますけれども、その差入保証金の会社負担分でございます。</p>
--	--

	<p>合計いたしまして、営業外費用が964万5,000円余りでございます。</p> <p>営業損失に、この営業外収益と営業外費用、それから法人税、住民税、事業税を全部加えたものがですね、この当期の一番下ですけれども、当期の純損失になります。それが、そこに書かれてありますマイナスの994万2,367円ということで、今年の損失額となります。</p> <p>それから、次に63ページをお願いいたします。</p> <p>株主資本等変動計算書でございます。</p> <p>株主資本、資本金については、昨年どおりで移動いたしておりません。</p> <p>それから、利益剰余金でございますけれども、12期の当初の期首残高がマイナスの4,410万5,000円余りで、これが12期の期首における累積赤字でございます。その分に先ほどの今年の分の赤字994万2,367円を足して、12期末の累積赤字が5,404万8,216円ということでございます。</p> <p>いろんな差引がございますけれども、一番最後のところでございますけど、純資産合計としては、12期の期首のときに1億9,149万4,151円ございましたが、今年の分の赤字の分を引きまして、12期の残高の純資産合計といたしましては、1億8,155万1,784円となります。</p> <p>64ページ、個別注記表でございますけど、ここではですね、資産の評価基準、評価方法、固定資産等の償却の方法、消費税等の会計処理等を表記しているところでございます。</p> <p>その中で(4)有形固定資産の減価償却累計額が1,404万6,000円余りとなっております。</p> <p>内容といたしましては、岩屋のキャンプ場の管理棟分、それから岩屋湧水の給水施設、それから特産品に係ります厨房機器、それから、今年から増えた木造に係る居宅分、旧高倉専務に係る木造居宅の分が含まれているところです。</p> <p>それから(6)、債権債務関係でございますけれども、未収入金のうち373万3,061円、見込額ですけれども、この分と債務保証求償権381万3,468円につきましては、高倉健二氏に対するものでございます。</p> <p>66ページ、最後のページをお願いいたします。</p> <p>監査報告についてということで、これで監査、適正にされてあることを認めますという後にですね、ただし書きがございます。但し、下記のとおり入金が遅れている高倉健二氏に対する債権があります。ということで、先ほど説明した分の債権が合計で754万6,529円ございまして、早期に回収整理に努めることという特記事項が付記されているところです。</p> <p>以上、ふるさと村の第12期の決算報告の補足説明を終わります。</p>
議 長	以上で、補足説明を終了します。
休 憩	
議 長	11時まで休憩します。  (10時49分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。  (11時00分)
日程第5	
議 長	次に日程第5、一般質問を行います。 一般質問は、8名の議員より提出されています。 なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は、質問、答弁者の時間を含め、持ち時間は1時間以内となっています。通告に従いまして、順次一般質問をお願いい

	<p>たします。</p> <p>答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>3番 梶原光春議員の質問を許可します。</p> <p>3番 梶原光春議員</p>
3 番	<p>それでは、私は、通告書に従い、村長に質問してまいります。</p> <p>大きな項目としては、住民と行政の協働のむらづくりと美しく安全で暮らしやすい村づくりの2点です。</p> <p>まず、効率的な行財政運営について、お尋ねします。</p> <p>10年前の小石原村と宝珠山村の合併時ですね、村債と基金の額をお教え下さい。</p>
議 長	村長
村 長	<p>合併時の旧小石原村及び宝珠山村の村債と基金の額を、ただ今から申し上げます。</p> <p>まず、村債と基金ということで、小石原村では、18億5,113万1,000円でございます。宝珠山が22億132万6,000円。</p> <p>基金が、小石原村が6億863万7,000円、宝珠山村が9億4,913万1,000円でございます。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>そうしますと、村債について、実際の差額は、小石原村が24億と、端数は除きますが、宝珠山が18億と、負債がそれだけということによろしいですね。</p> <p>それと基金のほうは、小石原が6億、それから、宝珠山のほうが9億ということ間違いはないでしょうか。端数は切っておりますけど。</p>
議 長	村長
村 長	<p>もう一度申し上げます。</p> <p>村債ですね、小石原が18億5,100万、大まかに言いますとですね、余です。それから、宝珠山が22億余であります。</p> <p>基金のほうが、小石原村が6億800万余、宝珠山が9億4,900万余であります。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>はい、分かりました。</p> <p>現在ですね、ここに今年度の村債と基金の状況について、合併後のですね、27年度末が出ております。</p> <p>一番の問題というか、私が懸念するところは、村債が23億9,809万ということで、このうちの7割は交付金で返済するというふうになっております。総務課長からですね。</p> <p>あとの実損、要するに実際の損失というか、これから我々が背負っていく借金は、おおよそ7億5,000万ぐらいで、大体そのぐらいの金額だと思いますが、それで間違いはないですか。</p>
議 長	村長
村 長	議員おっしゃるとおり、7割が補助、過疎債での補助がありますので、あと残り3割と言いますと、7億強になるかと思えます。
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>そうしますとですね、この基金のほうについては、39億9,031万残っていると。この金を今後ですね、どういうふうに使っていくのか、どういうほうに投資をするのか、そういう考えをお伺いしたい。</p>



	<p>ということはですね、単純にこの村債と基金の状況についてということで、これを出せば、村民は23億もあるのかと、基金は39億だから、差し引き13億ということになりますけども、今、私が申したように、7億なんぼの実際の借金という見通しならばですね、じゃあ、あと7億引けば31億残っているんじゃないかなというふうに、普通一般の人は考えるわけですね。</p> <p>だから、こんなにあるなら、もっと他の事業やら他のものができるんじゃないかというふうに考えるんですけど。その辺どう考えて、また、どういう計画があるのか、その辺のことを村長にお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>差し引きをすればですね、今言われたように、31億あたりにつきましては、預金かと言いますか、基金があるということになるかと思えます。</p> <p>そういった中で、やはり今後計画をしていかなければいけないのは、この村がいかんにして残れるか、つまり活性化して、この村が、活性化した村を子どもたちや孫たちに引き継ぐことができるのか、そういったところが、今、私たちが考えなければならぬ一番重要なことだと思います。</p> <p>そういった中で、やはり先にやらなければいけないのが、住民の皆さん方の安心・安全な地域づくり、そこが私は一番だと思っております。</p> <p>そういった中で、今、地方創生の中でも議論があります人口減少対策、これにつきましては、やはり村としては雇用の場を設け、そして住民の方が外に出て働きに行かなくても、村内の中で生活ができる。それから、入込客の増大をはかる。いろんな面で元気な村づくりが大事だなと思っておりますので、住民皆さんが住んでよかったですと思えるような村づくり、そういったところには今後も資金的には重点をしていきたいと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>では、続いて、次の項目に入ります。</p> <p>現在のですね、村債にあたる主な項目というか物件ですね、建物。</p> <p>例えば、旧宝珠山村で言えば東峰学園それからいぶき館、こういったものがあるかと思えます。</p> <p>その辺のところ、大雑把なところで結構ですので大きなもの、例えば庁舎、まだ残っている小石原庁舎はわりと新しい、庁舎の負債が残っていると、その辺のことを教えてください。</p>
議長	村長
村長	この件につきましては、総務課長のほうに、答弁をさせていただきたいと思えます。
議長	総務課長
総務課長	<p>お尋ねの件がですね、現時点での旧小石原、旧宝珠山になるのかなと思えますが、その分類についてですね、手元に現在資料を持ってないのが事実でございます。</p> <p>と言いますのが、災害がですね、10年間です。起債の償還期間がですね。過疎債についても12年間、そういった関係で、旧村で借りた分については、ほとんど償還が終わったのが大半でございます。</p> <p>ですから、平成17年度以降、東峰村として借り入れたものになりますので、そういった数字であればですね、説明ができると思えます。</p> <p>少しお待ちください。</p>
議長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時04分)</p>
議長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時05分)</p>

議 長	総務課長
総務課長	<p>27年度末の起債の残高で申し上げたいと思います。</p> <p>まず、最も大きいのが臨時財政対策債で10億8,700万ほどになります。</p> <p>次に大きいのが過疎対策事業債、通常過疎債と呼んでおりますが、5億3,000万ほどでございます。</p> <p>次に、合併特例事業債が3億6,700万ほどございます。</p> <p>それから、教育施設整備事業債が9,800万円、それから、公営住宅建設事業債で8,300万円。</p> <p>大きいものは、大体以上でございます。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>金額は分かりました。</p> <p>では、その建物とか、そういったものの項目は分かれますか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>合併後ですね、大きな箱ものとか、そういったものはあまりつくっておりませんので、敢えて上げればですね、合併特例債で東峰学園の改修を行っておりますし、あと公営住宅、そういったものしか、この起債の中にはないものかと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>はい、分かりました。</p> <p>では続いて、次の項目のですね、職員間の給与格差の問題について、お尋ねします。</p> <p>これはですね、もう1つ、ここに書いておりませんが、今年度、29年度の職員を募集するということが広報されておりますけども、まず、同じ職種を、例えば建設水道課に限って言いますが、そこで働いている方々と、その中の課でですね、もちろん年数それから技術力、経験、判断力、こういったものを加味して、給与は普通一般的に民間の会社であれば決まるわけですね。</p> <p>ですけども、例えば臨時職員が、もちろん経験がないから当然少ないと言えばそれまでですけども。その辺のですね、同じ、今まで役場に就職をして、そして同じ年数で来て、そこで差があるとか、そういったことはございますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>同じ時期に役場に入られて、同じ経過年数を経てるところにつきましても、その差というのはないと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>今巷で言われている、例えば学校教育の職員、先生ですね、職員というよりも先生ですけども、市町村の中でも特に臨時職員の方がおられます。</p> <p>でも、正式な先生で採用されていない方たちも、やっぱり同じような仕事と時間を取られております。これは全国的に同じことですね。</p> <p>その中で、特に部活を持ってる先生方のですね、時間の負担というのが非常に大きいと思うんですよ。</p> <p>そこで何らかのですね、うちの村はですね、そういった方々に対しての、臨時というか時間外手当とか、そういったものは出てるものなかどうか。</p> <p>公務員だから出てないとは思いますが、その辺のことをお尋ねします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>部活の部分は全国的に問題になっておりますけど、手当としてはですね、平日は出ておりません。土日の4時間以上ですね、そういう練習やらをしたときには、手当を出しております。</p> <p>ちょっと額としては、今、しっかりつかんでないんですけど、そういう状況でござ</p>

	います。
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>そうしますと、なにがしかの金額は出ているということですね。まるっきり昔、私たちの中学、高校時代みたいにもるっきり無償奉仕ということは、ないということですね。そういうふうに解釈してよろしいですね、教育長。</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>そこにおける負担というのはですね、非常に大変なものがあると思います。</p> <p>それから、例えばひきこもりとか、そういったことに対してのですね、先生方の苦労というのは非常に大変なものがあるかと思えます。そういうことで、ちょっと質問をさせていただきました。</p> <p>それから、職員採用について、村長にお尋ねします。</p> <p>来年度の29年度に3名ということなんですが、今年2名採用されましたですね。来年度も3名と、今後仮にですね、もちろん首長が代われば別だし、システム形態が変わるかもしれませんが、こういうふうには毎年毎年ですね、採用していけば、単純計算すれば40年について80人ぐらいになるというような計算になるわけですかね。</p> <p>もちろん退職を間近に控えた課長の人たちがおるからということで、人員が足りないということでもありますけども、それに比例して、人口も減少していきます。おおよそ私の推計では、大体年間40名の方たちが亡くなられていると。前後あると思えますけどもですね。</p> <p>そうしますと、20年でおよそ800名は間違いなくなくなるというような計算になるんですね。そこにそこまでの職員の人たちのあれが必要なのかと。1名かぐらいなら分かりますけれども。そこまで必要だったのか。</p> <p>その辺の判断基準と言いますか、その辺のことをお尋ねしたいんですよ。</p> <p>それは非常にですね、今膨張しております。臨時職員の採用過多にもなっておりますし、足りないからと言われて、確かに非常に採用せないかん状況ではありましようけども、その辺を危惧するところでもあります。その辺の考えをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>職員の採用につきましては、首長が代われば変わるというような話ではないかと思えます。</p> <p>これは、やはり今回26年度ですか、皆さん方に提示したかと思えますけれども、この職員数の、やはり一時期に辞める方が間近に控えております。</p> <p>そういった中で、この行政の事務を遂行していくためには、現在から入れておかなければならないことという形で、計画をした採用という形を取らせてもらっております。</p> <p>今回、通常ですと、来年度につきましては2名なんですけれども、今回1名増えておりますのは、文化財調査員をですね、資格を持った方をどうしても1人入れたいという形で、合計3名という形になっております。</p> <p>今、厳密に言いますと、文化財の担当職員というのが、当村にはいないわけでございまして、この文化財を残していくということにつきましても、この村にとっては、非常に大事なことであるということは、議員もご承知のとおりだと思っております。</p> <p>人口減少になっているから、職員の数がそれに比例して減るのかということに関しましては、議員もご承知のように、今回地方創生、こういった業務から含めまして、国、県から地方のほうに下りてくる業務が、非常に多くなっております。</p> <p>そういった中で、やはり職員の業務を行っていくためには、職員の数に頼らざるを得ないというところもあるかと思えます。</p>

	来年度につきましては、その人員採用計画に則った形で行っているということと、新たに文化財の職員を雇用するということの違いであります。
議長	3番 梶原光春議員
3番	そうしますと、退職の方々の人員不足を補うということで、これが継続的に2名、3名ということは、ないということによろしいですね。
議長	村長
村長	そのように理解をしていただいてよろしいと思います。
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>それでは、次の項目に移ります。</p> <p>集落の維持ということについて、これはもう、私がここで申し上げるまでもなく、全国の問題になっております。特に山間部ですね。</p> <p>農業の衰退が、もう非常に厳しく激しいものがあります。そのことについて、お尋ねします。</p> <p>各地区ではですね、後継者が不足してというか、息子たちや娘たちが帰って来てないと。稀にこちらに職があればですね、帰って来て農業や、それから焼物の跡継ぎになっておるといことなんですけども。</p> <p>現実問題としてですね、廃屋が非常に多くなってきております。私の地元の竹地区だけでも、現在5軒あります。廃屋がですね。これから予備軍が、あと3軒ほどございます。喫緊の課題としてですね。それほどになっております。</p> <p>岩屋地区のですね、合楽という地区がございます。部落がですね。ここは4軒ほどおられましたけども、もう全員おられません。</p> <p>中山間地整備事業で、鹿、イノシシの防護柵もちゃんと作って、棚田も守られてたところなんですよ。水もある。農業をやるにはそんなに悪いとこじゃないんですね。</p> <p>けどもう、大分県とのすぐそばですけども、小鹿田焼のすぐそばですけども、非常にそこがなくなって行って、もう愕然としたんです。</p> <p>なぜそんなことが分かったかというと、今年、実は立命館大学のですね、助教の方がこちらに来られて、なぜ来られたかということなんですけども、私が調査させてくださいということで、私も竹、岩屋、栗松を一緒に回ったわけですね。</p> <p>そこでその光景を目の当たりにしましてですね、あっ、これはもう他人ごとでは、他人ごとどころじゃない、もうわが村もですね、各山間部のところはもう間違いなく、なくなっていくなということを考えたんです。考えたときにですね。</p> <p>その定住対策やいろいろなことをやっていますけども、その辺のですね、今後のですね、今後というよりも、今、すぐにやらないかんとというようなことを感じたわけなんですよ。</p> <p>それで、村長としてですね、そのことについての考えをお尋ねしたい。空き家バンクとかいろいろなことがありますけども、その前になくなって、空き家バンクをやる前に家を崩さないかんと。もう廃屋になってですね、中に雑草や蔓性植物が侵入してですね、もうどうにもならないと、もう再生不可能というようなふうになっております。</p> <p>その辺のところはですね、村長は一度くらい村を回ったことがあるかどうか、その辺のこともお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>今の質問は、非常に、これが一番大きな悩みであるかと思えます。</p> <p>これは、本村に限らず、全国的な小さな自治体並びに、これは大きな自治体もそうなんですけれども、人口減少対策、そのために今回の地方創生という国からの事業があるわけだと解釈をしております。</p> <p>やはり、なんで人口減少対策になるのかということは、もう議員もご承知のように、</p>

	<p>ここに働き場がなくて、食っていけないというところが、一番大きな問題だと思います。</p> <p>そのために、私も村長に就任した段階からですね、これは公約にも掲げておりましたけれども、旧宝珠山小学校跡地については、雇用の場で活用したいとか、そういった形は言ってきた次第であります。</p> <p>いずれにいたしましても、この村で働け、そしてこの村から外に出て行かなくても、生活できるような環境づくりというのは、これはもう理想とするところなんです、これができないところに、いろんな問題があるという形ではないかと思っております。</p> <p>例えば、先ほど合樂の集落の話をされましたけれども、あそこには3名の方が住んでおられました。しかしながら、24災の豪雨の後、土石がですね、家の中に入り込んで、そして余儀なく他のところ、それから子どもさんのところに行ったという話を聞いております。</p> <p>空き家等の対策におきましても、単純に、空き家の、何と言いますか、移住、定住の話とかいろいろ話がありますけれども、実際これを動かそうとするとですね、やっぱり空き家としても貸してくれないとか、そういった問題もあります。</p> <p>それから、空き家を壊すにいたしましても、これは、基本的には民間の所有でございますので、それを公的な資金を使って壊していくということにも、皆さん方ですね、議員の皆さん方のご理解、そういったものがあれば予算も組んで、そういったことはできるかと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、人口減少対策、これにつきましては、わが村にとって一番大きな悩みであり、一番大きな課題であるということは、私も認識をしているというところです。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>確かにこの問題はですね、ここで一般質問をして、村長と私がやり取りしてから、どうこうなる問題じゃないんです。1カ月かけても2カ月かけてもたぶん決定は出ないと思います。それはもう本当にそのとおりなんです。</p> <p>じゃあ、どうするかということになりますけども、これはまた別な機会にですね、やっぱり真剣にですね、真剣にというか、実際に我々はそのためにおるわけですから、議員もですね。やっぱりその辺のことは、村長、ちゃんと私たちと話し、部落の人たちと話し、そのことを考えないかと思えます。</p> <p>では、続いていきます。</p> <p>先ほどの定住促進のことについてですけども、1つの人口減少を食い止める策としてですね、以前私がコンビニの話を申し上げました。考えはないかということで。</p> <p>その後ですね、若い人たちにも何度か聞いてみたんですよ。</p> <p>やっぱりコンビニは必要だと。これはですね、昔と違って、物を売るだけでなく、夜間というか、そういったときにですね、銀行とか、そういったものの決済機能の役割を、今は非常に求められております。</p> <p>どこでもやっぱりコンビニを見て回りますとけども、オートマツト、現金自動引出機、振込機のあるところはですね、わりと人が集まると。やっぱりないところはですね、敬遠しますもんね、私たちもですね、ちょっと、1,000円、2,000円引き出してから、足りない分を買い物のために出そうかなというときも使えますのでですね。</p> <p>仮に24時間でなくても、朝の7時から夕方9時ごろまででもですね、できないかなということで、少し私が知り合いのですね、コンビニのオーナーに相談に行ってきました。</p>

	<p>そしたらですね、サテライトタイプなら可能でしょうと。利益供給というのは、利益を考えたら、まずはっきり言って難しいでしょうと。車の台数から言ってもですね。でもサテライトタイプなら可能ですねと、いう返事がありました。</p> <p>ですから一度ですね、村長、その辺のこともですね、メーカーというか、業者と一度ですね、相談していただくわけにはまいりませんか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>確かにコンビニの話ですね、これにつきましても、以前私のほうも回答させていただいたと思いますが、なかなか採算性が合わないということで、その24時間のコンビニについては、呼ぶことができなかったということでもあります。</p> <p>サテライト方式ですとね、これはまた行けるのであれば、そういったことも考えられますけれども、あと問題は、現在でも厳しい販売の環境の中で、商売をされている商店の方々、この方々にどう対応していくのかというのが、今お聞きしたところ、大きな問題になってくるなという気はいたします。</p> <p>そういった中で、なかなか即やれるものとやれないものもありますし、いずれにいたしましても、先ほど議員が村の基金の話も出されましたように、ある程度村につきましては、予算的なもの、それから、あと補助金的なものもいろいろと取れておりますので、そういった形で前向きに検討をしていく段階ではないかと思っております。</p> <p>ただ、先ほど言いましたように、既存の商店の方々の対策と言いますか、それをどうするのかというのが、問題かなと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>了解しました。</p> <p>もちろんその辺のことは私も考えております。</p> <p>続いてですね、自然環境の整備と景観保全について、お尋ねをいたします。</p> <p>まず、竹棚田の周辺の整備について。</p> <p>現在は何も、例えばイベント広場とか、そういったものは、何も竹の棚田の周りにはございません。岩屋には岩屋の公園がありますけれども、これは岩屋のものであってですね、棚田とはちょっと離れてから、使えないということなんです。</p> <p>それからですね、2つまとめてお話をいたします。これは関連性がありますので。</p> <p>岩屋駅周辺でのですね、JRの周辺整備、今は水汲み場と、それから農協の倉庫、加工場がございますけれども、あそこをもう少し整備していただいて、例えばツツジが非常にきれいなときがございます。岩屋沿線はですね、5月の中ごろからですね。</p> <p>そういったときに、もう少し車を入れてほしいというような話が、何度かお聞きしたんです。観光客の人たちも地元の人たちも言いよる。</p> <p>そうすれば、多少なりとも売り上げ増加になるんじゃないか、水の増加にもなるんじゃないか。それから物産品についてもですね、現在、宝珠山地区においては店がございません。小石原地区においては道の駅がありますから、問題ないんですけども。</p> <p>やっぱり年々高齢化して年寄りの人たちも、あそこまで持って行くのはなど、というような話を聞くわけですね。</p> <p>ですから近いところで、小さなものでもいいから、そういったものがないでしょうかと、いう話を皆さんからお聞きをします。</p> <p>ですからあそこのところに、例えば私どもの竹では、火祭りを6月の第2の土曜日と決めて、もう何年も前からやっておりますけれども。やっぱり今年も大型観光バスで来られたんですけども、岩屋の下鶴地区のところ、広いところに十字路があります。栗松のほうから来たらですね。あそこしか停めるところがないんですね。ですからもうちょっと近いところまで行けないかということがありました。それはもう2、3年前から続いているんですね。</p>

	<p>現状は、道は、皆さんご存じのように、離合もできない、岩屋駅から上はですね。計画はありますけれども、まだ実際に工事が始まったのは、今年からちょこっと始まっただけです。</p> <p>ですからその辺のことをですね、棚田のこのためでもあるけども、岩屋の周辺の、あそこの、ちょっとですね、なんとなく雑多なんですね。もう村長ご存じのように。</p> <p>ですから、その辺の整備の考え方、その辺はどうかと思って、お尋ねします。</p> <p>ここ3年ほどの間にですね、外国の農業視察が来られております。3度ほどですね。これはツアーに組まれているんですけども、私どももどうしてこんな竹の棚田の山の中に来たのかなと言ったら、そこに入っておりますということでですね、大型観光バスが2度ほど来られました。それは、韓国の方の農業団体が2団体来られたですね。</p> <p>ですから、そういったことで、やっぱりそのときも岩屋駅の下に停めさせてですね、バスが入ってこないということでですね、非常にご不便をおかけしました。</p> <p>そういうことを考えて、その辺の棚田の周辺整備と岩屋駅の周辺整備の考え方について、お尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>まず、最初の竹地区の棚田につきましてのことでございますけれども。</p> <p>竹地区の棚田はですね、小石原駅と、また同様にですね、本村にとって大きな観光の目玉となっているところであります。今後ともですね、残していかなければならない大切な遺産と言いますか、場所でもあると、私は考えております。</p> <p>こういった景観を残すことによって、また、先ほど言いましたように、インバウンドの方、それから日本国内の方もですね、来ていただけるんじゃないかと思っております。</p> <p>このことあたりにつきまして、どのようにやっていくのか、ひとつ竹地区の方とですね、車座なり持たせていただいてお話をさせていただきたいと思っております。</p> <p>竹地区の皆さん、それから竹の棚田保全委員会ですか、皆さんとかいろんな形があるかと思っておりますけれども、そういった方を交えまして、ひとつお話をさせていただき、そして焼物につきましてはですね、いろんな補助金等も出ておりますが、調べましたら竹地区につきましては、ほとんど棚田維持保全等の補助金等もあまり出てないようでございますので、その辺りも含めた形で、ひとつお話をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それともう1点、岩屋駅周辺整備でございますけれども、これにつきましても、今、私は私なりの考えは持っております。</p> <p>今、梶原議員言われましたように、やはりあそこのゲートボール場、それから観光施設、その裏にある2つの村の施設等はですね、今進めております六次化産業の中で、旧宝珠山小学校のところに、1つにまとめてしまおうかという考えを持っております。</p> <p>そういった中で、あの辺りを駐車場と、それからイベント広場、そういったことにも使えますし、もう1つ、あそこに第4分団の格納庫等がございます。そういったところの格納庫は他のところにつくりまして、そういった建物の販売店あたりにもしていけば、水を汲みに来た人たちが気軽にそこに立ち寄って、そして物を買って帰れるというようなことも考えております。</p> <p>そういった計画については、今後皆さん方に提示をしていきますので、ぜひともそういった地域の振興発展のために、皆さん方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	ぜひですね、真剣に村もそのことを、検討をお願いします。

	<p>実際、竹の棚田には補助金は何もありません。</p> <p>例えば隣町のうきははですね、うきはが、市町村が、前の長ですね、一生懸命になってですね、つづら棚田を応援しております。職員も出てからですね、棚田の稲刈りとか何とかいったときには、全部してやっています。</p> <p>竹の人たちというか、岩屋の人たちも非常に手伝っていただいております。もう竹の人間だけでは、もう現実にはですね、棚田の石垣は守れなくなってきております。よろしく考えをお願いしたいと思います。</p> <p>続いて、岩屋駅の周辺について。</p> <p>J R沿線の整備状況の工程表、そういったものはもう出来上がって思うんですけども、いつ、何をやるか、それをお尋ねしたいと思います。</p> <p>現在、国道のですね、J Rの代行司駅の下、J Aスタンドの前のところの工事幅幅に伴ってですね、木を切っていただいております。非常にいいことだと思います。</p> <p>もちろんその工事がやっておるので、土木事務所と一緒に切っていただいておりますけどもですね、その辺の整備状況の工程表、いつ、どこの地区をやるのか、その辺をお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>特にですね、本村は自然豊かと、それから観光立村というような形でありますので、景観づくりについてはですね、これにつきましては、もっと力を入れていきたいと思っております。</p> <p>先ほどの宝珠山の給油所の前の立木等の伐採につきましても、これは、もっと上のほうまで切っていただくように、土木事務所のほうにもお願いをして、今、そういった形になっているところだと理解をしております。</p> <p>あと、村のJ R沿線上の整備でございますけれども、今、林道の整備をある程度終え、それから、岩屋神社周辺の伐採等にかかっております。それが終わった後にはですね、一番急がれるようなめがね橋近辺の立木の伐採等にはかかっていたいと思っております。</p> <p>しかしながら立木あたり、伐採した後をどうするのか、今、ちょっといろいろと議論をさせてもらっておりますし、できれば地域の方々がまたその辺りの面倒を見て、維持管理をしていただければいいんですけども、今でさえツツジの管理等についてはですね、いろんな、大変だという声も聞いております。その辺りも加味しまして、村がやはりどうしても手を差し伸べなければいけないことにつきましては、また、皆さん方にご提示をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いをいたしたいと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。じゃあ、またそのことは、別に時間を取ってお話申し上げたいと思っております。</p> <p>時間的なものがありますので、中間の岩屋湧水の販売と国と県の陳情は、ちょっと除きまして、次のですね、各施設の指定管理料と農林業振興対策補助金等の比較をすると少ないと。農林業対策補助金が1, 100万ですので、ちょっと私は少ないと思っておりますけれども、各施設の指定管理料、これの項目とですね、金額、1年間総額どれくらい支払っているのか、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	指定管理料をどのくらい払っているかということですが、27年度の決算額で、道の駅をはじめ8施設で2, 329万円を払っております。以上でございます。
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	その他に補助金はございませんか。



	<p>指定管理料以外にですね、村が払っているやつ、補助してるやつ。      例えばひとり親対策とか、それから児童補助金等がございますね。そういったものはどのくらいありますか。      例えば小学校、中学校入学祝い金とか、そういったものですね。      分からなければ、あとからでいいですよ。今、現場で分からなければですね。      そうしますと、2, 329万と。たぶん他にもあると思うんですね。それは、項目として違う項目になるんですよ。      なぜ私がそんなことを申し上げたかという、先ほどの元に戻ります。      部落衰退、部落消滅の危機ですね、田んぼを引き受けてもらいたいと思ってますね、現実問題として道路がないと。せめて軽トラ、トラクターが入るようなところの入口やら、道路の舗装をしたいと思ってますね、あそこはとても引き受けられないと、山付だからと。いうことを皆さんから、再三にわたって言われてきたわけです。私ども長いことですね。これは私が議員になる前からですね。      ですから、もう少しですね、もうちょっと何とかならないだろうか。      農業振興基金があります、宝珠山地区で使う金額がですね。それはまだ結論が出てないと思います。      だから、それを早く出すこと、1点ですね。      それとパーセンテージがございます。このことについてお尋ねしたいんですけども。      70%補助とか30%補助とか50%補助とかありますけども、この補助率がですね、例えば均一であればいいなど、私は思っているんです。それは素人考えかもしれませんが、50%なら50%と単純にですね、あとの50%は自分で出さなさいよと、というようなことであればいいと思うんですけども。      この根拠ですね、70%とか30%、ひどいところになるとですね。これの根拠をお伺いしたい。以上です。</p>
議 長	村長
村 長	<p>1点目の部落の衰退等につきましてはですね、これについては、先ほどから何回も申しておりますように、非常にやっぱり危機感を持っております。      そういった中で、今、当然、先ほども言いましたように、食っていけないから、やっぱり人が残っていかないというのが大きな問題です。      だけど、そういった中でも、じゃあ残された人はどうするの、誰が面倒見るのというような形に、今後はなっていくかと思えます。      そういった中で、私としては、早急にですね、集落支援員という制度が総務省のほうでありますので、そういった制度を、地域に残っている方になっていただいて、その集落を見守っていただく、それから、行政とのパイプ役にもなっていただく、そういった手段が取れるのではないかと考えております。      しかもこの制度につきましては、全額補助金で、年額350万来ますので、お世話をしていただく方にとっても、それから地域のほうにとっても、負担的にはそんなにかからなくて喜ばれるようなことじゃないかと考えております。      徳島県の葉っぱビジネスで有名な上勝町はですね、50名の集落支援員を雇っておりますので、そういったところも前向きに検討をしていきたいと思っております。      それからあと、農地のほうなんですけれども、小石原のほうにつきましてはですね、ほ場整備等で田んぼの横まで軽トラ等が行く、それから農作業機械が入りやすい、そういったところは整備されておりますが、地理的条件であります宝珠山地区、それから小石原南、北地区においてはですね、なかなかそういったところが整備をされていない。</p>

	<p>議員おっしゃいますように、そういった横づけの軽トラとかですね、それから農機具が入りやすい、そういった整備をすれば、たとえ他の方も気軽にと言いますか、容易に耕作ができるんじゃないかと。したがって、耕作放棄地も減っていくのではないかと、私は考えております。</p> <p>こういったところにつきましても、そういった要望等があれば、また皆さんと一緒に話をさせていただいて、取り組めるべきところはですね、取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>宝珠山のほうにつきましては、農業振興基金、まだ1億5,000万ありますので、先ほども言いましたように、この話をもっと詰めていただいて、やっていければ、こういった形に充当できればですね、意外と早くそういった整備ができるのではないかと考えております。</p> <p>それからあと、農業振興に係る補助率についてはですね、担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>私のほうから概要的に、実務的なところでですね、2点ほど回答させていただきま</p> <p>す。</p> <p>議員ご指摘のとおり、農林業振興対策補助金といたしまして、現在は30%から70%、あるいは50%というようなことで補助率が分かれております。</p> <p>これは当初ですね、30%、40%というものが中心の補助率でありましたが、やはり一定の目的を達成し、若しくは農業に対する思いがですね、少し積極的でない部分があったのではないかと。</p> <p>不用額が増えてまいりまして、農林業振興協議会のほうに諮りましたところ、やはり補助率の増と、それから補助メニューの拡大をしてはどうかというところで、ここ26年度の途中から補助率のアップ、補助メニューの拡大が図られております。</p> <p>そして、その率の考え方といたしましては、補助率の低いものは、やはり個人的なですね、小規模エリアでの補助事業、それから補助率の大きいものは、新規の振興作物としてはかっていくもの、若しくは団体として取り組んでいるものというふうな考え方ができるかと思えます。</p> <p>それからもう1点、農地の活用と新規就農と言いますか、農業振興に係るものにつきましては、まち・ひと・しごとの関係で、当初予算といたしまして、新規就農若しくは移住者されて家賃等の補助というようなことで、月額8万円程度を上限にした要綱というようなことで、今進めております。</p> <p>それから農地バンク、現在休耕地、耕作放棄地につきましても、10アール当たり1万円という予算を確保できておりますので、10万円程度でございますが、そうしたところで、新規就農若しくは耕作放棄地の解消というようなところを、検討されておるところであります。以上です。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>分かりました。そのパーセンテージはですね。個人的なことに関与するということ。非常に耕作放棄地をなくすためにはですね、誰もがどの地区も頭を痛めているとですね、明らかに道路のいいところでも、やっぱり道路が横についていても里道しかない、幅が30cmぐらいしかなくて、歩くところしかないというところですのでですね、そういったところも村の中心部でありながら、そういう耕作放棄地を見かけられると思うんですよ。ですね、車で走っていれば、すぐ分かることですがけれども。</p> <p>ですから、やはりそういった耕作放棄地をなくすためにもですね、ぜひ、農林業振興対策補助金だけではとてもじゃないけども、追いつきません。</p> <p>個人でやることにはですね、例えばもう人間がいなくて、そこに家はあるけれど</p>

	<p>も、いないというところをですね、誰かが作ると思ってもできないのでですね、その辺のですね、補助をもう一度ですね、15、6年前だったと思います。水と土とふれあいの事業でですね、かなりの道路を舗装やら入れられています。竹地区、岩屋地区も農道等ができてから、非常に便利になったんですね。</p> <p>それでもやはりまだ耕作放棄地は、岩屋地区なんかもあります。実際そこにおいても、もうできないということですね。</p> <p>それを引き受けるには、やっぱりそういった小さなことですが、そういった取り入れ口の改善とかですね、水路の補修、そういったものもやっていかなきゃ、とてもじゃないけど、引き受けてくれないというような事情になっています。これはもう日本全国変わりません。</p> <p>その辺の予算措置を、ぜひお願いしたいと思って、この質問は終わります。</p> <p>では、たぶん最後になろうと思います。</p> <p>国道及び県道ですね、実は私が一番前から懸念しとった国道の塔の元からですね、戸有のところまでですけど。</p> <p>もちろんこの役場の前もそうですけども、この辺は住宅が多いんでちょっと難しいかと思いますが、早急にはいかないと思いますけど。</p> <p>塔の元周辺からですね、戸有橋辺りまでの拡幅工事ですね、事情は聞いておりますけども、たまに私も土木事務所に行って聞くんですけども、この辺の陳情はですね、村長はどのくらい行かれているのか、そしてまたどこに行っているのかですね。</p> <p>実際にここに行くには県庁に行かないとだめだと思うんです。これは、副村長が一番ご存じですね。どの部署に行かないかんか。</p> <p>ですからその辺の回数、回数というよりも、その辺どうやって陳情を行っているのか、県道も同じことですね。</p> <p>私どもの岩屋地区から竹地区の、一応図面も終わらしまして、竹地区のほうは、岩屋から竹地区に関しては、あとは買収と大体の工程表は出来上っております。</p> <p>ですから国道のほうですね、その辺どんなふうになって、どういう陳情をされているのか、その辺をお尋ねいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>国県道につきましてはですね、期成会というものがあるのはご承知だと思います。その期成会で、県それから国、そういったところには東峰村だけじゃなくて、その沿線沿いの期成会の中で、実際要請は行っております。</p> <p>ただ、単品と言いますか、本村に関してにつきましては、やはり甘木の朝倉県土整備事務所なり県会議員の先生なりを通じた形で、お願いをしております。</p> <p>なかなか国県道については進みませんが、その他につきましては、結構ですね、土木事務所さんのほうも対応してくれていると思っております。</p> <p>事例等につきましては、もう時間がありませんので、後でお知らせをさせていただきます。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	まだ1分あります。よろしいですか。
議長	その分しゃべってください。
3番	<p>特にですね、根本的などころに向かって、期成会だけで1年に1回、2回ですね、行ったって、それは進まないですよ。</p> <p>やっぱり何でもそうですけど、営業と同じことで、足を運ばないとね、村長、何回も言わなきゃ、それはやっぱり村長の役目だろうと思うんですよ、ですね。</p> <p>期成会に任せているから、期成会で行けばいいというもんじゃない、それは違うと思います。</p>

	<p>やっぱりそれは、その熱意によってやっぱりですね、予算配分というのは分捕り合戦です。正直言えばですね。1,000億の予算があれば、それをどこに配分するかは、結局熱心なところにしか来ないということなんです。単純にですね。</p> <p>全然、私どもも長いこと民間でやってきておりましたけども、全然取引がない、あそこにうちは組み込めるかと言っても、やっぱり朝昼晩と言わなくても、朝打ち夜がけで行けばですね、多少はやってやろうかと、分けてやろうかと、お前のところにはというような、やっぱり人間の心情ですよ。それは国の予算を分捕っても同じことです。</p> <p>ですから、やっぱりその辺のことはですね、期成会に任せているからとか、期成会と一緒にいったからとかじゃなくてですね、その辺は村長の回数だと思います。運ぶ回数だと思います。そうじゃないと、やっぱりですね、予算というのは付いてこないと思います。</p> <p>もう時間ですので、これを最後の質問とします。どうもありがとうございました。</p>
休憩	
議長	<p>13時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(12時01分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時30分)</p>
議長	<p>4番 黒川隆康議員の質問を許可します。</p> <p>4番 黒川隆康議員</p>
4番	<p>私は、2つの事柄について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>まず、1つ目ですが、公共施設の照明をLEDに交換するとのことですが、そのことの詳細をお尋ねしたいと思います。</p> <p>私の知っている範囲は新聞に掲載された内容で、それ以上の詳しいことは知りません。村民の皆さんも同様であると思います。</p> <p>村が行う事業に対して、村民の皆さんに知っていただくことは必要ですし、また、議員である私たちの務めでもあると思います。</p> <p>そこで順を追ってお尋ねしたいと思います。</p> <p>まず、はじめに、公共施設8カ所とありますが、それはどこでしょうか。また、その中に防犯灯あるいは街路灯等は含まれているのでしょうか。お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>この件につきましては、詳細につきましては、担当課であります総務課から答弁させていただきますが、いずれにいたしましても、現在、地球温暖化、そういったところが非常に大きな問題となっているわけですので。</p> <p>昨今の台風の進路等におきましても、以前とは違った経路をたどっていると。そういった原因がやはり温暖化ということが言われております。</p> <p>こういった中で、1つでもですね、こういった温暖化防止のためには、照明器具をLEDに変えるということは、非常に有効な手段でありますので、この件につきまして、業者のほうから提案があり、村といたしましても、そういった観点からLEDの設置に踏み切ったわけですので。</p> <p>詳細等については、この後、総務課長のほうから説明をさせていただきます。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>お尋ねのLEDに交換する公共施設につきましては、新聞等で報道のあったとおり8カ所でございます。</p> <p>まず、役場庁舎の宝珠山庁舎、小石原庁舎、それからいずみ館ですね、隣の。それ</p>

	から東峰学園、美星保育園、小石原診療所、鼓診療所、それから東峰テレビのテレビ局で使用しております旧宝珠山診療所跡ですね、その8カ所でございます。
議 長	4番 黒川隆康議員
4 番	分かりました。 村民センターとかは入ってないですね。 それではですね、次に、防犯灯とか街路灯は。
議 長	総務課長
総務課長	防犯灯につきましては、施設に付随する街路灯ですね、それだけが含まれております。地区で管理している防犯灯とかですね、国県道沿いにある村道も含めてですが、そこにあります防犯灯等々は、今回の対象事業には含まれておりません。以上です。
議 長	4番 黒川隆康議員
4 番	分かりました。 次にですね、LEDの交換によって、年間291万円の光熱費の削減になり、そのうちの9割超をウエストエネルギーソリューションへ支払うと書かれていました。 これは、正確に年間いくら支払われるのか、また、支払いについてはですね、5年間ということでは理解していいのでしょうか。お伺いします。
議 長	総務課長
総務課長	ウエストに支払う金額については、先ほど議員がおっしゃられたとおり、年間削減効果の約9割に匹敵する金額になります。金額で申し上げますと、273万7,920円が年間支払われる金額となるものです。 まずその前に、LEDにすることによって、年間削減効果、それが試算上では291万2,930円ということを試算されております。 それから考えれば、メリットとなる金額が17万ほど出てきますので、それを村としては、いくらかでもですね、負担が軽減されることにはなるわけでございます。 それから、5年契約ということですが、まずは5年契約ということになった理由からいきますと、本村の条例上では、長期継続契約については、5年以内と条例で定めております。 ですから本来は、このLEDに変える施設については、ウエストのほうの試算では、10年間で償却するようになっておるようです。ですから、本来は10年の契約を行いたいわけですが、村の契約が、条例上では5年しかできませんので、5年の契約を結んだわけでございます。 これを更新するかしないかについては、そのときですね、5年後の状況によるわけですが、そのまま5年間更新することもあるでしょうし、残り5年分を一度に支払えば、5年で契約は終わると、そういったことになるかと思えます。以上です。
議 長	4番 黒川隆康議員
4 番	年間237万7,000円、約ですね。そして、今の説明を聞きますと、償却は大体10年間ぐらいで見ていると。でも5年間で終わる可能性もないとは言えないと。その5年間で終わる場合は、じゃあ、倍の金額を支払うということになるのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	もし5年ですね、契約を更新しないということになれば、残り5年分について、支払うこととなります。もう併せて一度にですね、支払うこととなります。
議 長	4番 黒川隆康議員
4 番	分かりました。 この1,821基ということでしたよね。この交換についてですね、それにかかる

	<p>費用の積算を村としても行ったのかということと、この事業をですね、村独自で実施する考えはなかったのかどうか、そこのところをお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>まず、この事業でですね、交換する電球につきましては、それぞれの施設で、比較的です、長時間点灯している電灯を対象としております。</p> <p>例えば倉庫とかですね、便所とか、そういった一時的な電気の利用しかしない部分については、削減効果はそれだけ得ることができませんので、交換の対象となっております。</p> <p>それで、交換の対象を、それぞれの施設で担当者を交えて聞き取り調査を行いながら、大体1日のうちに何時間程度、一昼夜通してつけっぱなしの部分もあつたりしますので、そういった調査を細かくやっております。</p> <p>その結果、電球のタイプがですね、大体39種類ほど出ております。明るさから蛍光灯タイプ、それから普通の電球タイプ、そういったいろいろ明るさが違うものもございまして、今回提案されている種類でいきますと39種類でございます。</p> <p>そういった価格帯とかですね、自分たちで積算とかやろうとなりますとですね、国産、外国産で値段も極端に違いますし、それだけの情報も持っておりませんので、職員での積算には無理がございますので、業者の提案と申しますか、そういった試算を精査することで、採用させていただいたものでございます。</p> <p>それから、村独自でこの事業をやることができなかつたということも考えられますが、今申し上げたように、例えばこの議場1室のですね、蛍光灯部分だけを交換しましょうと、そういったことであればですね、いろいろ今ネットでLEDを購入することもできますので、一番安価な信用できる品を買って、職員での交換とかもあるわけですが、8つの施設の中にはですね、蛍光灯の電球を交換する場合に、安定器がございます。安定器の撤去をするものとか、あと、そのまま取り付けることができなくて、接続端子を取り換えたりする必要のものもございまして。</p> <p>そういったことを考えますと、やはり独自で積算をやって、発注するというのがなかなか困難な点もございましたので、業者の提案を、先ほど申しましたように精査し、採用させていただいたということでございます。</p> <p>それから最後に、これは、ほんとかどうかとか、そういうわけじゃございませんが、ウエストエネルギーのほうがですね、メガソーラーを古城原のほうに設置しているわけですが、そういったふうにいるいろいろな自治体に、今数カ所そういったメガソーラーを設置しております。</p> <p>そういった自治体を対象にこの事業を進めているようで、ウエストとしてみれば、少しはサービスの要素も含んでおりますという説明でございますので、少なくとも他の業者よりも安くできているのかなとは思っておるところでございます。以上です。</p>
議 長	<p>4番 黒川隆康議員</p>
4 番	<p>今の説明で大体分かりましたけれども、私がなぜ村独自で実施しなかつたのかと、考えはなかつたのかとお聞きしたのはですね、村独自ですれば、村内の業者の方を使えるんですよ。</p> <p>このウエストエネルギーソリューションだったら、たぶん輸送の方が来るんじゃないかなと。そういった意味からちょっとお尋ねしたわけですよ。</p> <p>できる限りですね、村が村として存続していくためには、そういう思いやりの心とかですかね、そういうものがやっぱり必要ではないかな。そういうふうにした次第です。</p> <p>それで、ここでこういうふうにお尋ねしたわけですが、それはそれとしてですね、</p>

	<p>積算はしていないということなんです、私はできれば積算、難しい面もあるかも分りません。その職員ですればですね。</p> <p>でも、それはさっき言ったように、村内の業者さんとかをお願いしてですね、そういう計算とか、見積りはできると思うんですよ。</p> <p>民間とか個人だったら必ずやりますよね。例えば相見積もりしたり、あるいは自分で調べることができる分は自分で調べてですね、それが本当に適正価格かどうかというのは、検討して、それから業者の方と相談して、納得すれば契約すると。そういう形になると思うんですけども、</p> <p>ちなみにですね、私がちょっと、年間270万支払いということで、5年間で、これは10年間ということでしたが、ちょっと金額は違ってくると思うんです。この倍の金額、合計金額はなると思いますけども、270万の5年間支払いすれば1,350万ですよ。この倍ということは2,700万ぐらい。それが償却というウエストソリューションに支払う金額になるんだと思うんですよ。</p> <p>ここの5年間で計算してですね、1,350万の1,821基だったら、平均して7,400円ぐらい、器具がですね。</p> <p>この直管式の40ワットの、直管式の電灯、これが国内では生産していないそうですね。たぶんこれは中国かどこか、あっちのほうからたぶん輸入するんだと思うんです。</p> <p>この金額がどうのこうの私は言うわけじゃないんですけども、一応そういうふうに、やっぱりある程度計算してみて、そのウエストソリューションが、提案してきたことがですね、適正なのかどうかというのは、ある程度やっぱり見極める必要があると思うんですよ。</p> <p>別に金額が、私がどうのこうの言っているわけじゃないんです。見積りとかですね、やっぱりそういうことをするというの、他の事業にも通じることではないかと思うんですよ。いろんな事業を村としては、いろんな様々事業を行っていますので、それは各同僚議員たちも、今までもですね、指摘してきたことですので、だから、今度の件でも、小さな金額とか大きな金額に限らずですね、やっぱりそういうふうな見積もりをしたり積算したりして、適正価格を判断するということが必要ではないかなというふうに思っています。ですから実勢価格とかですね、適正価格といったことは常にやっぱり念頭に置きながらですね、取り組んでいくべきであろうと思っています。</p> <p>さっき言ったように、この事業は他の事業にも通じることですので、このことに対してですね、行政としてどのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>元々このLEDの話がですね、ウエストのほうから持ち込まれまして、先ほど総務課長が申しましたように、非常に東峰村につきましては、いろいろとメガソーラーの関係でお世話になっておりますと。</p> <p>そういった事業をやらせていただいているんで、東峰村のためにもまたひとつやりたいというような前提がありました。</p> <p>それで、行く行くはすべての器具をLEDに変えていこうとは思っているんですけども、そういった関係で、今回やってみようという形でやらせていただきました。</p> <p>ただ、今、議員が言われますように、いろんな工事の発注にいたしましても、実勢価格それから適正価格ですね、こういった見極めと言いますのは、なかなかちょっと、以前の私の職場と比べましてですね、もう少し改良ができるんじゃないかと思っておりますので、その辺りにつきましては、農林観光課及び建設水道課のほうには一応指示はしております、それから、やっぱり国等の基準もありますのでですね、その辺りをしっかりとやっぱり勉強していただいて、できるだけそういった齟齬がないような形での発注の仕方はお願いしたいということは申し上げておきます。</p>

	<p>特に私も水資源機構に勤めていた技術畑でございますので、その件にとりましては、意外と関心は持っているところであります。</p> <p>今後も税金を使ってやることですから、そういった点には十分注意をしてですね、やってまいりたいと思っております。</p>
議 長	4 番 黒川隆康議員
4 番	<p>ぜひ、そういう形で取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>私は今回のLEDの交換に対してですね、反対ではありません。むしろですね、もろ手を上げて大賛成であります。</p> <p>今、先ほど村長もおっしゃいましたように、地球温暖化問題が叫ばれる中ですね、こうした取り組みはですね、必要なことですし、光熱費の大きな削減にもなりますので、たいへん良いことだと思っております。</p> <p>できればですね、村にある防犯灯それから街路灯、極端に言えば、村内のすべての照明がLEDに交換することができればいいなというふうに思っています。</p> <p>LEDへの交換がますますもっと大きく広がっていくようにですね、行政として取り組んでいただきたいと思いますというふうに思っております。</p> <p>ただ、私が申し上げたいことはですね、先ほどから言っておりますように、民間意識と言いますかね、そういうものをもっと持ってですね、いろいろな事業に取り組んでいただきたいと思いますということ。このことを強く要望して、この質問を終わり、次の質問に移りたいと思っております。</p> <p>次は、教育長にお尋ねしたいと思います。</p> <p>リオオリンピックが終わってですね、パラリンピックが今日開催されました。オリンピックには様々な国から人々が押し寄せてまいります。東京オリンピックも4年後には開催され、多くの外国の方がこの日本にやってまいります。また、政府もですね、観光に力を入れて、たくさんの外国の方が観光にもやって来ております。</p> <p>こうしたですね、国際化の波の中、それに対応できる人材の育成が必要だと考えています。わが村の児童それから生徒に対しても同様ですね、そのためには外国語教育が必要不可欠であると思っておりますが、英語教育の現状と今後の取り組みについて、教育委員会の考えをお聞かせください。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>国際社会に対応できる人材の育成はですね、村でも非常に重要に思っていますので、教育施策の中にもそれは上げております。</p> <p>特に、国際共通語であります英語に対しては、もう早くから取り組んで、できるだけ使える英語、そして外国の方々としっかりふれあえる人材育成、そういうところに現在力を入れているところです。</p>
議 長	4 番 黒川隆康議員
4 番	今後の取り組みはどういうふうに、ということをお聞きしたかったんですが。
議 長	教育長
教 育 長	<p>まず、現在の取り組みについて、少しご報告をしたいと思っておりますけど。</p> <p>まず、小学校においては、英語活動ということで、5年生、6年生でALTを入れてですね、外国語指導助手を入れて英語活動を行っております。</p> <p>本来は5、6年生だけの学習指導要領なんですけど、東峰学園においては、1年生から4年生も外国語活動ということで、ALTを入れて一緒に活動を行っております。</p> <p>内容としてはですね、英語に親しむと。ゲームをしたり歌ったり、外国のいろんな名称の呼び方を練習するとかですね、そういう形の英語の活動でございますけど、そういうのをしっかり力を入れているところです。</p>
議 長	4 番 黒川隆康議員



4 番	<p>私も今の現状を大体分かってはいるんですよ。村費で別に講師の方も入れていまずしね。</p> <p>だから、そういう意味では、たいへんうちの教育行政としても取り組んでいるというふうには思っているんですよ。それをもっともっと広げるというか、もっと何と言うか、取り入れていく、もっと前向きにですね、していく必要があるのかなと思っています。</p> <p>この前の新聞にも載っていましたが、中教審の特別部会において、次期学習指導要領のまとめ案が公表されました。そして年内に答申して、2020年には導入予定だと言われています。たぶんこれは2020年に導入されると思うんですよ。</p> <p>それによりますと小学校の英語授業がですね、小学校3年生より導入されるんですね。そして、現在年間35コマある事業時数を70コマに倍増するというものでした。</p> <p>そこでお尋ねなんですけど、2020年まで待たずですね、早期に段階を踏みながら取り組むほうが、子どもたちに受け入れやすいのではないかなと思うわけですよ。</p> <p>その点について、教育長として、早期に取り組むお考えはあるのか、ないのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>ご指摘のように、2020年度のオリンピックに向けてとか、また国際化のために英語力をつけようという取り組みは進められて、中教審でも審議されております。</p> <p>そういう中でですね、現行の学習指導要領がありますので、平成29年度はそのままではいかなければなりません。いわゆる外国語活動ですね。</p> <p>その中に教科的な要素を少し取り入れてよいと。どういう意味かということ、今は先ほど言ったように、ゲームとか歌とかですね、活動をするという時間なんですけど、教科とすれば、それに読むこと、書くこと、こういうことが入ってきます。</p> <p>それを29年度からはそういう視点も入れてもよいということに、平成29年、来年ですね。</p> <p>それで、その後なんですけど、32年から、平成で言っていますけど、平成32年から完全実施になります。その前の29年、30年は先行実施をしてもよいということになっております。</p> <p>ご指摘のように、5年生、6年生が70時間ですね、週2コマ。それと3、4年生が、外国語活動が下りてくると、これは1コマなんですけど。</p> <p>その中でちょっと課題があるんですけど、まず時数ですね、年間時数が980時間で限られていますので、その中で外国語活動の、英語の時間をどう作るのかと、先行実施をした場合。そういう問題とか教材の問題、または評価の問題、併せて指導者の指導の問題とか、いくつの課題があります。</p> <p>一番大きいのはやっぱり時数をどうするかということが、今のところ大きな課題です。</p> <p>ただ、学校と今いろいろと協議しているんですけど、できるだけ早くですね、そういう英語活動に、教科としての取り組みを入れていく。そういう形で、今検討をしているところです。</p> <p>29年度は、そういう教科的な要素を取り入れてやる。来年度はですね。再来年度からは、時間数をちょっと見なければいけませんけど、できれば英語科としての授業として組み込んでいくようなことを、今、学校と検討しているところです。</p>
議 長	4 番 黒川隆康議員
4 番	<p>様々ですよ、いろんな問題があるとは思いますが。でも、今、教育長がおっしゃったように、そういうふうな問題に対してもですね、今取り組んで、考えられておられるというふうですので、ぜひこのことはですね、しっかりと進めていただきた</p>

	<p>いというふうに思います。</p> <p>それから、英語教育等はですね、幼児からやっぱり接することが大事だと言われて いますよね。その幼児に対する英語教育というのは、どういうふうに考えられており ますか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>発達過程、子どものですね、様々な発達過程があるので、その辺を踏まえてから外国 語活動も入れなければならないと、大きくはそういうスタンスを持っております。</p> <p>村の教育推進協議会ですね、学校運営協議会の中でもその辺を論議しましたが、 できれば早いうちからそういう外国語にふれたり、外国の方にふれたりということが できればいいなど、保育所、保育園からも要望もありましたので、昨年の夏からです ね、月に1回程度で、ALTが特に保育所、保育園に行つて外国語活動をする、そ ういう形で取り入れております。</p> <p>あんまり無理に入れると、いわゆる日本語とか国語の部分の問題とかもありますの で、その辺もうまく発達段階に合わせた部分で導入をしていくと。そういうのは必要 かなと思っております。</p>
議 長	4番 黒川隆康議員
4 番	<p>いろいろと英語教育についてお尋ねしました。様々な問題があると思えますけど も、ぜひ強気に押し進めていっていただきたい。そして、ここの村の児童や生徒に、 英語教育というものを徹底していただきたいというふうに思います。</p> <p>私は、これで質問を終わります。</p>
議 長	<p>引き続き、9番 長澤貞義議員の質問を許可します。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>私の質問は、防災・安全対策についてと観光の振興についてでございますが、まず、 防火水槽・消火栓の設置基準でございまして、第1の質問に入りますと、村内で防火 水槽を建設する際に、消防法とかいろいろあると思えますが、どういった基準がある のでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>防火水槽を設置する際の基準でございますけれども。</p> <p>まず、既存の防火水槽を更新する場合と、それから新設をする場合、この2つが考 えられるかと思っております。</p> <p>1つ目の、既存の防火水槽を更新する場合でございますけれども、やはり設置年数 が古く、経年劣化等による損傷とかですね、機能が著しく低下している、そういった 水槽が1つ考えられます。</p> <p>それから、昔の防火水槽と言いますのは蓋がかかっておりません。その周りをフェ ンス等で囲っているわけなんですけれども、非常にやはり転落とかの危険性もある。 そういったところが優先されるのかなと思っております。</p> <p>また、新設の場合につきましては、消火のですね、消防水利が非常に便利が悪い、 それから建物が密集している、そういったところが優先される基準ではないかと思っ ております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>確かに優先されるのは住宅の密集しているところが、優先順位的には早くなると思 います。</p> <p>今年のように渇水で、ほとんど8月は雨が降らない日が多かったんでございませ んが、特に大字小石原地域におきましては、私の住んでいるところの横の川は、もうほ とんど、田んぼにも水を取りますので、ほとんど流れてない、わずかししか流れない状 況なんです。それで、本当に火事が起きた場合にはですね、もう防火水槽に頼る以</p>

	<p>外にないわけですね。</p> <p>それで、小石原地区で、各地区防火水槽がございますが、私もちょっと見て回ったんですが、最低でも1個あるように分かりました。南の原とかですね。上町とか2個とかですね、原地区にも2個あります。</p> <p>そういう形で、防火水槽、各地区に設置はされておりますけれど、3番目の質問で、各地区ごとの揚水、揚げる時間ですね、これが分かりましたら教えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今ですね、防火水槽で設置しております立米数はですね、40 tとそれから60 tがあります。ポンプ1台がですね、水を出す、昔は4気圧とか3気圧とか言っていましたよね。今、4メガパスカルというらしいですけども、そのあたりで出しますと、大体1分間に1立米、したがって40 tですと40分、60 tですと1時間の能力は、能力と言いますか、出す水はあるということ聞いております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>40 tであれば、ポンプ車1台の分で40分、60 tであれば60分ということですね。</p> <p>それでは、私も見て回って、大体古い時代に設置されたのが大半のように見えますね。新しいのは下町に地下タンクが1基ございます。</p> <p>上町の私の横、川の横にあるものなんかも、かなり古くて浚渫をするように消防主任は言っておりましたけれど、実際にタンクにたまっている水の量はたいしてないと思います。</p> <p>このようにですね、一旦火事が起きた場合は、防火水槽の水から消火に当たるわけでございますが、そばに川の水がどンドン流れているところであれば、そこの川から供給ができるわけでございます。</p> <p>一昨年皿山でも火事がございましたが、あそこの地区はそんなに大きな川はございませんで、ああいう結果になったと思うんでございますが、消火栓の数なんかちょっと見てみますと、皿山は3カ所ぐらい大体設置されておりますね。防火水槽と消火栓と組み合わせたですね、消火活動が考えられるわけでございますが、これがですね、消火栓を設置するにも、これは消防法と水道法が絡んでいると思います。</p> <p>設置するのにどういった基準があるのか、教えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>消防水利として法的な消火栓の基準でございますけれども、呼び径が65ミリの口径を有するもので、直径が150ミリ以上の管に取り付ける必要があるということがあります。</p> <p>ただし、管の長さですね、これが1辺180m以下の場合においては、75ミリの径でもできるということになっております。</p> <p>その給水能力でございますけれども、取水可能水量が毎分1 m<sup>3</sup>以上であることということですから、先ほど言いました4メガパスカルですかね、そこら辺りになるかと思えます。連続40分以上の給水能力を有していることと、いうことに決まっているみたいです。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	では、うちの村の小石原地区にある消火栓のですね、給水能力というのは、これに合致したものが大半なのでしょうか。
議 長	村長
村 長	東峰村にはですね、現在消火栓88カ所あります。小石原が44カ所、宝珠山も同じく44カ所でございますが、その基準に合っているものが、小石原では5カ所、宝珠山で6カ所でございます。

	<p>したがいしまして、すべての消火栓におきましては、基準に合っていないということでございます。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>確かにですね、高低差があるところがございます。皿山なんかも標高が高くなりますので、水圧がたぶん下がると思いますね。</p> <p>しかし、初期消火を考えるならばですね、私は消火栓の設置がもっと進められてもいいんじゃないかと思えます。</p> <p>なぜかと言いますと、消火栓があれば、うちの村はたいていの男の方は18歳以上になれば消防団員に加入するわけですが、そこで大体の基礎的なものを、扱い方とかを覚えますので、住民の方が消防団を辞めて、私たちみたいにちょっと高齢の入口になっている者でも分かるわけですね、使い方は。</p> <p>だから一番良い例が、これは出していいか、ちょっと分かりませんが、小石原の原地区で昔、十何年前、窯元さんの工場がぼやを出したんですね。そのときは、その窯元さんの前の道路に消火栓があったんですね。それを使って、すぐ消火をしたおかげで、ぼやで済んだわけですね。</p> <p>このように、その例を見ますと、消火栓が一番初期消火に役立つものだと、私は思うんですが、その辺りの考えはどうでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>その辺りの考えというのは、初期消火のためには消火栓が有効だということでしょうか。それは、私もそうだと思っております。</p> <p>ただし、今言われましたように、ほとんど基準外の消火栓が設置されているということで、その辺りをまずどうするのかという問題もあるかと思えます。</p> <p>ただし、やはりそういった中でも、なかなか防火水槽並びに消火栓で、果たして火災が終わるのかということもございます。</p> <p>それとやっぱりご承知のように、建物が建っているところには、非常に近くに山がすぐ隣接しているということもあります。</p> <p>したがいまして、今年度、今年2月でしたか、宝珠山のほうで火災がありましたけれども、そういったところでもやはり水利がですね、川が横に流れてても、そこまで消防自動車なりが行ける、防火消防用の道がなかったりとかですね、そういったところが、非常に多々ありますので、そういったところも含めてですね、これはまた消防委員会さんも含めまして話をする中で、そういったところは順次整備をしていきたいと思っております。</p> <p>今回、小石原のほうにつきましては、ダムの水特法の関係で水道の改修もやっておりますので、能力的に上がればですね、そういった可能性もただ多くなるのじゃないかと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても防火水槽は、今、議員言われるように、初期消火あたりで、そのあとじゃあ、どう後の水を補給するのかというところが問題になっていくかと思えますので、その辺りも含めまして、整備をはかっていきたいと思っております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>消火栓の使い方はですね、私はこう捉えています。</p> <p>まず、初期消火にそれを使うわけですね。火災を発見して、そして、消している間に消防車ですね、消防団が到着する。それまでの間水が出ればいいと思います。</p> <p>だから、圧は低くてもですね、火元に届けばいいわけでございます、能力の不足は出してみないと実際分かりませんが、どのくらいものかは。それは消防で確認をしていただきたいと思えます。</p> <p>この中に連続して40分以上の給水能力が必要とされるということですので、防火</p>

	<p>水槽と消火栓の水を連動して、やっぱり使う可能性ですよ。消防車が来れば消火栓のホースを消防車のポンプに繋ぐことも可能ではないかと思えます。そういう使い方ができると思えます。</p> <p>ですので、私ちょっと地域を見て回って、消火栓の数がやっぱり足りないと思うんですね。そして、昨日ちょっと見たところでおかしいと思ったのは、小石原庁舎の下のバスの車庫がありますよね、国道のすぐ入ったとこに。あそこに消火栓、入口にあるんですけど、消火栓の地下の金属の蓋は分かるんですけど、そこにはホースは全然置いてないんですね。だから、もし、いざ使うときは、そこから消火栓の水を取り出すときはどうすればいいのかなと思ったんですね、昨日見て。そこは、把握はしていましたか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>すみません。場所の確認ですけど、東峰学園のスクールバスの車庫のところですかね。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>ちょうど入口の右側に生け垣があるですね、石を積んだ。そのちょうど左側です。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>小石原庁舎の駐車場になるかと思うわけですが、あそこに公用車の車庫がございます。あその右端がですね、元々旧小石原村の消防の倉庫でございまして、まだホースとかですね、吸管的の筒先の古いやつとか、そういった施設は置いておりますので、その分を利用する計画だと思えます。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>そこに置いてあるということは、地域の方にちゃんと周知、認知されておれば大したことはないと思うんですが、私は前の方に、窯元の方と話したら、「いや、確かあそこには置いているとは思いますが」という返事でした。</p> <p>それとですね、もう1つ、たまたま旧小石原小学校の上り口の左側にもう1つあるんですね。そして、こっちの離れた上り口の左側にホースが置いています。</p> <p>たまたま消防の副団長がおりましたので、そこに。一緒にちょっと消火栓はどこにあるかねと思って聞いたんですね。ホースのある場所は分かったんですけど、消火栓の場所がちょっとそこから離れていたもので分からなかったもので、副団長に聞いて、ああ、ここにあるねということで確認はしましたけれど、石の粉と土が、もう隙間にいっぱい入っていてですね、ホースを置いている格納している箱の中を見ただけですけど、開けるやつ、そこを、手でたぶんあれは開けれないと思うんですよ。素手では、ああいう状況では。</p> <p>だから、そういう開けるものもそこにちゃんと置いておかないと、たぶんすぐには使えない状況だと思います。これもまた確認しておいてください。</p> <p>そういうことですね、消火栓の数を、村長、もう少し増やせるという可能性はあるんでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>可能性は調査をしてみないと分からないんですけども、可能性ですから、全くないということではないかと思っております。</p> <p>この辺りにつきましても、消防ですね、それから消防委員会あたりの中でお諮りをしていただいでですね、必要な箇所であれば、それは当然村としても対応をしていきたいと思っております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>やっぱり消火栓の数が増えればですね、それだけ消火栓そのものに置いてるホース</p>

	<p>も互いに使えますので、もっと長い距離を消火できると思います。</p> <p>原地区に1つ、ちょうど家が密集しているところに1つあったんですけど、消火栓の地面に、地下の栓のあることホースの置いてあるところは80mか100mぐらい離れておりました。だから、そこもやっぱり使いにくいなと、私は感じました。</p> <p>それで、初期消火を考えますと、消火栓以前に、もう1つ消火器ですね、これをやっぱり各家庭にちゃんと備えるということを、村として進めていくべきではないかと思いますが。消火器がやっぱり、消火栓以前にもっと初期消火に役立つと思うんですね。ちゃんと使い方さえ理解してもらえばですね。</p> <p>だから村としても、この消火器の普及は、昔もありましたけれど、現在どうなっておるか分かりません。もう以前ずっと、小石原2地区においては、小石原村の当方で、各家庭に消火器は進めてまいりましたが、現在どういう状況になっているか分かりませんので、今後の村の取り組みとしてですね、消火器を普及、もっと進めるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>消防委員会等ですね、その辺りに諮りまして、現在でもですね、消防団員の方は消火器の、ちょっと表現は悪いんですけども、勧めですね、これは、各家庭には来ているかと思っております。私のところにも実際、そういった形で買いましたので。</p> <p>村といたしましてもやはり、今、議員おっしゃるように、初期消火というのはやっぱり大事だと思っております。一番重要なことですね。</p> <p>したがって、消火器を設置していただくということについては、また、広報等も通じて村民の皆さんには周知をしていきたいと思っております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>もう1回、また元に戻りますが、南の原の地区の防火水槽は、南の原の公民館のところにあるんですが、そこしかないように思いました。見た感じでは。</p> <p>鶴から国道を上ってきますと、ちょうど国道を上ったところは新しい家等も何軒かできておりますので、その周辺には防火水槽も何もないわけですね。</p> <p>地区の方からその要望があれば防火水槽の建設はできると思いますが、優先順位等もありますので、村としては地区から要望が出れば、そういうつくるかつくらないかの判断は、村として判断するのでしょうか、どうですか。要望が出た場合ですね、地区から。</p>
議長	村長
村長	<p>地区のほうからですね、要望と、あとは先ほどから何回も申していますように、各消防団それから各班、それから消防委員会等もございますので、消防委員会等ですね、村の防火の施設等については点検もしていただいておりますので、そういった諸々を含めてですね、やはり設置しなければならないところは、それは設置をさせていただきたいと思っております。</p> <p>ただし地元の方の用地の提供とか、そういったものは当然のことかかってくるのではないかと思っております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>今、村長がお答えになりましたとおり、今後村と消防委員会等でそういう取り組みをしていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、次の質問にまいります。</p> <p>皿山地区にある小石原焼にとって一番重要な旧日本工芸館が村に寄付をされたということを聞いておりますので、これは、もう完全に寄付が確立されたのでしょうか、どうですか。</p>
議長	村長

村 長	<p>今年の3月にですね、工芸館を所有している窯元さんの代表者の方がおみえになりまして、工芸館を村のほうに寄付したいというような申し出がありましたので、村といたしましてはいろいろなことを加味してですね、村として引き受けるようにしております。</p> <p>しかしながら、まだ登記等はですね、やっておりません。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	すみません。私、始まる前に言えばよかったですね、資料を配布していただけますか。
議 長	<p>事前に確認していますので、これを許可します。</p> <p>(資料配布)</p>
9 番	<p>それでは、旧日本工芸館ですね、これをできた経緯が、今お配りした資料に載っています。これを引用して、質問に入っていきたいと思います。</p> <p>小石原焼が戦後ですね、発展した経緯がこれに書いてあります。</p> <p>旧日本工芸館の小石原分館という名前でございますが、昭和36年に開館しております。建設は35年にできたように記憶しております。</p> <p>これを建てた方が、三宅氏が建てたように書いております。三宅氏が小石原焼を発展させるために、個人的にたいへんな支援を小石原焼にさせていただいたことは、これを見ますと書いております。</p> <p>当時民芸ブームということに乗って発展したんでございますが、バーナード リーチ氏が小鹿田に来て、小鹿田の焼物がそこで有名になったということでございますが、それと関連して同じ時期に、小石原へもバーナードさんが来て、小石原焼の良さをやっぱり広めるといふか、全国に有名になるきっかけになったんでございますが、この三宅氏が小石原焼に対して、多大な貢献をさせていただいたことでございますが、まずですね、小鹿田と小石原に対してですね、4万5千点の陶器を注文しているんですね。</p> <p>それまで小石原焼は大物、昔から甕とかですね、徳利とか、本当に生活に必需品の生産であったんだと思うんです。この三宅さんがスエヒロというレストランを大阪でやっているときに、そういうお店で使う食器として小石原焼が使えるということ、この方が見出してですね、小石原焼を、小石原の皿山には2万点の注文をしているんですね、このときに。</p> <p>だから、1個1,000円とすれば2,000万ですね、それぐらいの当時、昭和35、6年代に、大きな救済ですかね、やっぱり地元のほんと発展の大きな基礎になったろうと思います。</p> <p>それと三宅さんがですね、小石原焼が国の伝統工芸産業に指定をされるときの審議員を務めていたそうなので、やっぱり福岡県でも一番早く小石原焼が伝統産業に指定をされたわけでございます。昭和50年にですね。</p> <p>こういうふうには三宅氏の小石原焼に対する貢献をですね、私は残すためにも、この工芸館の建物、土地それから周りの石塔をですね、村としてどう取り扱っていくのか、お伺いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>長澤議員のおっしゃることにつきましては、まずはですね、ちょっとご確認をさせていただきたいんですが。</p> <p>長澤議員の単独の考え方なのか、それとも皿山地区、先ほど言いましたように、12名の方々ですね、総意をもつての考え方なのか、その辺りがちょっと私には分かりません。</p> <p>当然、現在所有しているのは、焼物の12名の方が所有しています。その人たちが、</p>

	<p>やはり表現の仕方は悪いんですけども、もう持ちきれないという形で村に寄付をす ると。そして、いろいろ要望もあります。当然。 例えば防火水槽をつくってくれとか、ポケットパークをつくってくださいというよ うな要望はあります。 そういったところも含めまして、村としてもまだその件につきましては、その皿山 地区の方と詰めた話はしておりません。 しかし、長澤議員が言われるようなことがですね、あれば、村としてもこの問題に ついては、ちょっと1歩も2歩もですね、下がりたいと思います。 その間、長澤議員がそういった案件について、まずはそういう意見を聞かれてです ね、できれば村のほうに教えていただければと思います。 どうも皿山地区の人たちの考え方と、今、議員の思っておられる考え方、それがち よっと違うんじゃないかなと思っておりますので、その辺りをもし、議員がそういう ことを言われるのであればですね、ちゃんとそれは持ち主の方、そういった方と協議 をされた上で言っていただければ、非常にありがたいかなと思っております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>全員の方ではないんですけど、話はちょっとさせていただきました。その中で、 残さなくてもいいという方もおられました。 私もそのところの判断は出来かねますので、一応全員の方の意見ということは聞いて おりませんが、文化財としての価値ですね、これが教育委員会からも県に対し て、県の文化財として認定ができないかという要望を出していると思っておりますが、そこ は、村長、認識はしておりますか。</p>
議 長	<p>村長ですか。 （「教育長でもいいです。」の声あり） 教育長</p>
教 育 長	<p>まず結論から申しますと、文化財の認定のための申請ではございません。 まず、昨年11月にですね、明治以降の近代的な和風建築に対しての特性を調査 したいということで、県の文化財のほうからですね、調査があったわけで、これはあく までも近代建築の特性を知るという調査でございます。 文化財に指定するとかいうものではなくて、それを県内調べて、どういうものがある か、そして建築の変遷がどんなふうになっているかを調べていくと。その後、も のすごく貴重なものとか、そういうものにおいてはですね、今後評価をしていくとい うことであって、あくまでもあれは文化財としての調査ではないということござい ます。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>そういう観点で県には要望を出しているということですね。まだ文化財という認識 ではないわけですね。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>これは要望ではなくてですね、調査があったので、調査としてこの村にはそういう 近代建築に値するものが、どういうものがあるかということの中の1つとして上げた わけです。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>分かりました。 この日本工芸館は、大阪の日本工芸館の小石原分館として建築されまして、たぶん 九州にはここしかないと思うんですね。 そういう観点から見ると、やっぱり密接に小石原焼と結びついた歴史的な建物だ と、私は認識しております。また、文化財としての価値ですね、それもあつてはな</p>



	<p>いかと、私自身は思っております。</p> <p>今後ですね、もっと地元の方との協議ですね、それはやっぱり、それと村として、それは、私は、村に寄付をいただいているものでありますので、やっぱり村独自の考え方も言っているのではないかと思うんでございます。</p> <p>所有していた方々の希望が、どうしてもこれを倒してくれということであれば、これは仕方ないんですけど、村としてやっぱり観光立村を考えていく上で、これをどう活かしていくかという取り組みですね、そういう考えも持ってはいかがかと思いません。どうでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>非常にですね、この問題、扱い方によってはデリケートな問題になるかと思えます。</p> <p>したがって、長澤議員がそういう熱意があればですね、ぜひ、梶原二郎さんが、そこの工芸館の代表でございますし、柳瀬眞一君と、それから高取 忍さんもみえられました。まずはその辺りで話をさせていただきませんか。それまで、じゃあ村は動きませんので。</p> <p>そういったことをきっちりとした上でのご質問であればですね、村としてもいろんなことができますけれども、今の長澤議員の質問であれば、村としては、この問題、もう少し長澤議員からの回答なり報告を待ってですね、動きたいと思っておりますので、その件はよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>これはですね、村の執行者である村長が、一番の決定は、私はできると思うんですね。本当に重要なものと認識ができればですね。</p> <p>村長自身に、私は、そこは、決定権はあるんだと思います。村に寄付はされておりますので。</p> <p>今後ですね、また、私も、今申されました方たちと話はしてまいりますので、今後また検討をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>最終的な決定権は、確かに私にあるかと思えます。</p> <p>しかしながら、私が独断でどうこうということは、やはり私としてはやりたくはありません。地域の方が望むべき姿、そういったことについては、やっぱり私としての責務でありますし、そういった観点から考えますと、そういった長澤議員と、また地域の方との齟齬をですね、できるだけ埋めていただいて、そしてまた私のほうに報告なりをいただければ、それから私もまた、その3名の方なりですね、そういった方と協議等を重ねていきたいと思っております。</p>
休 憩	
議 長	<p>14時50分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(14時41分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩間に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(14時50分)</p>
議 長	<p>6番 梶原文明議員の質問を許可します。</p> <p>6番 梶原文明議員</p>
6 番	<p>私は、通告書に基づきまして、質問をいたします。</p> <p>最初は教育長にお尋ねをいたします。</p> <p>まず、食材が高騰する中、東峰学園の給食費について、質問をいたします。</p> <p>まず、給食費の負担割合は、小学校、中学校、同じでしょうか。</p>

議 長	教育長
町 長	<p>まず、それぞれの給食費の金額をお知らせしたいと思います。</p> <p>小学校が4,200円、中学校が4,900円。その中で保護者ですね、自己負担としては、小学校が3,000円、残りの1,200円は村の補助です。同じように中学校におきましては、自己負担が3,700円、村負担が1,200円。自己負担の割合としましてはですね、当然ちょっと変わりますが、パーセントにすれば、約71%が小学校は保護者負担、中学校においては、75%が保護者負担ということで、村の負担は、1,200円はどちらも同じようにしております。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>給食費の負担割合は分かりました。</p> <p>では次に、人口減少対策ですね、子育て環境を整えようと、補助制度を導入する自治体が増加傾向にある一方ですね、食材費高騰から値上げ等も相次いでおり、負担の二極化が進んでいる中、地域格差があると言われていますが、東峰学園では、筑前町、朝倉市と比べてどうですか。</p> <p>それともう1つは、一律無償化は考えておられますか。この2つを教えてください。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>まず、全体としては、一律無償化は現在のところ考えておりません。</p> <p>それと、先ほど村からの補助率を出しましたけど、大体給食費はですね、同じぐらいの3,700円から4,900円、それぞれかかっております。</p> <p>それからすると、村からの補助が25%または29%ですかね、30%近く補助しているということは、村としては結構保護者に対する負担は軽くなっているというふうに認識をしているところです。</p> <p>今後においても、まず、学校給食法の中でですね、第11条で、施設整備は設置者がするけど、あとの食材、食べることににおいては保護者の負担とするということに、法のほうでも謳われております。</p> <p>そういうものも含めまして、全部の無償化ではなくて、一部は保護者に負担をしてもらうというふうに考えております。</p> <p>その理由として、2つほどですね。</p> <p>1つは、保護者がお金を支払うことによって、どういう給食がっているか、子どもたちがどんな給食を食べているかという、関心を持っていただくこと。</p> <p>さらには、保護者が当然の養育のために、支払うところによる保護者の責任的なもの。そういうものを含めて、何らかの形で保護者には負担をしていたかと。そういう形で教育委員会としては考えております。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>教育長、お答えのとおりだと思いますが、3番目の質問に、ちょっと入ってしましまして、回答が先に来ちゃったような感じになっちゃったんで、ちょっと進みにくくなっちゃいました。</p> <p>そういう中で、3番目に行きたいと思います。</p> <p>公立の小中学校ではですね、学校教育法に基づき、学校を設置する自治体を実施しなければならないということになっております。</p> <p>食材費は保護者負担、給食のかかる施設整備や人件費は自治体の負担と定められておるそうです。</p> <p>文部科学省によりますと、2014年の調査では、公立小学校の99.7%、中学校では93.7%が給食を実施しているそうです。</p> <p>ただ、その中でですね、これはちょっと前の資料になりますが、12年度の抽出調査では、児童・生徒の0.9%ぐらいが給食費を納めていないそうです。</p>

	<p>その理由の6割はですね、保護者の責任感や規範意識の問題、3割が保護者の経済的な問題ということになっているそうです。</p> <p>こういった状況を踏まえてですね、給食費の一部負担について未納等がありますか、あるならその金額と件数を答えていただきたいと思います。</p>
議長	教育長
教育長	<p>現在のところは、未納はありません。</p> <p>ちょっと1、2カ月遅れる家庭はありますが、全額入っております。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>なぜこんな質問をするかというですね、私自身は村からいただく書類の中でそういったのは分かりますけど、村民の方は分からないわけですね、こういったことは。</p> <p>みんなやっぱり一生懸命働いて、その中で給食費等は、子どもたちを学校にやるために納めているわけですから、全部納めているのかというのは、やっぱり保護者の中では話が出るわけですね。</p> <p>敢えて私はお聞きをしたわけですが、ないということであって、非常にいいことだと思いますので、今後もそういった形で続けていただければ、ほんとありがたいなと思っております。</p> <p>次に、4番目の質問に入りますが、今後の給食費の負担についてですね、どのように考えていますかということですが。</p> <p>例えば小学校が無料、また中学生が無料、すべての小中学生無料、第2子以降は半額などの補助制度を設けているところがあります。</p> <p>県下ではですね、熊本が15市町村あるそうです。福岡が14市町村、宮崎が6市町村、佐賀が5市町村、長崎が3市町村、残念ながら大分は0だったそうです。</p> <p>制度の導入の背景にはですね、人口減少に対する自治体の危機感があると思います。</p> <p>佐賀県の太良町ではですね、手厚い支援で子育て世代の流入と流出をはかろうと。全額、15年度に無償に踏み切ったそうです。</p> <p>宮崎県小林市ではですね、給食費に、以前から比べればどんどん上がっていますからですね、ふるさと納税の寄付の分をですね、この小学校の給食費に、半額助成をしているそうです。</p> <p>福岡市を見てもですね、消費税が上がった関係で、食材費の上昇も当然上がっているわけですが、15年度で小学校が300円増になって、月額4,200円だそうです。中学校は400円増の月額5,000円に値上げをしたそうです。</p> <p>こういった中ですね、食材費は以前に比べると、特に野菜と、今年は特に玉ねぎとか、そういったやつが急激に上がっていますが、村としてはどう考えるかですね、その辺りをお答えいただきたいと思います。</p>
議長	教育長
教育長	<p>確かに食材が上がって、保護者に負担がかかることは、避けなければならないというふうに考えております。</p> <p>今年200円上げまして、保護者のほうは据え置きという形でいっておりますけど、今後消費税がアップしたり食材が上がったりすれば、当然上げていかなければならないということになるかと思っておりますけど、保護者の負担をできるだけ変えないですね、村からの補助率を上げていく。今、1,200円補助してありますが、それを1,300円、1,400円という形で、保護者の負担をできるだけ増やさないで、給食費への対応をとということを、現在のところは考えているところです。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	これ、非常に難しい問題だとは思いますが。

	<p>やっぱり近隣の市町村との兼ね合いもありましようし、なかなか保護者の人たちの負担を増やすというのも、やはり厳しいところがありましようが。</p> <p>私、今の質問の中でですね、ふるさと納税、これをですね、いくらかでもやっぱり子どもたちのためにですね、助成をする方向性を考えてみてはどうだろうかと思うんですが。</p> <p>これは、教育長より村長に聞いたほうがいいのかと思うんですが、ふるさと納税を学校給食費のほうに助成する考えはありますか。</p>
議 長	村長
村 長	ふるさと納税の中にですね、子育て支援とか学校教育とかという分類がありますので、そういったところですね、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>確かに、現在、学校のほうにですね、ふるさと納税の中から補助をやっておられますが、27年度が、ふるさと納税が随分増えていますよね。</p> <p>できたらですね、額を私が決めるわけにはいきませんし、話し合っていて、いくらかでもですね、給食費の補助等をさせていただいたら、保護者の人たちも、やはりこの村に住んでよかったと、そういった助成等もですね、やっぱり考えていくことも必要ではないかと、私は思うわけですが。</p> <p>将来やっぱり子どもたちがこの村に残るがためにも、やっぱり良い印象を持っていただく、保護者の方には、特に将来にわたってこの村に住んでいただくためにも、村の印象度を上げるかというのも、私は非常に大事なことではないかと思いますが、村長、どうでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>私も子育て支援というのはですね、前回の議会の中でも言わせていただきましたけれども、最優先の形の取り組みをやらせていただいております。</p> <p>当然、ご承知のように、私の給与も賞与、給与、2割カットいたしまして、年間210万、これにつきましては、子育て支援のほうに回させていただいております。</p> <p>それから、この地方創生に絡みましても、子育て支援等の対策については、力を入れておりまして、移住・定住住宅、それから保育所の低額の料金とかですね、それからお祝い金、出産、保育所、1年、中学、高校までの手当等も支給をさせていただいております。</p> <p>いずれにいたしましても、今、議員おっしゃいますように、この村に住んでよかった、それから、子育てがしやすい、そういった形でこの人口減少がですね、対策が取れるような形では、何とか持っていきたいと思っておりますので、この件につきましても、今後また、検討をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	村長にお答えいただいた後に、教育長に、また元に戻しますが、現在のですね、給食費の、ギリギリのラインなのか、それとももう少し余裕があるのか、費用と皆さん方から頂いている村の補助の金額と合わせたものから、食材費等を差し引いた場合ですね、非常に厳しい状況なのか、まだ余裕があるのか、その辺はどうでしょうか。
議 長	教育長
教 育 長	<p>一昨年あたりまではちょっと厳しいという状況だったので、今年200円上げました。その部分で、ここ数年は大丈夫だろうというような形で、栄養士さんから聞いております。</p> <p>ただし、先ほど議員さん言われましたように、食材の高騰とか諸々がありますので、このままの給食費ですつといけるのは、ちょっとできないかと思えます。</p> <p>それで現在の時点では、今のお金で数年はいけるということで、学校からも聞いて</p>

	おります。
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	すぐには値上げはしないということだと思いますが、現在その給食の食材ですね、これは、外国産を使っているとか、そういったことはないんでしょうね。
議 長	教育長
教 育 長	<p>大体給食会からですね、この食材はどこからですというふうな、仕入れ先が送られてきます。ほとんど大体給食会から取っていますので、その辺りの安全性とか、また放射能とか遺伝子組み換えとかですね、そういうものもデータとして送られてきますので、安全性は十分に確保というか、見ているというふうに認識しているところです。</p> <p>ただ、すべての食材がそこからは入って来てないので、全く外国産がないかどうかまでは、ちょっと私のほうもまだ把握をしきれておりません。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>確かに野菜等はですね、すぐ国産とか外国産とかいうのは区別ができるでしょうけど、問題は調味料とかそういったやつですよ。</p> <p>そういったやつはやっぱりどうしても国産ですと言ってもですね、100%というのはおそくないだろうと。日本の食の中に中国が、国名出したらいけないかもしれませんが、ほとんど入っています。はっきり言って。</p> <p>ですけども、やはりできれば国産を、日本のやっぱり農業基準からいけばですね、世界の中ではトップレベルです。そういった農業基準の中で農家は生産をして、食材として学校給食等、そういうふうにしてあるわけですから、やはりできるだけそういう安全の面はですね、留意をしていただいでですね、給食を作っていただきたいと思っておりますので、その辺りを教育長として、どうお考えですか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>議員ご指摘のように、私も考えております。</p> <p>その中で、先ほど申しましたように、学校給食会のほうからですね、食材は十分留意をして仕入れておりますので、その辺のところでチェックをかけてくるかなというふうに思います。</p> <p>ただ、ご指摘のように、調味料から何から全てですね、国産では賄えないというところで、安全には十分配慮をしていきたいと思っておりますけど、やはり良いものになると値段が上がったりとか、いうことは否めません。</p> <p>それで、その集めた給食費の中で、いわゆる精査して、その中で使える食材、それも安全性を十分配慮したですね、そういう形を十分持ちながら、学校給食を提供していきたいというふうに考えております。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>確かに100円プラスか100円マイナスかと、そういった食材の感じだろうと思いますが、やっぱり栄養士さんもその辺が一番やっぱり大変だと思うんですね。</p> <p>学校給食の中で、1カ月にどのくらいの金額で抑えていかなければならないかというのが、やっぱりあるでしょうからですね。そこであんまり厳しくなると、やっぱり食材を今度は落とさなくちゃいけない、そういった加減が出てくると思うんです。</p> <p>ですから今後はやはり、ある程度余裕のあるですね、給食の内容にしていくためには、村当局もある程度考え方を柔らかくしていただいでですね、補助等があれば、やはり今後、さっきから教育長がお答えしていますように、上げていく可能性だって当然ありますから。ですから、余裕を持った経営をしていただいで、子どもたちがやっぱりおいしいものを食べていただくというのが、一番私は基本だと思いますので、今後そういった形の中で、教育長はどういった方向性を持っているか、最後に聞かせてください。</p>

議 長	教育長
教 育 長	<p>給食におきましては、子どもたちがですね、たいへん楽しみにしている時間でもありますので、おいしくて安全性のあるものを、ぜひ提供していきたいというふうに思っております。</p> <p>ただ、食材が高騰した部分とかあって、大体今単価がですね、240円ぐらいでできているんですね、1食が。それでも抑えながらとか、それぞれの食材に調理しながら、栄養士さんのメニューの、献立の作成ですね、その辺たいへん苦慮しているところなんですけど、余裕があれば、例えばデザートをつけたりとか、副食を付けるとかですね、そういうところも考えられるんですけど、できるだけその辺は給食の主食のほうで対応していくという形を今、しております。</p> <p>今後そういう学校からの要望とか子どもたちの声とかも聞きながら、今後財政的な面が出てきますので、その辺は首長部局とも協議しながら、今後検討してまいりたいと思っております。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>給食費の件は終わりたいと思います。</p> <p>次に、村長にお伺いをしますが、その前にですね、配布文書をお願いします。</p>
議 長	<p>事前に確認しておりますので、これを許可します。</p> <p>(資料配布)</p>
6 番	<p>では、質問に入らせていただきます。</p> <p>お手元に写真を配布させていただきました。これが昨日撮りました写真です。</p> <p>小石原庁舎の裏側に駐車場がありますが、これは村長、職員のための駐車場でしょうか。まずお聞きをします。</p>
議 長	村長
村 長	通告にないんで、ちょっとあやふやになるか分かりませんが。
議 長	通告はありますよ。
村 長	<p>失礼いたしました。</p> <p>聞いているところではですね、職員は診療所の横ですね。どちらかと言ったら、裏側に止めていたらしいんですけども、ここを整地して舗装した場合にですね、職員の駐車場それから商工会、それと道の駅の駐車場になっておるというところで聞いております。</p> <p>10区画あるそうなんですけども、職員7名がここに駐車しているということでありまして、問題は診療所の診療に来た方の駐車場がないというようなことも聞いておりますので、そうであればですね、役場の職員の駐車場等も以前のところに停めていただくか、若しくはちゃんと診療所オンリーのですね、駐車場を確保したいと思っております。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>私の質問にはですね、職員のための駐車場ですかということをお聞きしたんですが、村長、ちょっと先まで言ってしましまして、道の駅と商工会の人の駐車場でもあるということなんです。</p> <p>診療所はご存じのように、3台ぐらいしか車は止められないんですね。この駐車場に職員の方が、今7名、村長が答えたようにですね、停めてあります。</p> <p>写真を見ていただくと分かりますが、庁舎のほうに付いたほうはほとんど職員の方の車だと思います。真ん中から診療所側が道の駅に来られている方、商工会の方の駐車だと思います。</p> <p>昨日もですね、宝珠山の方が診療所に来られていました。私、ちょうどこの写真を撮ったのが10時半ぐらいですが、朝のですね、朝10時半、午前中の。</p>

	<p>そしたら車を停める場所がないんです。ここに止められなければ、診療所はもう車が入っていましたので止められません。</p> <p>商工会の前が1台空いておりました。商工会の駐車場に、奥さんでしたけど、止められました。</p> <p>道の駅に来られる方が止められないんで、斜めに突っ込んだりしてました。ここは悪いっちゃろうかというような感じですね、私に言われました。いや、停めて大丈夫ですよということ言ったんですが、診療所は止められないですもんねって。</p> <p>その日は、昨日は平日ですから、道の駅のほうの駐車場も空いておりました。ですから、止めようと思えば道の駅にも止められますけど、できればですね、この職員の人たちの駐車をですね、全部が全部ではないでしょうけど、移動していただいて、診療所の裏側、庁舎の下側になりますけど、ここに止められるスペースはありますよね。それと倉庫の前、下の倉庫の前はがら空きです。1台も車は停めてありません。</p> <p>ですからここに止めればいいんであって、歩きたくないからここに停めているんですよ、はっきり言って。</p> <p>朝見てみると、守衛の方がこの裏側を、鍵を開けていますよね。だから、そこからすっと入って行けるんですよ。そういう職員の方に利便性ではないですけど、そういった形に今はなっているんですよ。</p> <p>ですから診療所に来られた方は、やっぱり何らかの病気があるんで、歩くのが苦になる人たちが来ているわけですね、診療所というのは。私ぐらい歩ければ、前の駐車場であろうがどこであろうが来ます。歩いて来ます。</p> <p>でも、やっぱり診療所に来られている方は70歳以上の方がほとんどです。若い元気な人は来ません、診療所には。</p> <p>ですから駐車場は、ここの部分を空けていただかないと、車が停める場所、ないです。わざわざ裏から歩いて行くような人はおりません。</p> <p>ですから職員の方に、前に停めていただくか、車庫の前の駐車場を利用していただければ、職員の方で歩けないような人は、そんなにはいないと思いますから。</p> <p>その辺りをちょっとお聞きしたいなと思って、この通告書を出したところです。</p>
議長	村長
村長	<p>非常にいいご意見をありがとうございます。</p> <p>早速ですね、職員が、ここには駐車をさせないようにですね、やりたいと思っております。</p> <p>できれば、以前から停めていた診療所の裏ですかね、それとか前のスペース、そういったところに明日からですね、変更させていただきたいと思っております。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>村長が明確な回答をさせていただきましたので、ぜひともですね、そういった方向性をもってやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>これで、私の一般質問を終わります。</p>
議長	<p>引き続き、1番 柳瀬弘光議員の質問を許可します。</p> <p>1番 柳瀬弘光議員</p>
1番	<p>私は、旧宝珠山小学校について、質問をしていきたいと思っております。</p> <p>今、旧小石原小学校と旧宝珠山小学校は廃校になって5年経過していますけれども、今、旧小石原小学校に関しては、26年度から水源地活性化プロジェクトが進められており、村内からプロジェクト委員を募集してですね、今、22名のプロジェクト委員さんと大学の講師の方々が意見を交えながら、新たな施設活用に向けて計画が進められております。</p> <p>また、旧宝珠山小学校については、まだ話が進んでいないようなんですけども、今後活</p>

	<p>用するのか、しないのか、いろいろ村民の方にも、いろんな意見があるようです。</p> <p>そこで旧宝珠山小学校についての質問になりますけれども、築年数と耐震性、新耐震基準を満たしているかどうか、お伺いしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>旧宝珠山小学校につきましては、昭和48年に建設をされているというところがあります。43年経過しておりますけれども、ご質問の耐震についてのことでございますが、大規模改修を平成16年に実施しております、耐震改修は完了しているというところがあります。</p>
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	<p>平成16年にですね、新耐震基準にはなっているというところで、廃校になり5年が経過しているんですけれども、小学校の各設備に異常がないのか、また、点検等は行っているんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>小学校跡地の利用につきましては、先般全員協議会の中でご説明をさせていただきましたけれども、借りる企業等も出てきて、今、議会のほうにご説明を申し上げているところでもあります。</p> <p>当然そういった段階になりますと、村の施設でございますので、水道それから浄化槽、電気等の点検等というのは、当然、やらなければならないと思っております。</p> <p>しかし現状では5年経過しましたが、各設備の点検はやっておらないということでもあります。</p>
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	<p>点検等を行っていないということはですね、水道関係とか空き家に近い状況で、やはり財産として持っているのであれば、点検等を行うべきだと思いますけれども、村有の財産を管理する上で、そういった点検等はなぜ行っていないんでしょうか。</p>
議長	教育長
教育長	<p>私の関連するところまで、ちょっとお答えさせていただきます。</p> <p>最初は教育委員会が管轄をしてました。23年東峰学園が開校して2年ほどですね。</p> <p>ただ、もう学校が廃校になったので、総務課のほうの財産管理になったわけですけど、その間におきましては、セキュリティがかかっていますので、月に1回程度ですね、校内に入ったり、または外を見たりとか、そういう点検はしてきたところです。</p> <p>実際にちょっと不審者が入った状況等もありましたので、十分その辺の管理をしていかなければいけないということは思っておりました。</p> <p>その後はちょっと、財産になりましたので。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>先ほど教育長がおっしゃられたとおり、財産管理のほうに、総務課のほうで引き継いだわけでございますが。</p> <p>旧小学校、両小学校ともでございますが、月に1度の点検とかですね、そういったものは行っていないのが実情でございます。</p> <p>ただ、水道とかはですね、毎月メーター等を見てまいりますので、異常漏水等があれば当然分かりますし、浄化槽もですね、管理は当然杷木衛生社と甘木環境施設組合ですかね、甘環境ですか、そちらのほう管理を行っておりますので、そういった異常はないものと思われま。</p> <p>あと電気とかそういったものは、もう点検等は行っていないのが実情でございます。</p> <p>結論から言いますと、異常があったときには、そういった周りから報告があること</p>



	を受けて、対応を行っているというのが実情でございます。以上です。
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	点検に関しては了解しました。 また、次の質問に行きますけれども、施設の活用の計画性等は、廃校になってから5年、どのような話をされてきたのか、お伺いしたいと思います。
議 長	村長
村 長	<p>廃校になり5年が経過したということと、もう1つはですね、村長になりまして、公約の中でもここにつきましては、宝珠山地区の雇用の場、そういった企業を呼んで、村民の方への提供あたりを考えていきたいという話はさせていただいております。</p> <p>そういった中で、議会のほうもご承知だと思いますけれども、今年の7月に社団法人朝倉創生塾から、校舎を使った水耕栽培のですね、ご提案がありました。</p> <p>議会に説明をさせていただきましたが、その後なかなかですね、補助金の関係とかいろんなことで、向こうのほうの態勢が整っていなかったということで、この1年間相当取り組んできたことだと思いますけれども、8月の末になりまして、ようやく事業の実施に伴う具体的な資金計画、実施体制、生産計画、販売計画等が整い、村に提示をされたところであります。</p> <p>これにつきましては、今月の全員協議会でも説明をさせていただきましたけれども、この提案につきましては、先ほど言いましたように、村の貴重な雇用の場になると考えております。</p> <p>当初約9名から10名、最大では30名ほどの雇用を見ているということでございますので、私としては、この提案を受け入れ、そして施設の貸付けを行い、この東峰村地域の活性化のために寄与していきたいと考えております。</p>
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	<p>今年の4月にですね、企業のほうから全員協議会のほうに話をしに来ていただいて、また先日ですね、1年後ぐらいに、1年過ぎて、また話が来たんですけども。</p> <p>1つの提案としてはすごくいいとは思いますが、まず一番大事なのがですね、例えば企業に一度貸してしまうとですね、いざ村のほうが使いたいというときに、どうしても貸してしまうと、施設内の改造をしていたりですね、そういうリスクがあると思われま。</p> <p>まず、やっぱり一番大事だと思いますのが、やっぱり住民の方の声や意見等を、まず小石原小学校ですね、旧小石原小学校でやっている地域活性プロジェクト委員会のようにですね、やはり住民の方に望まれる、また施設でないといけませんし、村長が言われてらっしゃるように、雇用の場というのもすごく大事だと思います。</p> <p>そういった、まずは住民の方の意見等をですね、聞くような機会を作っていくようなことは、お考えはないのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>当然のごとくですね、議会での貸し付けの承認がいただけましたら、早急にですね、住民の方の説明等は行っていきたく思っております。</p> <p>また、この水耕栽培につきましては、騒音等の公害もなくですね、また頻りに車両が出入するようなことでもなさそうでございますので、雇用という形を考えますと、ぜひとも住民の方にもご理解をいただいてですね、この件につきましては、早急に取り組んでいきたいと思っております。</p>
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	<p>まず、議会の承認をいただいているかですね、というのは、議会のほうもですね、住民の方の意見がすごく重要だと、皆さん認識しているところですね、まず、住民の方がですね、小学校をどういうあり方であったほうが、長期的な視点で考えていく</p>

	<p>べきではないかなと思います。</p> <p>そういったところで、まず、プロジェクト委員会等を発足して、その中で、そういった企業に貸し出したほうがいいんじゃないか、ということになればいいんでしょうけれども、先に決まってしまったことを住民の方に話を持ちかけていくということは、順序が違うんじゃないでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員の、今の考え方もあろうかと思います。</p> <p>それから、やはりこちらサイドから投げかけてですね、住民の方の了解を得るといふ形もあるかと思います。</p> <p>そういった段階で、今、私が考えていますのは、やはりどういった企業が来るのかということを確認をした段階で、住民の方にはご説明を申し上げたほうが、内容的にもですね、理解をしていただけるのではないかと考えております。</p>
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	<p>村長はそういうふうな考えでしょうけれども、やはり小学校というのはですね、学校というのは地域のシンボルでもあり、やっぱり思い、感情が残っているというかですね、校舎だったり校庭だったり、いろんな感情がありますので、それはプロジェクト委員のほうでもですね、いろんな意見が出ているんですけども。</p> <p>やはり地域活性化というのはですね、やっぱり住民自らが盛り上がっていくようなことが、地域活性化に繋がるのではないかと思いますので、企業が入ってくることも悪くはないんでしょうけれども、やはり住民の方が盛り上がることで、地域活性化には繋がると思いますので、また給食室等も品製造というか、菓子製造の機械とかもありますので、六次化産業、村のほうに力を入れていくのであればですね、また、そういった施設の活用の長期的な視点もあるのではないのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員の言われることは、いろんな思い出とかですね、そういったところは、当然、学校の校舎それから周りの風景とかですね、木の1本にあたるまで、個人差にもよりますけれども、あると思います。</p> <p>しかし、そういった合意の上でしに庁舎とかですね、そういう廃校が使えないということになればですね、これは、いつまで経っても今の現状のままだと、私は思います。</p> <p>そういった中で、やはり村としては雇用を重視した、そういった企業、そういった形で活性化させたいということですので、基本的にそういった思いよりも現実的な動きのほうが、私は大事かと思っています。</p> <p>それから、先ほど給食室の話あたりありましたけれども、あの部分については、六次化産業のための1つのエリアとしたいと考えておりますので、そういったことについては、一応お貸しすることはできないという形でのことはお願いしております。</p>
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	<p>思いよりも現実というのが、村長の考えだとは思いますが。</p> <p>この前の新聞にも福岡のですね、旧大名小学校跡地に今、活用を検討しているみたいですけども、やはり大名小学校のほうでも、いろんな提案を公募して、その中で地域の方がまた要望する広場や公民館の機能を取り入れたりして、うまく住民の方の意見、または将来的な校舎の活用、それがまた地域の繁栄になっていくというところを、提案を受けながら構築しているらしいんですけども、そのようなお考えはないのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	まず、先ほども言いましたように、やはりこの宝珠山地域の活性化のためには、雇

	<p>用の場というのは、重要であるということをご理解をいただけたと思います。</p> <p>そういった中で、今、議員おっしゃるように、まだその近くに旧美星保育所の校舎もありますよね。</p> <p>中学校跡地につきましては、ちょっと耐震的に問題があるというような話を聞いておりますけれども、旧美星保育所の校舎のほうについては、補強をやればいけるんじゃないかというようなお話も聞いております。</p> <p>そういったところでも振り替えができるのではないかと考えておりますし、まずは、今の旧小学校跡地につきましては、雇用の場優先という形で、今のところ考えております。</p>
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	<p>村長が言ってらっしゃるようにですね、雇用の場というのは、すごく重要なところだと、私も認識しております。</p> <p>ただですね、プロセス、経過を踏んでいく段階で、やはり住民の方とまずは話し合いをしていくことが重要ではないかというところで、また、提案等も聞き入れながら、進めていくような形が取れないのかなというところが、どのように今後、また企業から話があるんでしょうけれども、どのような計画で、じゃあ、進められていく予定なのでしょう。</p>
議 長	村長
村 長	この旧宝珠山小学校の跡地利用につきましては、何度も申しますように、雇用の場という形で、現在提案が来ています企業の精査あたりを行い、貸付けをしていきたいと、私自身は思っております。
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	<p>何度も堂々巡りになってしまっていて申し訳ないんですけども、1つの提案としてですね、受け入れた中で、もっと広く提案等を受けて、長期的に施設活用を考えていくべきだと、私は思います。</p> <p>それがですね、一度貸してしまうとですね、なかなか先々村の方向性の中で、ここを活用したいという案が出てきた場合に、どうしても本当に一番の最善策なのか、というところは疑問に、私は思いますので、ぜひ、住民の声をまず聞いていただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>要望ですか、質問として、もう一度答弁していただけますか。</p> <p>村長、じゃあお願いします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>確かにですね、柳瀬議員の言われるプロセス、これも大事だと思います。</p> <p>しかしながらこの5年間、私になりまして約3年間、いろんな形でこの利用については、それなりにいろんな方をお願いをし、検討をしてみましたが、なかなかそういった利用をしてくれる、しかも、先ほどから何度も申し上げますように、雇用の場としての利用というのはですね、難しかったというのが現状であります。</p> <p>ようやく昨年からですね、こういった話が来て、これが本当に具体化していけば、また宝珠山地域の雇用の場になるのかなと思っております。</p> <p>柳瀬議員の言われる、そのプロセス、確かに大事だと思います。しかしながら、そのプロセスが、ちょっと言い過ぎかも分かりませんが、大事なのか、もう一度現実が大事なのか、もうそういったご提案が以前からあっておればですね、当然また私もとしても考えることができたんですけども、私としてはやはり雇用の場というのが一番最初にあったものですから、そういった形でやってきたわけです。</p> <p>それであると、議員言われるように、じゃあ、何を持ってくるのかとかですね、そういったところの話というのも、当然やはりまだまだ見えてこないわけでございます</p>

	し、私の立場としては、もう少し形の見える形で物事は進めていかなければならないんじゃないかと思っております。
散 会	
議 長	<p>これもちまして、本日の会議を終了します。</p> <p>明日9月9日は、引き続き一般質問を9時30分より行い、終了後、決算審査特別委員会を開会します。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(15時56分)</p>

# 第8回 東峰村議会定例会会議録

平成28年9月 9日  
( 第 2 日 )

東 峰 村 議 会

平成28年 第8回東峰村議会定例会議事日程

平成28年9月9日開議

日程第 1 一般質問

開 議	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>なお、澁谷村長、佐々木議員より、病気ということで、議場内にペットボトルの持ち込みを許可しております。</p> <p>それでは、5番 高橋弘展議員の質問を許可します。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>まず、1問目、職員の採用計画について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>1問目の、29年度の採用予定の正規職員が3名の理由はという部分に関しては、昨日の梶原光春議員の質問でご回答が出ておりますが、それと深く質問していきたいと思えます。</p> <p>昨日も説明がありましたように、3名の採用のうち1名につきましては、文化財の専門職的扱の一般職ということで話を聞いておりますが、一応その採用の募集要項の中には、首長部局の仕事もする可能性があるという記載がありました。その辺の説明をお願いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>文化財専門員だけの仕事量というのがですね、ちょっと完全に1人あたりの業務量かという、そうでもないようでございますので、当然時間が空いているときは、一般職のですね、業務をしていただくように考えております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>基本的にその文化財専門員という言葉が、今、村長のほうから言われましたけれども、基本的におそらく教育委員会に配属になって、その仕事をされると思えます。</p> <p>結果的に教育委員会の人員自体が、1名プラスという形になるのでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>ちょっと補足をしますけど、結局文化財関係というのは専門職になりますので、それだけの特別な資格を持った方とかという形になります。</p> <p>ただ、ずっとその場所にですね、例えば教育課にずっと在籍のままということには、ならない部分もありますので、先ほど村長が申されましたように、他の業務とかに、また他の課に移ることも、トータル的に考えたらですね、そういうことを想定しております。</p> <p>それで、教育委員会が1名増えるかどうかにおきましてはですね、今後の村長部局との協議によりまして、バランスのいい人材配置ということになるのかなということも思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>もう少し詳しくお聞きしたいのが、文化財専門委員という肩書をずっと持ったまま首長部局、例えば総務課に行ったり、保健福祉課に行ったり、そういった部分が出てくるということでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>私の答えられる部分でお答えしたいと思いますけど。</p> <p>まず、専門職ということですね、一般職で採用だけど、そういう文化財関係の勉強をした方と、そういうふうな専門的な知識を持った方という形で採用したいと思</p>

	<p>ます。</p> <p>それで、あくまでも採用としては一般職としての扱いですけど、その中に特に考古学とか歴史学とか、そういう方を、持った方ということで、ずっとそこで、教育委員会に張り付きということはできない、この小さな村だからですね、いろんな職種を動かないといけないこともありますから、基本的にはそういう方の、持った方が村の中に、その職員の中にいると、現在いませんので、そういう形で採用していきたいというふうに考えております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>完全に教育委員会を離れて、他の部署、首長部局のほうで担当課の仕事をする場合もあるという理解をされているのかなと思います。</p> <p>そういうことであれば、実際、今回採用する3名というのは、一般職3名に限りなく近いと読み取ることができるのかなと思います。</p> <p>というのは、首長部局にも3名いくことが可能ということで、実質職員採用計画の中には、2名ずつでずっと記入されている中で、首長部局にも行く可能性がある人間をもう1人採っているということで、何か気が付いたら人員をさらに増加させているような気がします。</p> <p>今の他の部局、首長部局にも転籍することが可能ということであれば、別に採用人数2人でもよろしいんじゃないのかなと思うんですけども。その辺のご説明をいただけますでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>職員採用計画についてはですね、昨年なり計画がありますということで、毎年2名ずつ採用していきますということを説明していたと思っております。</p> <p>そうした中で、今回募集した分が、1名は文化財専門員ということで、文化財専門職ということで1名募集しています。</p> <p>その条件の中に、一般事務に変わることもありますとしているわけでありまして、今の時点ではですね、やはり文化財担当として当分の間はですね、職務をやっていたくことになろうと思いますし、現文化財担当の日高さんについてもですね、年齢が相当年齢になっております。</p> <p>そういった関係で、引継ぎも当然必要でしょうし、そういった期間を考えるとですね、一般職にすぐカウントしていく、配属させていく、そういうことは当然無理だと思いますので、やはり一般職限定でいけば2名の採用に、今回の場合でもなっているものと、そのように捉えていますので、数字的にですね、3名採用しますけど、3名が一般職になるんじゃないですかと、そう言われればそうかもしれませんけど、今の考えの中では、あくまでも文化財担当という分野で採用を行うということですので、そのように理解していただければと思うわけですが。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>文化財専門職につきましては、私も一般質問や予算等でも必要というかですね、あったほうが良いという部分は、社会教育の観点からも申し上げていたところでありませう。</p> <p>ただ、しかしながら、人口が減少していく中で、財政も厳しい中で、やはり専門職を充てるということ自体の厳しさというの、もちろん全体の予算の中からも思うところはあります。</p> <p>といったところで、3名、毎年2名募集していく中で、そういった専門職を持った方を特記して募集することでもいいのかなという感じも受けたのですが、今回3名、別枠で1名という形だったので、ちょっと疑問に思い質問したまでです。</p> <p>社会教育分野に対して、人員を多く充てていただくことは、そういった文化財であ</p>



	<p>ったり、文化、伝統を深めていくことで大事かと思えます。</p> <p>ただ、しかしながら、人員が限られている中での人員配置だと思えますので、来年度配属されたときに、適切な人員配置をお願いしたいと思います。</p> <p>それに引き続きまして、この先ほど総務課長から、職員採用計画の言及がございましたですけれども、平成36年の4月時点で職員数52名というのを大体目標に、人員採用計画を立てられているかと思えます。</p> <p>まず、その根拠、平成36年4月現在で52名必要という根拠を教えてくださいませんか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>職員数、36年の4月で52名という計画ですが、やはりこの目標というものにはですね、特段計算で出てくるような数字ではございません。</p> <p>現在の職員数が52名で、計画時が52名で計画しましたので、できるだけですね、その職員数で業務を維持できれば一番良いのかなと。</p> <p>そういったところの見解で数字を持ったものでありまして、こういった理由、計算です、退職者の補充というところで計算した数字が52名でございますので、そのように理解していただければと思えますが。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>国立社会保障人口問題研究所、いわゆる社人研というところの推計におきましては、平成37年、ちょっと5年刻みだったんで、毎年は確認できなかったんですけれども。その時点で東峰村の人口が1,838人と推計が出ております。</p> <p>昨日の梶原光春議員も聞かれましたように、現在から大体人口が400名程度減少することが、このまま行けばですね、このままの推移をたどれば人口が減ることではありますが、その職員が減らない理由、もう一度お聞かせいただけますでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>昨日の村長の答弁の中でも一部あったと思っております。</p> <p>最低限自治体を維持していくためには、今の職員数ぐらいは必要であると、村長もそのような見解を持っておりますし、職員数を減らしている自治体の状況というのが、やはり財政的な無理があつてですね、職員給を自治体が負担するのに無理があつて職員数を減らしていく、そういったケースはあろうかと思っております。</p> <p>東峰村の場合においては、年々人件費の割合は下がってきております。</p> <p>と言いますのも、やはり年齢の高い層のほうが人数が多いもので、そういった世代が抜けていけば人件費も当然下がります。</p> <p>そういったことを考えればですね、できるだけ職員数を維持しながら、自治体を維持していくのが、私としては好ましいのではないかと思っております。以上です。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>総務課長が言われる職員数、最低限の職員数という意味合いも、私は必要だという部分は自覚しております。</p> <p>しかし、もう少しやっぱり詳しい説明が必要かなと思うのが、度々村長も、人口が減ると地方交付税が減りますということ、度々申されてきたと思えます。特に地方創生という観点においては。</p> <p>といったところで、地方交付税が減れば、一番本村の予算においては頼りにしている財源でもあります。その部分が減るということは、予算規模も小さくなります。</p> <p>そこで、職員数が減らないということは、予算規模が減るけれども、人件費は減らない。ということは人件費の割合がですね、予算規模の中において割合が増えていくということにもなってしまいますが、そういうことでもよろしいということなんですし</p>

	ようか。
議 長	総務課長
総務課長	<p>財政のですね、これからの見込みを考えますとですね、当然、今の現状より交付税等が伸びることはないと思います。</p> <p>確かにそういった現状の中で、現在の職員数を維持するという事に繋がるのかと言われると、なかなか答弁の難しいところではありますけど、財政の基準というのがやはり財政調整基金をいかに取り崩しながら財政を維持しているか、そういう自治体になればですね、結果的にマイナスで行っているわけですから、自治体の運営に少し問題が出てくるかもしれませんが、東峰村の場合は、平成21年からですかね、財政調整基金については一切取り崩すことなく、財政を維持することができております。この現状は、今年の交付税の算定を見れば、当分続くと、財政のほうでは推測しております。</p> <p>そういったことから、あとはですね、先ほど補足すればよかったんですが、類似団体の職員数というのを国も提示しております。</p> <p>そういった職員数を基準に村の職員数も考えておりますので、類似団体の職員数の数字がですね、大きく減るようなことがあれば、やっぱりその数字に村としても近づけていかなければなりませんし、県ですね、市町村支援課のほうからもそういった指導を受けることとなりますので、そういった方向で進めたいと思います。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>屁理屈ではないんですけども、おそらく類似団体の他の団体も、類似団体が同じぐらいなんで、うちも減らさなくてもいいんじゃないかと、同じことを言っているの、たぶん類似団体の数は、みんながまとまって減らない限り絶対減らないと思うんですがね。</p> <p>それは屁理屈的な部分ではございますが、この人員採用計画、職員採用計画の中で、もう1つ聞いておきたいのが、あと数年後には小石原川ダムの関連事業というのは、すべて終了するかと思います。</p> <p>現在も担当の職というのは割り当てられておりますが、そういった部分も減ってくるかと思います。</p> <p>それに従って、予算も大幅に減少するかと思います。現在においては、もう30億、40億ぐらいいくのじゃないかなという予算規模になってはいますが、おそらく20億前半ぐらいまで落ちるのかなという部分も推定される中で、そういった部分で職員採用計画、立てられているのでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>職員採用計画についてはですね、やはりこれは毎年ある程度見直しを行う必要はあると思っております。</p> <p>議員ご指摘のように、ダム関係の事業が、今の予定では32年で終了することになっております。そういう状況になって、ダム対策室、そういった部署が必要がなくなればですね、その時点で職員数の見直しを行って、採用計画についてもですね、その時点で見直し、新規採用の職員を減らしていくとか、そういったことは必要だと思っております。</p> <p>今ある計画がですね、必ずしもこのとおり遂行していくということには、私はならないかと思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>一応計画は計画でしかないというご回答だと思いますが。</p> <p>もう平成32年にダムの事業も終わるといことが分かっているのであれば、やはりそういった部分を踏まえて、現在、来年度、その以降もですね、職員採用の数とい</p>

	<p>うのは決まっていけないとおかしいのではないかなと思うんで、ぜひとも毎年しっかり、しっかりというか、もう分かっているものに関しては、それを加味して、職員計画を立てていただかなければ、どんどん、どんどん人件費だけは、増えていくわけではないですけども、人口が減っていて事業が減っているにもかかわらず、職員だけがそのまま減らないというのは、やはり村民の方から見ても何でだろうなという部分は、すごく感じられるかと思います。</p> <p>そういった意味でも職員の、やはり役割的な部分、しっかりとご説明をいただけるようお願いしたいところです。</p> <p>もう1つ、職員の部分につきましてお聞きしたいところが、今年介護保険の派遣のほうで、再任用の方が行かれていますと思います。なぜ再任用の方が行かれるようになったか、お聞かせいただけますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	再任用もですね、職員と同じ扱いでございますので、再任用の方が行かれるから、どうこうという話にはならないかと思っております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>これも側からというか、表面上の部分を見るとですね、やはり退職された方がもう一度職員として残って、単純に言えば、職員1増みたいな形になりますよね。そういった部分はあると思います。</p> <p>今までは職員の方が行かれていましたよね、課長補佐級あるいは係長級という形で。その時々に応じた部分はあったかと思いますが。</p> <p>なぜ、今回再任用という形で、1名退職された方を、また再雇用という形にして、介護保険のほうに行くようになったのか。単純に言えば、定員1名増になっている部分、職員数、そこの説明をいただけますでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>まずですね、再任用についての制度なんですけど、地方公務員法の中で、再任用の申請をすれば雇用しなければならぬと、法律では定められておりますので、再雇用をわざわざしたとか、そういうことをですね、言うことは、私はないものだと思っております。</p> <p>それから、再任用の職員でフルタイム勤務ですね、パートタイム勤務でない職員については、職員数にカウントしておりますので、先ほど村長が言った職員数にそのまま入っております。ですから、1増という考えではございません。</p> <p>それで、あと介護保険広域連合のほうには、従来からですね、係長クラスを派遣してくれと、筑前町との協議の中でできております。</p> <p>再任用職員になりますと、退職時の職階級より2級下ということで、もう課長職で辞めれば、当然課長補佐、係長、そういうことになりますので、職階級としてもちょうど適合しますし、そういった理由、総合的に考えた結果、現職員を介護保険広域連合のほうに派遣したと、そういうことに村長は結論を至ったようでございます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>少し言い直します。</p> <p>1増ではなくて、退職される数が1減だったけれども、減らなかったんで、そのままという形でよろしいでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	退職者数にも入っておりませんし、再雇用ということで、新たに人数が増えるわけでもございません。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	にもかかわらずですね、毎年2名ずつは新規採用されていってるんですよね。よく

	<p>分からないんですよね、その辺が。理解ができない部分。</p> <p>2名ずつ採っていくというのは、先ほど総務課長も言われたように、年度中の退職者数というのをカウントして、平成36年度まで突き詰めていくと、大体2名ずつ採っていけば、52名というのが維持されるという中であったかと思います。</p> <p>再任用というのが出てくると、退職者数にもカウントされない、そのまま職員として存続するという形になっているかと思います。</p> <p>それで採用人数が2名のままというのが、どうもちょっと理解ができないんですけども、もう少し説明いただけますか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>例えばですね、27年度の例で考えてみますと、議員もご存じのとおり、井上麻里子さんですね、退職されたのが。それからあと重石課長が6月いっぱいまで辞めるということは、昨年から意思表示をしておりました。</p> <p>そういった関係で2名確実に辞めるということが分かっておりましたので、2名採用ということで、その人数的には全く無理はないと思っております。</p> <p>あとですね、職員採用計画を一度お見せしたことがあったと思うんですけど、やはり団塊の世代というのがあります。2年後、29年の4月には退職の、一応60歳に達する方が4名ほどいらっしゃいます。その内の1名はもう辞められましたけど、そういった世代が、先々にもまた出てまいります。</p> <p>そういったところを平均的にですね、採用していくという考えもあります。</p> <p>特に東峰村の場合は、30歳から以下の職員数が極端に少のうございますので、そういった世代を入れたいという考えもございます。以上です。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>これ以上質問しても堂々巡りな部分はありますが、人事権は村長にあるかと思えます。そういった部分ですね、しっかり将来的視野を含めて、採用計画等を立てていただきたいなと思えます。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>この2、3年、臨時職員が、なんか気が付いたら増えているのかなという部分をすごく感じます。住民の方からも、あの方いつ採用されたんですか、という部分もよく聞かれます。</p> <p>その理由を、まず聞きたいと思えます。この2、3年、臨時職員が増えているのではないのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>臨時職員にはですね、あくまでも業務量等の関係によって、上下するかと思えます。最近はやはり地方創生、それからダム関係とかですね、仕事量としては非常に、昨日も梶原議員のところでご説明いたしましたように、業務量は増えております。</p> <p>そういった中で、やはり業務を執行していくためにはですね、そういった正職員じゃなくて、臨時的に可能であれば臨時職員を雇ってやっているところであります。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>臨時職員につきましては、年度途中でも必要に応じて採用されていく傾向であると思えます。その時期に必要なだということでは理解はしておりますが。</p> <p>なかなか臨時職員、なぜ配置されているのかというのが、あまり明確でないケースもあるのかなど。議会への説明という部分でも、この方説明あったかなという部分と、あと配属されてから、途中で配属場所が変わっているケースというのものもあるんですけど、その場合においても説明があったのでしょうかという部分あります。</p> <p>そこですね、現在の臨時職員、数名いらっしゃるかと思えます。明確な配置理由をお聞かせいただけますでしょうか。その課ごとですね、配置されている。</p>

議 長	総務課長
総務課長	<p>臨時職員をですね、今配置している状況、人数で言いますと、4名でございます。</p> <p>農林観光課に1名女性がございます。それから保育士の中に臨時的に雇用している職員が2名おります。あと、それから小石原庁舎の保健福祉課のほうに1名女性がございます。その4名しかですね、臨時職員では、現在のところおりません。</p> <p>配置理由ですか、配置理由については、農林観光課のほうの状況というのは、ある程度ご理解いただけるかと思えます。観光業務と、あと商工観光がメインで行ってございましたけど、現在1名減となっております。今年盆過ぎからですね。</p> <p>あと保育園については、やはり当然臨時的に雇用する人数が必要ということで、正職にまで至らなくても採用を行っているところであって、あと1名の保健福祉課については、臨時福祉給付金、こういった担当をお願いするということで、簡単な業務をお願いしているようでございます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	農林観光課、1名というお話でしたですけども、ただ今、もう1名追加募集中ということでよろしいでしょうか。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>ただ今総務課長の説明がありました、農林観光課1名とありましたが、これは、農林観光課と建設水道課で1名の臨時職員が採用されております。</p> <p>文書それから書類等の整備、会議の準備に1名あたっていただいております。</p> <p>それから、8月の半ば過ぎに1名欠となりましたので、その部分、商工観光、観光イベント等に関する業務で、臨時採用の雇用の募集を行っていただいております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>この臨時職員、仕事量案分であったり、そういったところで、募集されているのは非常によく分かります。</p> <p>ですが、決算の資料のほうで、総務課から27年度の時間外勤務手当の状況というのを各課ごとに出していただいているかと思えます。</p> <p>その中でも対象職員÷金額の中でも、農林観光課の時間外勤務手当が非常に多いんですね。なおかつ臨時職員が配属されていて、そこまでの時間外手当が出ているということがあります。</p> <p>この臨時職員が充てられるようになったのも、課の再編というかですね、変更を行ってからだと思いますが、結局、うまく機能せずに仕事がどんどんこの課にたまっていくということでしょうか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>平成27年の4月に機構改革がございまして、農林建設課、建設部門は建設水道課という、ご案内のとおりでございます。</p> <p>環境部局、商工、企画の一部が農林観光の業務ということになってございまして、その際に、農政、農業委員会、林務、それから、そうした関係業務につきましては従来の人員配置をいただいております、企画それから商工・観光に関しましては、1名の配置という形がございましたので、その商工・観光、企画の一部を1名の職員で担っていたというのが27年度の当初、そうでありました。</p> <p>臨時職員を1名、7月、8月に配置いただきまして、それでその業務を補っていたところでございます。</p> <p>今年の4月に入りまして、新採の職員1名ということで、それ以降の通常の時間外勤務はほぼなくなり、土日祭日のですね、イベント等については振替休日という対応で、業務内容等、状況としては以上でございます。</p>

議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	その中でお尋ねしたいのですが、結局もう1名の臨時職員というのは、現在、8月末、結局見つかっていないのか分かりませんが、臨時職員がいらっしゃらないと、そのまだ時間外勤務が増えるような事態というのが起こるということでしょうか。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>観光イベント業務関係は、4月から6月、それから秋にかけてが、1つのピークを迎えるわけでございます。</p> <p>4月、5月、岩屋祭りの支援、それからウォーキングイベントから民陶むらまつり、ほたる祭りの一部支援等で1つのピーク、それから、今、秋の民陶むらまつりと秋祭りのポスター・チラシの作製、企画のほうに入ってきております。</p> <p>一応8月で区切りがつきまして、今現在は業務は通常執行されておりますが、これから、秋から手仕事市と一緒に行われます秋体験ウォーキング、それからライトアップ等の業務を迎えるわけで、この期間に関しましては、やはり人員的に配置が必要だと思われま。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>時期的には必要で、時期的には必要ないのかなという説明にも聞こえてしまうんですけれども。</p> <p>村長にお尋ねしたいです。</p> <p>要は、常勤的にというか、常に臨時職員がいるような状態というのが、果たして職務体制として好ましいのか、好ましくないのか、単刀直入にお聞かせいただけますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	本来ならですね、職員の皆さんがそれをこなしていただければ問題ないんですけれども、職員の数も決まっておりますし、それができない、そういった段階で、やはり臨時的な人を雇って業務を遂行するということであろうかと思えます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>業務を処理していけなければ、臨時職員という構図に今なっているかと思えますけれども、じゃなくて、業務総量的にふさわしい量が、今、担当課でされている量なのかという部分は、考えられたことはないのでしょうか。</p> <p>今、地方創生やらなんだかんだと言って、いろいろ新しい事業を始められるということでは、もちろん今の現状課題を克服していくために必要かもしれないですけれども、まずは職員が業務をこなせなければ、全く意味がない部分、それで業務に追われて雑な部分が出てきたら、それは、一番困るのは住民の方だと思います。</p> <p>そういった部分で、適切な課ごとの仕事量というのは、しっかり見極められているのか、村長、お聞かせいただきたいと思えます。</p>
議 長	村長
村 長	そういった業務の中で人員が足りないところを、臨時職員でカバーしているということですので、課の業務につきましては、それぞれの割り当てで粛々とやっていただきたいと思います。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>この辺は村長と考え方が違うのかもしれませんが、やはり住民の方にサービスが行にならないように、しっかりできる体制づくり、それがやっぱり臨時職員に頼るわけじゃなくて、決められたこの人員採用計画に則った形で、やはりできるような仕組みを考えていかないと、人件費はいくらでもあるわけではないかと思えます。その中でできる限りのことをやるのが、行政ではないかなと思うところがございます。</p> <p>そういったところで、もし、仮に今、現時点で災害を受ける、こういうことは考え</p>

	たくはございませんが、そういったところで対応できるぐらいの余地、仕事量、作業量の余地というのは考えられているのでしょうか。
議 長	村長
村 長	<p>今、高橋議員の話を聞いて思うんですが、職員が多すぎるとか、住民に対してのサービス、そういったことを考えますと、やはり住民に対してのサービスを行うということであれば、職員が足りない段階でのサービスというのは、なかなか限られてくると思うんですね。</p> <p>したがって、高橋議員がどこを言っているのかよく分からないんですが、災害が起きた場合でも、それは当然、今の人員の中でやっていかなければならないでしょうし、そうでない場合は、平成24年あたりにつきましては、他の自治体からの応援隊、そういったものを寄せてやっていくと、というような手法を取らざるを得ないんじゃないかと思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>現時点で臨時職員に頼らざるを得ないぐらい、正規職員の方の仕事量というのは増えているということだと思うんですけども、なおかつ、それで災害が起きたときに、まだ人をどんどん必要とするということ自体は、いささか仕事量という部分に、何か計画性というかですね、方向性というのが、あまり考えられてないのかなと思わざるを得ないところでございます。</p> <p>次の質問にまいります。</p> <p>現在専門職にあたる部分、非正規職員という言い方をしているか分かりませんが、嘱託あるいは臨時職員という形で対応する方向性があります。</p> <p>例えばで言うと、社会福祉士であったり栄養士であったり、地域包括ケアの部分であったり、あるいは地域活動指導員、社会教育指導員であったり、そういった部分もあります。</p> <p>そういった部分を非正規職員で対応をするという方向性の、理由をお尋ねいたします。</p>
議 長	村長
村 長	やはり何と言いますか、社会福祉士それから栄養士、そういった人たちはそれぞれの資格を持っております。そういった資格を持った方を、今の段階ではですね、職員の数を増やさずに臨時的な雇用という形、それとか嘱託あたりで雇っているということでございます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>確かになかなか現状の職員数であったり人件費の予算を考えると、なかなか正規職員を雇えない事実もございましたが、今回文化財専門員という形で正規職員を採るという英断をされました中で、例えば、この地域包括ケアシステムであったり、もうこのシステム自体は、地域の根幹をこれから担っていく部分でもある中で、その人材が嘱託、要は、有期雇用、言ってみれば非正規職員ですよ。という形で、果たしてふさわしいのでしょうか。</p> <p>要は、人材を育成しながら村の基幹的な部分、システムを整えていくために、そういった部分、正規職員になる必要というのはないのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>当然そこには資格というものが入ってくるかと思えます。</p> <p>そういった中で、現在の職員あたりというのは、保健師を除いてですね、資格でやっているというところと、それから、ご承知のように一般職、それでやっている職員が大半でございます。</p> <p>そういった中で、そういった福祉関係とかの資格を取る職員を、本来は育てていけ</p>

	ればいいんでしょうけれども、なかなかそういった時間的なもの、それから経験的なものを積ませることができない、そういった段階で嘱託職員、そういったものの採用にならざるを得ないんじゃないかと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	例えば、現在、先ほど教育長からもあった文化財専門員のように、一般職で、そういう文化財的資格を持って勤務するということも可能なのかなという部分は、説明を聞いてて思いました。 そういった部分であれば、例えば一般職の方が、そういった専門的資格を後から取るであったりですね、そういった知識、技能を追加で与えていく、あるいは一般職の募集の際に、そういった資格を有する人を募集していく。もちろんその採用計画の人数に則った部分です。そういった可能性というのはあるのでしょうか。
議長	村長
村長	その可能性はあると思います。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	次の質問で、正規職員と非正規職員、嘱託、臨時との給与格差というのは、もちろん給与表を見る限りでは大きいと思います。 そこにおいて、なかなか比較はしづらいですけども、仕事内容というのは大きく変わってくるのでしょうか。嘱託であった場合と正規職員であった場合と。
議長	村長
村長	当然、正規の職員とですね、嘱託の職員の仕事内容というのは、当然違ってきます。そういうことです。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	これはかつて非正規職員であった方に、その当時お話を聞いたんですけども。 机を横に並べてたら、やはり作業は一緒のような作業をしているということで、一生懸命働いて、私たちは雇用される期間も限られているけども、隣を見たら私と一緒にだけでも、何か私に仕事が回ってきているのじゃないかなと。給与を見たら、これだけ格差があると。 そういった状況で、同じ作業をして、期間が終われば「はい、さようなら」という言葉は悪いかもしれないですけども、そういう形になってしまっている。そういうような雇用形態で、本当にいいのかなと思うところがあるんですよね。 そこで、非正規職員の最大何年間継続雇用ができるのでしょうか。
議長	村長
村長	嘱託職員は1年を限度として更新をできます。3年を過ぎると、一方的な解雇ができないようになるということです。 臨時職員の任期は、6カ月の期間で更新回数1回ということで、最長1年と定められているということです。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	臨時職員のほうからまずいきますが、最長1年ということであれば、もし、その配属課が変われば、1年を越しても臨時職員となることはできるのでしょうか。
議長	村長
村長	課が変わればじゃなくて、雇い直せばということになります。 一旦辞めていただいて、そして新たに、極端に言えば、1日でも日数を開ければ、また雇うことができるということです。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	では、嘱託の場合をお尋ねします。 嘱託に関しては、3年越えると一方的に、要は、雇用の打ち止めというのができな



	いという話でしたが、何年もとってはあれですけど、職員の規定、定年等あるかと思いますが、雇用契約が結ばれる以上継続雇用が可能ということでしょうか。
議長	村長
村長	先ほど議員が言われましたように、正規職員と非正規職員のですね、労働条件等が随分違うということは、非常に私も議員と同感であります。 この件につきましては、今、1億総活躍社会の中でもですね、同一労働、同一賃金という形で、国のほうも進めているのはご承知かと思えます。 この嘱託職員につきましても、当然継続をしていくんですが、非常に勝手な、こちらのほうの考え方になるんですけども、そういった退職された時間、つまり日数を取って、また再雇用という形をとっています。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	契約が更新されていったり、雇用を新たに日数を置いて再雇用、再雇用という表現が好ましいか分かりませんが、再雇用される場合に、前職でやっていたスキルあるいは経験というのは、加味された上で、報酬、給与というのは検討されているのでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	嘱託職員についてはですね、役職に応じて、予算書上で給与を定めておりますので、当然昇給もありませんし、雇用期間は同一の給与で、どなたが採用になるかが、その職種に応じた給与になるところです。 それから1つ追加しておきますが、再雇用の場合ですね、一応嘱託職員は3年ですので、例えばの例で言いますと、包括支援センターの職員がおります。当然3年で切れております。その時点でまた、職員募集のチラシを一旦出しまして、それで応募のあった職員を採用すると、そういうことになりますので、個別にですね、更新はしますかとか、そういう扱いにはなっておりませんので、その点をご注意願いたいと思います。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	そこで、次の質問にまいりたいんですけども、非正規職員に対してスキルアップ、要は、研修であったりですね、個人の技量、技術というのを高める場というのは設けられているのでしょうか。あるいはそういった予算の部分ですね。
議長	村長
村長	端的に申しまして、保育所とかですね、そういったところの非正規職員につきましては、スキルアップのための研修等は行っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	保育所という部分に関してはという話だったんですけど、他の課はどうなのかなという部分もごぞいます。 正規職員に対してはですね、入社というか、入った当初から初任者研修であったり、いろいろあるかと思えます。 しかしながら、非正規雇用の職員に関しては、もう雇用期間が決まっているので、現状のスキルでという場合が多いかと思えます。 そういった方の非正規の方というのは、非正規の負のスパイラルというのが、今、社会的問題にもなっているかと思えます。 非正規であれば非正規の雇用期間が終わったら、また次に職を探すけれども、また、その行き当たる先は、結局別に技量が上がっているわけでもないわけですので、そう断定しては悪いんですけども、そう見られてしまいますので、また非正規の雇用になっていく、非正規が続いていってしまうというスパイラルがあるかと思えます。 そういった部分でも、このまま非正規職員で対応していく部分というのは、本当に

	好ましいのかどうか、ぜひとも検討いただきたいと思いますが、村長いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	先ほど申しましたように、やはりそういった点についても、私も問題意識は持っております。 したがって、今後この1億総活躍社会の中でですね、どのようになっていくか、その辺りにつきましては、当然、そういう方針が出れば、行政としてもその方針に従っていくという形になろうかと思っております。 ただ、しかしながら、今の段階におきましては、そういった非正規職員についての研修とか、そういったものについては、きっちり定まったところはないので、問題はありながらも現状は流れているというような状況であります。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	やはり正規であろうが非正規であろうが、一職員になってしまえば役場職員だと思います。やはりその役場の職員である以上は、その中で技術の向上であったり、スキルアップ、そういったことを目指す中で、住民のサービス向上というのが目指されるべきかなと思うところで、それが有期雇用であれば難しいという部分は避けていただきたいのと、あと先ほど言った、非正規がまた非正規として、その次の雇用と繋がっていくということは、やはり公の機関から、そういった部分というのはやはりなくしていかないと、なかなか雇用関係部分は改善していかないのかなと思うところです。 特に臨時職員に関しては、村民の方、たくさん協力というかですね、入ってきていただいて、その臨時的な部分を補っていただいていると思います。 やはりその人たちが少ない、低い賃金ながらも一生懸命働いていただいている中で、その期間が終わればおしまいというわけではなく、やはり引き続いて村民の方を、次のステップに繋げていけるような形で、雇用期間というのは結んでいただきたいなというところです。 同一労働、同一賃金については時間がございませんので、次の質問にまいりたいと思います。 職員のキャリアアップについて、お尋ねします。 本村の職員の育成方針等ございましたら、お尋ねします。
議 長	村長
村 長	本村の職員研修実施計画では、村民に期待される政策を着実に実践するために、職員一人ひとりの全体的な資質の底上げを積極的に行い、職員の能力開発を進めるための研修の充実を図り、人材育成を推進していきますと掲げております。これが方針であります。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	在職期間ごとに、例えば若手、中堅あるいは管理職といった部分の職員研修、そういうステップごとの職員研修というのは行われているのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	職員研修につきましては、福岡県市町村職員研修所におきまして、階層別に、新規採用、一般職員で1部、2部、それから係長研修、課長研修、他に労務職の研修等も準備されておりますので、それを年齢また経験に応じて実行するようにしております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	次の質問にまいりたいのですが、これまでに県庁に、出向という言葉が望ましいのか分かりませんが、派遣という言葉がいいのか分かりませんが、行かれた職員というのは、現在、何名ほどこの村で在席されているのでしょうか。

議 長	村長
村 長	出向だと思いますけれども、2名でございます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	おそらくその出向される行き先というのは、副村長が以前、来られる前にいらっしゃった市町村支援課等であるかと思えます。副村長もおそらく在籍中に、そういった方がいらっしゃったのかなど、同じフロアにですね、と思いますが、こういった業務を、出向されてきた方は行われるのでしょうか。
議 長	副村長
副 村 長	市町村支援課にもいくつか課がありましてですね、財政関係であったり、行政の人事給与関係の部署であったり、税務の関係であったりですね、そういったところ、市町村からの要望どおりいくとは限りませんが、それも踏まえながらですね、そういった、よりこういった面でスキルアップを図りたいというようなところの部署で研修を受けていただく、県としては受けるというようなことでしております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>時間があればもう少し詳しくお聞きしたいところなんですけれども、今後ですね、そういった県庁への職員の出向の考えはないかということをお聞きしたいんですが。</p> <p>やはり私もその2名の方とお話をしたり、事業等を聞く機会もありますが、やはり県庁に行かれて、すごく研修を受けられてきたなという部分、すごく感じる部分も多々ございます。</p> <p>行かれた、行かれてないで差をつけるわけではございませんが、やはり県について詳しくなる部分あるかと思えますが、そういった今後の県への、出向へのお考えというのはあるのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>県からですね、出向しませんかというような要請というのは、毎年あっているわけでありまして。</p> <p>そういった中で、私がこの職になって、県からも要請がありましたけれども、基本的に係長になる前ぐらいの人、30前後の人あたりが対象になるわけですが、本村におきましては、そのところの人数が極端に少ないということもありまして、該当する職員についても、ちょっとまだ行けませんということで、断られたところもあります。</p> <p>私としては、今、議員おっしゃるように、積極的にやはり出向していただいて、そして違った形、それからもう1つは人脈ですね、そういったところがあれば、また違うのではないかと。本村の役場の雰囲気だけじゃなくて、よそのところの雰囲気も知っていただいて、比べるものを必ず持っていただければ、またステップアップできるんじゃないかと、それはもう強く思っているところであります。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>ぜひ、そういった研修の機会がある、そういったタイミングが合うという部分があれば、ぜひ、そういった機会をもって、やはり10年後、20年後、管理職になる部分になって、この村を引っ張っていくときに活かせるように、そういった研修もいいのかと思う次第で、ぜひ、検討をしていただく価値はあるのかと思っていますところですが、もし出向される際に、その部分欠員という形ですね、人員が1人減るので、その部分が、また臨時職員になったりとか、そういったことがないように、ぜひ、人員管理を整えて、ぜひ、出向に行っていただきたいなと思います。</p> <p>最後の質問、1つだけさせていただきますと思います。</p> <p>現在、職員の皆さん、いろいろ日々の作業に追われているかと思いますが、いろいろな自発的な学習であったりスキルアップ、そういった部分というのは、職場の環境</p>

	的に取り組みというのは行われているのでしょうか。
議長	村長
村長	<p>議員の思いと私の思い、ほとんど同じでありまして、私もですね、やっぱり職員につきましては、何らかの形でスキルアップ、そういった形の研修、そういったものをやっていたらいいなと思って、東峰村職員自主研修実施要領というのをですね、26年度に制定をしまして、職員の自発的な研修ができるような態勢を取っておりますけれども、まだ、この制度を通じてですね、活用された職員は1人もいないということでもあります。</p> <p>先ほど議員が言われましたように、業務多忙のためなかなかそういったところができないということを聞いておりますけれども、そういった中でも、やっぱりそこですね、2、3日は外せるんじゃないかと思うんですね。それも仕事上の計画を練って、やっぱり自分のスキルアップのためには、そういった研修等を受けていただければよろしいんじゃないかと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>最後になりますが、この時間外勤務手当の金額を見る限り、なかなか余裕がないというのは思います。</p> <p>ただ、ここで業務に追われて、そういった学習であったり、OJTに作業になるかと思いますが、そうではなく、先を見据えた人材育成のあり方というのをぜひ見極めて、時間的な余裕、そういう自発的な活動、学習を生めるような余裕というのを与えるのも、執行部の役割かなと思いますので、ぜひ、ご検討いただきたいと思っております。</p> <p>以上で、質問を終わります。</p>
休憩	
議長	10時40分まで休憩します。  (10時34分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、再開します。  (10時40分)
議長	7番 高倉寛視議員の質問を許可します。 7番 高倉寛視議員
7番	<p>私は、農地の有害鳥獣よけフェンスの補助の対象ということで、お聞きしたいと思っております。これは村長と書いておりますけど、おそらく担当課長になると思われまので。</p> <p>まず、1番目ですね、補助金を受ける場合に、先月ちょっと農林のほうに行って聞いたんですけど、先に申し込んでおかなければ、補助の対象にはならないというふうなことを言われましたけども、これはどうしても、なんですか、後で問題が起きた場合にですね、自分でやっぱりフェンスとか付けられる方がいると思っております。</p> <p>そういった場合の、あとの補助というのはないのかを、お聞きしたいと思っております。</p>
議長	<p>まず、村長に答弁してもらって、課長にいきましょうかね。</p> <p>村長、お願いします。</p> <p>村長</p>
村長	議員ご承知のとおりですね、このフェンス等については県単事業、それから村単事業というのがありまして、どちらともですね、先に申し込みをしていただくという形になっております。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	なぜ、私がこの質問をするかという、確かに申し込みの用紙は各家庭に来ております。

	<p>ただ、いつも私言うんですけど、お年寄り、非常に高齢の方とかは、なかなか配布物とか読まないし、東峰テレビでも流しているのかもしれないんですけど、そういったものですね、あまり見ることがないということでございます。</p> <p>これははっきり言って、ある個人の人から相談を受けたわけなんですけれども、家のほんな近くまでイノシシが来ると。そういうことで、ちょっと怖いからということで、今度付けたそうです。</p> <p>それで、そういうふうなことであればですね、やはり人に危害を加える可能性もあるわけですよね。やっぱそういうことを考えたら、補助の対象が、農林だけで、この後にも書いていますけど、農業者だけに補助するんじゃないけども、やはり畑の近所まで来てイノシシが暴れれば、とてもじゃないけど、お年寄り、私どもでもイノシシだったら、ちょっと怖いですもんね。</p> <p>だからそういったことを考えて、まるっきり補助を出さないというのではなく、もう少し広い目で見えていただきたいと考えておりますけど、そこのところはどのように考えますか。</p> <p>あまりにも杓子定規に捉えるんじゃないくて、やはり村民の側に立って、そういった補助とか、そういったものもやっぱ考えていただきたいと思って、質問をしております。いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>議員言われるようにですね、広報と同時にですね、そういったチラシ、案内文ですね、それから東峰テレビ等によってお知らせをしているわけでございますけれども、なかなかそういったところが周知をされないと言いますか、理解をしていただけない。</p> <p>今後どうすればいいのかというのが大きな課題でありますけれども、できれば議員さんあたりでもですね、会合等があった場合につきましては、こういったことがあるよというようなこともですね、そういったことを村の常会とか、そういったことでもお知らせをいただきたいと思えます。</p> <p>それから、確かに議員が言われるようなこともあろうかと思えますけれども、もっと広く拡大解釈をできないかということではありますが、その辺りもですね、担当課のほうともう少し詰めていただきまして、住民の方に危害が及ぶようなことであればですね、この補助金の話じゃなくても、他の形でやれるのじゃないかと思っております。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>有害鳥獣の侵入防止ということで、村長が、先ほどの答弁のとおりでございますが、ワイヤーなり金網等ですね、団地ごとの大きいのは県なり国の補助を貰ってということでありまして、それから村の単独では、いわゆるワイヤーメッシュと言いますか、それを購入するにあたりましては、1人当たり5万円を限度といたしまして、購入費の2分の1を助成しております。</p> <p>こちらはやはり農作物、できれば振興作物だとかですね、庭先野菜という考え方もございます。</p> <p>それからもう1つ侵入防止としましては、のり網ということで、これがイノシシに相当な効果があるかどうかというのは、計り知れないところがございまして、こういったものを活用されてというようなことがございます。</p> <p>ちょっと戻りまして、防護柵のワイヤーメッシュのほうにつきましては、年間36万円の補助の枠を持っております。</p> <p>こちらは、予算枠に対して、ほぼ100%の需要と供給と申しますか、申し出があった分には、応えられているというふうにご考えております。</p>

	<p>もう1つは電気柵もございますが、こちらは個人ですと3万円限度ということで、そういった補助制度がいくつかございますので、その辺りで、基本としましては農業者という部分になります。</p> <p>もう人家を守る、人に危害を加える恐れがあるということになりますと、また、別部局の考え方もあると思います。以上です。</p>
議長	村長
村長	<p>補足をさせていただきたいんですが、あくまでもこの有害鳥獣という形になりますと、農業のほうで縛られてきます。</p> <p>今、議員が言われているようなところはですね、ぜひとも地域協働のむらづくり基金というのがありますから、それを有効に使っていただきたいと思っております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>3番は、もう村長がお答えしましたので聞きませんが、そういうことであればですね、非常にもう仕方ないかと思えますけれども。</p> <p>やはり今言われたように、地域協働の基金ということで、もし少しでもやはり手助けができれば、その方も助かると思われるんですよね。だからそういうこともまた、この後教えていただきたいと思えます。</p> <p>2番のほうに行きます。</p> <p>山林や竹林、これは補助の対象にはならないんでしょうか。</p>
議長	村長
村長	先ほど来から申し上げましたように、これはあくまでも農業に関する補助金でございますので、山林や竹林、これにつきましては、対象とはなりません。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>次に行きます。</p> <p>村内上流で大雨が降ったときの対応はということで、村内に2カ所キャンプ場があります。</p> <p>それで、特に小石原のほうは、鼓の里のキャンプ場、あそこ上流と、上流と5キロか6キロぐらい離れております。</p> <p>なぜこの質問を出したかということですね、8月4日に小石原地区で、昼頃に1時間ぐらいものすごい雨が降ったそうなんです。これは、小石原の方からの電話を受けて、私も初めて分かったんですけど。喜楽来館のところまでは雨が降っていたそうです。その下はまるっきり降ってない。</p> <p>それから1時間ぐらいしたら、鼓の川も非常に濁って、増水をしていたそうです。これは、梶原文明議員もそのときに川で経験しております。</p> <p>それで私が申したいのは、当村でこういうことがあってはいけませんけれども、よその県でも、上流で大雨が降ったのを知らずに、下のほうで、川で遊んでおって中州にとり残されたとか、そういうふうな報道もテレビ等であっております。</p> <p>もし上のほうで、それだけの大雨が降ったのであれば、少なくとも下のほうのキャンプ場にどうにかして、上のほうはものすごい雨が降りよるから、下のほうのキャンプ場で遊んでいる人は避難させてくれとか、そういうふうな連絡網というのはできないのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>警報等が出ればですね、防災無線等でお知らせをしているということは、議員ご承知だと思います。</p> <p>ただ、今のお話を聞いておりますと、確かにそういった現在の異常気象の中では、そういったところはあるかと思えますけれども、これは当然、指定管理をいただいているところが、やはり注意をさせていただきたいと思っております。</p>

	<p>これを役場がどうこうという判断というのを、議員もお分かりのように、なかなか難しいんじゃないかと思っております。</p> <p>それから、ポーン太の森の下の川のお話だと思いますけれども、この件につきましては、やっぱり自己責任と言いますか、そのあたりでやっていただかないと、役場それから指定管理者の皆さんが、そこに張り付くということもできません。</p> <p>したがって、そこには看板も立てているということでもありますけれども、そういった自己責任でお願いしますという看板を立てているということですので、来られた方が川に入るというのをですね、阻止と言いますか、止めることはできないと思っておりますけれども、そういった形で周知をしていただいて、入るといった形が前提にあるのかなと、私は思っております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>村長、それはちょっと私の考えと違うのかもしれませんが。</p> <p>確かに私も遊具とか、そういったもので遊んでケガした場合は、これは本人の責任と、これはいつも言っています。</p> <p>しかしこの場合、私の言っているのは、上流で大雨が降ったときに、下のほうは全然ないわけですよ。分かんわけですよ。</p> <p>その中で水かさが、この間の場合で10cmぐらい水かさが増したと言っております。</p> <p>それくらいで済んだからまだいいですけども、もうちょっと大きな大雨になったときに、本当に濁流まではいかんと思っておりますけども、そういったとき、来たときに、下のほうで遊んでいる子どもたちとか、それを雨が降ったから、それはあなたたちがそこで遊んでいたから、流されても村の責任ではないよと。そんなことを言っとつたらですね、非常に村の質が落ちるんじゃないですか、サービスの観点として、観光客を呼び込むのにですよ、来てもらってるのに、その人たちにそういったやり方というのは。</p> <p>遊具か何かで遊んでいる。例えば何も無いときに水の中で遊んでケガしたとか、おぼれたとかは、確かにそれは、私は個人の責任だと思います。</p> <p>ただ、そういったふうに、異常気象とかで、今特別にあっておりますので、そういったものが上から流れてきている、降っているのに情報も何も流さない。いかに気象庁が出す大雨警報とか、そういったことを待っているわけにはいかなのですよね。上のほうだけ降ったら。</p> <p>だから、そういったことは考えていかんと、あまりにも万が一、ないとは思いますが、万が一そういったことがあったときに、行政から何も連絡がなかった。必ずこれは報道されると思うんですよ。</p> <p>そういうところは、やっぱりもうちょっと考えを改めていただかないと、指定管理のところの責任とか、村はそこまではタッチできないとか、そういうのはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですよ。</p> <p>小石原には職員もおります。土日は警備員の方、そういった方もおられます。</p> <p>ある程度の雨が、ちょっと危ないなと思うぐらいの雨が降ったときは、少なくとも下流に、キャンプ場辺りに知らせるだけの親切さというんですか、そういったものは、私はあってほしいと思うんですけど、そのところはいかがですか。</p>
議長	村長
村長	<p>行政として、どこまで責任を持たなきゃいかんのかというところが、最終的な争点になろうかと思っておりますけれども。</p> <p>その辺りまで、果たして行政の責任があるのかどうかというのは、ちょっと私は、現段階では違うのじゃないかと思っております。</p>

	<p>これはですね、また、法律的な相談もさせていただきたいと思っておりますけれども、議員が言っている気持ちは分かります。しかしながら、それをやはりいつも言っているように、誰がやるのか、すべて行政がその辺りまでやっていかなければならないのか。</p> <p>先ほどの質問等でもありますように、行政としても限られた職員の中で業務をやっているわけですから、そこに余裕のある人がいればですね、そういった形もできないかとは思いますが、ちょっと私は、その辺りについては、議員の考え方とはちよつと違うかと思えます。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>先ほども言いましたように、私に連絡してくれたのは一般の人なんですよ。一般の人は気付いとるわけなんです。それが役場の職員は誰も気が付かないと、それこそおかしくないですか、行政として。</p> <p>大雨が降ったら、下のほうはどうなるかと。そういったことぐらいはやっぱり考えとってくださいよ。そうじゃないですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員のおっしゃることがですね、一般の人が連絡をいただいたということで、じゃあ、それで議員は、どのような行動をとったのかというのはですね、ちょっと反問権的な意見になるかと思えますけれども。</p> <p>それをすべて役場の職員にどうこうというのは、私はちょっとお考え的にはおかしいんじゃないかと思えます。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>反問的なことと言いましたので、私の行動を言いますけど。</p> <p>電話を受けて、すぐポーン太の森のほうに行きました。それで、上のほうが大雨が降るとるから、下のほうは用心しとかないかんけん、今のうちに下のお客さんたちに言ったほうがいいんじゃないかということで、管理人のほうには言っておりました。</p> <p>それはそれとして、その職員がと、私が言うんですけど、職員が上のほうにおるといことは、雨量計はどこにありますか。大雨が降ったときの雨量計は。小石原です。</p>
議 長	村長
村 長	雨量計は小石原庁舎にあります。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>ですよ。</p> <p>ということは、おそらく相当の量の雨が降ったはずですよ。8月4日には。</p> <p>ということはですね、下のほうは、はっきり申しまして、おそらく職員がどうのこうのと、私は言っておるわけではないんですよ。連絡をしてもらえないかということ、私は言っているんですよ、下のほうに。</p> <p>ですから、職員が仕事を、他の仕事があるからとか、そうじゃなくて、これだけ雨が降ったたら、下のほうキャンプ場とかはどうか危ないんじゃないかと、そういうふうな考えを、やっぱ持っていたいただきたいんですよ。</p> <p>そうしないと、本当に万が一のことがあったときには、ポーン太の森そのもののイメージが悪くなるし、東峰村としてのイメージも非常に損なわれると思うんですよ。</p> <p>やはりそういった心遣いというんですかね、そういったことはやっぱり職員の方と、職員の方でなくてもいいですけど、そういった考えをやっぱり持っていたきたいと、私は考えております。いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	大雨と言いましても、実質的なデータとしては、どのくらいそこら辺りで降ったか



	<p>というのは、雨量計等で見なければ分からないと思いますが、今、議員が言われるようなことは、確かに分かります。</p> <p>職員の方がそこまで、やっぱりそういった感覚を持ってほしいというのは分かります。しかし、それが職員じゃなくても、地域の人が、今電話をかけていただいたというようなことがあればですね、それでもやはり私としては、よろしいんじゃないかと思っております。</p> <p>すべて職員がというか、行政がやらなければならないというようなことは、ちょっと議員の質問に対しては異議を感じる次第であります。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>村長、間違っていると思うんですけど。</p> <p>私は、何も職員がすべてやれと言っているわけではないんですよ、ね。</p> <p>なぜかと。</p> <p>要するに、こういったことがあったら、下のほうに連絡、確かにね、職員さんの中でも全然気が付かない人がいるでしょう。それは仕事しよったら分かん。雨が降りよるねという、そのくらいしか思わんかもしれんけど、そういった心遣いがほしいわけですよ。</p> <p>また、そういった連絡網もですね、ある程度はやっぱととったほうが、上のほうで雨が降ったときは、下のほうに連絡するとか、そういったふうな連絡網とか、そういったものをやっぱり今から考えるべきじゃないですか。</p> <p>そうしないと、本当に、確かに一般の人が電話したから、それでいいんじゃないかとか、そういう考えとは、私はちょっと違うかなと、私は考えておりますけどいかがですか。</p>
議長	村長
村長	<p>これは平行線になるかと思えます。</p> <p>そういったところがあればですね、今、議員の質問等に対しまして、今後庁議の中でもですね、そういった話はし、それに対応的にはですね、取っていきたいと思っております。</p>
議長	<p>引き続き、8番 佐々木紀嘉議員の質問を許可します。</p> <p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8番	<p>ふるさと納税の質問をいたしますが、私は、過去4、5回ほどこの質問をいたしております。昨年の3月、それから今年の3月にも、このふるさと納税の質問をいたしました。</p> <p>今年の3月では、境前副村長にも答弁をしてもらっております。そのことを踏まえながら、この質問の順序で、1から4までを質問をいたしますが、1から3までは主に担当課長になるかと思えますが、答弁をお願いいたします。</p> <p>それでは、3月議会の質問から、その後の取り組み状況について、まず尋ねます。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>ご質問のですね、3月議会からの取り組みということで、若干報告をさせていただきたいと思えます。</p> <p>このふるさと納税につきましては、役場各課よりふるさと納税推進委員ということで、1名をそれぞれ選出しまして、ふるさと納税推進会議を2回ほど開催いたしております。</p> <p>その中で、納めていただいた寄附金の使い道とか返礼品等についての協議を行っております。</p> <p>その後にですね、募集チラシ、返礼品の募集チラシということで、全戸配布を行ったところです。</p>

	<p>また現在ですね、近隣自治体からの情報等をいただきまして、返礼品拡充のための調整並びに納税サイト、もう議員さんもお存じかと思いますが、ふるさと納税の専門サイトがございます。こちらのほうへの登録等の検討をしながら、現在進めているところです。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>ホームページ、案内チラシ等については変えたのかということ、まず尋ねます。時間の都合上ですね、変えたのか、変えてないのか、これから変えるのか、変えないのか、簡単に答えていただきたいと思います。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>村のホームページのリニューアルにつきましては、トップ画面にふるさと納税という項目を新規に追加いたしております。</p> <p>それと、それから入ってもらって、総務省のふるさと納税のホームページに行けるようにしております。</p> <p>簡単ということでございますが、簡単に申し上げますと、そういったことを変更いたしております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>私もホームページと言いますか、今年の8月の24日に出してみました。出してみました、変わってないのかなというふうな、逆に言うと、印象なんです。</p> <p>このホームページについては、前回の境副村長のときも、答弁の中に出ておりましたように、寄付をいただいた活用方法の欄ですね、このホームページの中の寄付をいただいた活用の欄では、自然環境、景観の保全、子育て、教育、文化、その他一般財政、産業振興、医療、福祉というふうな使う方法というのが記載をされておりますが、やはりより具体的な使い方を検討したらどうだろうかというふうな、私は思っております。</p> <p>今年の3月の境前副村長の中からも、寄付がしやすい方法とか事業の使い道とか、その中でどのような事業に、目的、効果それから説明、具体的な事業などを、きちんとホームページに載せるなど、そういうふうな答弁があったかと思っております。</p> <p>そのことを踏まえて、担当部署としては検討したらどうかな、というふうな思っております。</p> <p>岩橋副村長も、先日議長、副議長の対談の中で、このふるさと納税について、考え方を述べておりますので、今日は岩橋副村長にも、このふるさと納税についての取り組みについて、お考えを聞きたいと思っております。</p>
議 長	副村長
副 村 長	<p>現在、地方創生に向けてですね、自治体間の競争が激しくなる中、このふるさと納税につきましても、魅力的な返礼品を用意した自治体ですね、多くの寄付も集め、またPRもできていると思います。</p> <p>東峰村においてもですね、他の先進的な自治体、いろんな取り組みがありますのでですね、ホームページへの掲載の仕方であったり、返礼品の組み合わせで魅力的なものを準備するとかですね、そういったところをしているところもありますので、良い部分は積極的に取り入れて、東峰村でもオリジナルなPRの仕方を、しっかりできるようにしまして、村外に出られている村出身の方々がですね、良い村づくりのために寄付をしたいというお気持ちに対して、受け皿をしっかり作ってですね、より有効な活用ができるように、これは早急に取り組んでいく必要があると思っております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	副村長から東峰村独自と言いますか、オリジナル的な返礼品の検討ということも出ました。

	<p>そこで3番の質問ですが、返礼品についての募集チラシを村内に配布をしましたが、どうなったのか、まず尋ねたいと思います。</p>
議 長	住民税務課長
住民税務課長	<p>6月に募集チラシの全戸配布をさせていただきましたが、もう6、7、8と3カ月ほど経ちますが、窓口のほうに来られて問い合わせ等いただいた方はいらっしゃいます。</p> <p>ところが、正式に申し込みをいただいたという方は、事業所なり個人の方は、今のところ0件でございます。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>村からのお知らせということで、今日は持参をしましたが、ふるさと納税返礼品協力事業者募集についてというふうなチラシを各戸に配ったようであります。</p> <p>しかしながらですね、私も前、このふるさと納税については、他力的に返礼品を考えても難しいんじゃないかというふうなことを、前の一般質問の中でも申し上げております。</p> <p>住民税務課長は、新たに今度課長になっておりますので、そのことはご存じないかとは思いますが、やはり単品、単品ではなかなか難しいと。</p> <p>ただ、単品で成功した例は、長野県の阿南町の米であります。これは農業振興上、もう町として全部米を使うということで、1万円で20kgの米を贈答品として出しています。それで農家に1万7,000円を支払いをしております。</p> <p>ですから、単品でやるのなら米ということで、これも前のふるさと納税のときに紹介をしております。</p> <p>ですから、何を返礼品として考えるかというのが、一番大事だろうというふうに思いながら、ずっと過去この質問をしてきたわけです。</p> <p>ですから、やはり返礼品が華美になっては、確かに本末転倒で、何のための寄付かということになろうかと思えます。</p> <p>名称はふるさと納税ですが、やっぱり一応寄付ですから、これは。その中でやはり東峰村として、この募集みたいに、協力業者を集うことは、確かに1つの方向ではありますが、やはりこの村の産物を、いろいろと組み合わせて作ったらどうかというふうなことも、前回か前々回でご提案をしております。</p> <p>例えばの話をしていたしました。</p> <p>新米と、例えば餅とかそばとか12月に合わせて贈答したらどうかとか、できるかできないか分かりませんがと、いうふうなことも一般質問の中で提案をしております。</p> <p>ですから、このふるさと納税の返礼品について、協力事業者を仮に募集しても、物は仮に一品一品あっても、じゃあそれが本当に魅力的とか有効的とか、そういうものになっていくのかは、やはりちょっと心配をするところでありました。</p> <p>やはり商品と言いますか、返礼品についても企画をするべきではないかなど。東峰村に肉とか魚とか酒とか、いろんなもの、酒はもちろんありますが、寄付の返礼品として欲しいもの、何が欲しいのかということ等も考えてですね、やはり商品の組み合わせなり、あるいは副村長が言うような独自のものを何か作っていくとか、そういうもの等も考えの中では必要ではないかなというふうに思っております。</p> <p>この返礼品については、もう少し検討することが必要ではないかと思っております、これについては、村長か担当課長、考えをお聞かせ願えればと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員ご指摘の件につきましては、非常に重たく受け止めさせていただいております。</p>

	<p>この件につきましては、4月にホームページもリニューアルいたしましたし、返す返礼品につきましても充実を図りたいということで、いろいろと動いてはいるんですけども、なかなかそれに答えていただけないところもあります。</p> <p>したがって、今月の庁議の中で、やはりもう専門の方をですね、やっぱり雇用するなりどうするかして、この辺りの対策を取らないと、いつまで経っても進まないというようなことがありますので、この件につきましては、再度ですね、構築をしていきたいと考えております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>村長の今の答弁については、また、最後に私の考え方等を述べさせていただきたいと思えます。</p> <p>質問の4番です。</p> <p>ふるさと納税をこれまで以上に積極的に取り組む気持ちはないか、の質問をいたします。</p> <p>1つの取り組み例とすると、この村から巣立って行った自分たちの子どもに、ふるさと納税を訴えたらどうかというのが1つあります。</p> <p>郷土を愛する子どもたちに、村への寄付をお願いしたらどうかということも思っております。</p> <p>もちろん訴えるのは、寄付が主体ではありません。やっぱりこの村の窮状ややりたいこと、困っていること、そういうものの現状を訴えて、この村から巣立って行った子どもたちあるいは村出身者の方へ、ふるさと納税によって村を支えてもらうということは、どうだろうかというふうに思っております。</p> <p>東峰村ファンクラブの方と一緒に、東峰村の持続可能な村づくりをやったらどうか、というふうに思っておりますが、村長のご所見をお伺いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>確かに議員言われますように、村のほうとしても、どういった事業に使うというところは、数点は提示をしておりますけれども、例えば物事を、何をやりたいから寄付してくださいよという、クラウドファンディング的なところも視野に入れながら、やっていきたいと思っております。</p> <p>筑前町あたりのふるさと納税のホームページあたりを見ますと、当然何々に使うんでふるさと納税をしてくださいとかということも書いてあります。</p> <p>そういった目的を持ったふるさと納税のあり方というものですね、あるんじゃないかということは、十分承知をしているところであります。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>ふるさと納税の最後の質問になるんですが、1から3までについては動機付けで質問してまいりましたが、4で尋ねたふるさと納税を、これまで以上、今まで以上に積極的に取り組む気持ちはないかが最終的な結論であります。</p> <p>過去質問をしてきました。提案もいたしました。一緒にプロジェクトチームをつくって、一緒に考えようとも、この一般質問の中で提案をしました。</p> <p>しかしながら、今までの取り組みについては、私から言わせれば形だけしか、言わざるを得ません。</p> <p>格言にありますが、真剣になると知恵が出る。中途半端だと愚痴が出る。やる気がないと言い訳が出るという言葉があります。</p> <p>今回、本気でやってみませんか。チーム東峰を作って、本当にこのふるさと納税について、取り組みをやろうというふうな気持ちを出してみませんか。</p> <p>村長からは、専門的な人材をというふうな話もありましたが、それも1つの方法だとは思いますが、もし自分たちでできなければ、そういうふうな専門的な人にアドバイ</p>

	<p>スを貰うとか、そういう方法もあると思います。</p> <p>しかしながら、わが東峰村の、この行政職員と議会、そういう一般の人も含めてですが、本当にこのふるさと納税について、取り組もうというふうな気持ちを出すことができないのかなというふうに思っております。</p> <p>昨年の3月議会に、佐賀県の小城町の例を一般質問で出しました。</p> <p>寄付額が、88万円が次の年には4億7,000万になったというふうな例を紹介をいたしました。</p> <p>これは、テレビで報道されていたことを紹介しましたが、やはり職員のやる気だというふうに、テレビでは報道されておりました。</p> <p>もちろん職員だけでなく、我々も一緒になってやる気を出すべきじゃないかなというふうに、このふるさと納税については思っております。</p> <p>今回も前向きな答弁は貰っておりますが、しかしながら、毎回この質問のときには、前向きな答弁を貰っております。</p> <p>なぜ、私がこのふるさと納税にこだわるのかということ、話をさせてもらいたいと思いますが、これから来る東峰村の高齢化社会、それから村の問題、課題に対応できる事業費というふうに思っているからであります。</p> <p>昨日の一般質問で、同僚議員からも、このふるさと納税を給食費に充てている自治体もあるというふうな質問が出ておりました。</p> <p>今現在村の財政は、ある意味潤沢かもしれません。交付税は特段減額はされておりませんし、村の基金の積立も純増しております。財調は15億まで膨らんでおります。</p> <p>職員の皆さんは、好調な財政状態じゃないかというふうに思っておるんじゃないかな。悪い言い方をすると、ふるさと納税に取り組まなくてもよい、というふうに思っているのではないかなと、いうふうには勝手に推察をしてしまいます。</p> <p>昨日の一般質問の中で同僚議員からも、この基金の使い道で、基金を差し引きすれば31億の基金があるようになるかと、いうふうな質問があつておりました。</p> <p>東峰村では31億の基金、貯金が仮にあつたとしても、事業に乗らない事業を、予算がありませんからできませんという言葉になるんじゃないですか。村での単独事業に、躊躇なくやりますという言葉が出ますか。</p> <p>私は、やはりこの村の子ども、お年寄り、住民が住んでよかったと言える村づくりをしたい、そう思い、真剣に願っております。</p> <p>村長は、昨日の同僚議員の質問にも、この村がいかに残れるのか、子どもたちにこの村に引継ぎができるのか、安心・安全な村づくりをと答弁をされておりました。</p> <p>村長の答弁を実現するためにも、いろいろな村づくりのための事業に取り組まなければなりません。そのための、先ほど村長も答弁しましたようなクラウドファンディングでもあります。</p> <p>村長に、もう1回ご所見を尋ねたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほども言いましたけれども、非常にですね、今のご質問につきましては、ご指摘重たく受け止めました。これにつきましてはですね、結果を出していけるような取り組み方を今後やっていきます。</p> <p>推進会議等も作ってやっていたんですけども、そこら辺りが確かにうまい具合に回ってないと思います。</p> <p>これにつきましては、私もこの場ではっきりとお約束をさせていただいて、十分取り組んでいきたいと思っておりますので、またご協力等をよろしくお願いをしたいと思います。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員

<p>8 番</p>	<p>次の質問に移ります。</p> <p>村内での高齢者の配食サービスについて、質問をさせていただきます。</p> <p>村内での高齢者の配食サービスが、週に1回、月に4回程度、約40名の方に1食200円で提供されておる。この配食については、ボランティアの方が作っていただいているということを知っております。作っていただいている方には、本当に感謝を申し上げます。</p> <p>また、この配食サービスで、民生委員の方が安否確認をされているということも承知しております。</p> <p>私は、この配食サービスの週1回を危惧しての質問ですが、私たちを含めて、地域での生活を維持、継続させるためには、健康でなければなりません。栄養のバランスの取れた食事をとることです。</p> <p>この配食サービスのない日は、40名の方は何かしらの食事はしていると思っておりますが、もしかして偏った食事をしているのではないかというふうに、心配をしておるところであります。健康な体を維持するためにも、それから、高齢者の方が地域で活躍をしてもらうためにも、もっと配食回数を増やすことができないかというふうに思っております。</p> <p>もちろんこの配食回数を増やせば、もしかしたら個人負担も増えるということもあろうと思いますが、そういうことを含めて検討したらどうかと思っておりますので、村長のご所見を尋ねます。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>高齢者の方が元気で生きがいを感じて生きていけるような村づくり、これは、私は、そういったものには向かっていかなければならないと思っております。</p> <p>そういった中で、現在、民生委員とかですね、それから社会福祉協議会、そういった人たちの協力のもとに、週1回の配食サービスがやられているわけでございます。</p> <p>これを週2回にということでございますけれども、まずはですね、やる方向で、ニーズ調査等をやらせていただき、そして、あとは社会福祉協議会、それからまた民生委員の方々にも協力を願わなければいけないところもありますので、そういったところも検討をさせていただきたいと思っております。</p> <p>今、いろいろ私も考えているんですけども、やはりこういった地域社会を維持していくためには、やはり地域支援員ですね、こういった制度の活用というのは、もう今から避けて通れないのではないかなと思っております。</p> <p>今回、区長会の研修視察でですね、日之影町辺りに行きますけれども、そういったところの実態も踏まえて、そしてお互いが無理のない福祉のやり方ができるようなですね、体制を作ればと思っております。</p> <p>この件につきましても、もう一度民生委員並びに社会福祉協議会、それから住民のニーズ等を考慮させていただいて、また検討をしていきたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
<p>8 番</p>	<p>村長のほうの答弁から、これについては前向きに調査、検討するというふうな答弁をいただきました。</p> <p>週2回かどうかは、そここのところの回数は未定ですが、やはり回数を増やしながら、健康維持のためにしたらどうかというふうな質問であります。</p> <p>この高齢者配食サービスについては、私も議員と、それから社協との懇談会の中で出た議題であります。</p> <p>もちろん高齢者の健康維持は、こういうふうな食事ばかりではないということも、承知をいたしております。自分自身で調理をすることによって、認知症の予防とかそういうものになるということもありますし、またみんなで会食をしながら、しゃ</p>

	<p>べったりいろんなことをやったりと、いうことが健康増進とも言われております。</p> <p>また、東峰村が今年度から始めたいいきいきサロン事業は、この事業に該当するのかなというふうに思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、この高齢者への配食サービスについて、配食サービスの持つ役割は非常に多様であります。また重要であります。今後もこの高齢者の生活を総合的それから包括的に、みんなで見守って支援をしていくことが、大事だろうというふうに思っております。</p> <p>村長に所見があれば伺いますが、なければ次の質問に移りたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>確かに議員言われますように、配食サービスだけがいいという形ではないかと思えます。</p> <p>先日ですね、地域おこし協力隊員が、村内の方10名をお呼びいたしまして、地産地消の食事等を提供をしていただいたこともあります。</p> <p>そういった中で、それをヒントにしますと、各地域の公民館とかですね、そういったところで、今回新設をいたしましたいきいきサロンという制度もありますので、そういった制度も併用しながら、時間的と、もう1つは人員配置等ができればですね、そういったこともやっていけるのかなと思っております。</p> <p>先ほども申しましたように、元気な高齢者の方、それからやっぱり生きがいを感じた高齢者の方、こういった形を考えますと、行政としても何らかの対策というのは、今後とも取っていかねばならないのではないかと思っております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>敬老の日も近づいてきますので、やはり高齢者の方が、地域で必要とされる高齢者というような中で、頑張っていたきたいなというふうに思っております。</p> <p>次に、新教育委員会の制度についての質問になっておりますが、順番を変えたいと思えます。</p> <p>先に、表彰・感謝状の質問のほうをさせていただきます。</p> <p>この表彰・感謝状規程の質問ですが、総務常任委員会の中で、東峰村に、この表彰・感謝状規程がないことが議題となって、総務常任委員会の中では、この表彰・感謝状規程あるいは条例について、制定の方向での意見が出ております。</p> <p>東峰村でいろんな役職に就かれ、村政の向上に発展、尽力された方、感謝の意を表すためにも、この表彰・感謝状の規程あるいは条例等を制定し、その功績をたたえたらどうかと思えますが、村長の所見を尋ねます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員言われますように、本村におきましては、表彰規程というのがございません。総務常任委員会あたりの話も伺っております。</p> <p>そういった中で、今回ですね、この件につきましては、早急にですね、取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>条例等になりますので、当然、議員の皆さんのご議決をいただかなければならないようになるわけでございますけれども、そういったことも含めてですね、早急に、前向きに取り組んでいきたいと思っております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>村長が取り組むというような方向の姿勢が示されましたので、その方向で早く実施できるようにというふうに思っておりますが。</p> <p>この表彰・感謝状規程について、総務常任委員会のメンバーの1人に若干調べてもらいました。</p> <p>やはり表彰、感謝するような分野とか就任期間とか、どのような推進、人選になる</p>

	<p>のかとか、そういうふうな諸々等は、いろいろとまたあろうかとは思いますが。</p> <p>そういうことをなるべく早く整備して、できれば本当に10月からでも規程の運用ができるようにとは思っていたんですが、これちょっと条例等でなれば、議会ですから、12月頃になろうかと思いますが、なるべく早くその運用をしてほしいというふうな気持ちであります。</p> <p>これはもう答弁は要りませんので、次の新教育委員会のほうの質問に移ります。</p> <p>新たな教育委員会の制度は、平成27年の4月から施行されております。</p> <p>東峰村の教育委員会はまだ旧制度での委員会だと思っておりますが、教育委員さんの任期が来れば、新制度での教育委員会制度になろうかと思っております。</p> <p>そこで、この教育委員会制度とは、どのような制度なのか、また、この制度によって、教育委員会はどのように変わるのか、教育長に尋ねたいと思います。</p> <p>予め資料の配布を議長のほうにいただいておりますので、この資料に沿って教育長のほうから、ご説明をしてもらえればというふうに思っております。</p>
議 長	<p>資料は、事前に確認しておりますので、これ許可します。</p> <p>(資料配布)</p>
議 長	<p>教育長</p>
教 育 長	<p>先ほど議員さんのほうより資料をお配りしましたので、この資料に沿ってですね、概要になると思いますけど、説明をさせていただきます。</p> <p>まず、一番最初の表紙のところをご覧ください。</p> <p>これは、文科省から出ているパンフレットですけれども、平成27年の4月1日より施行されております。</p> <p>その中で、現在教育長がまだ在任の場合には、経過措置という形で、新法にはまだなっておりません。そういう形で、まず説明をさせていただきます。</p> <p>それと自治体というところがあるところは、村長と読み替えてですね、分かりやすく説明したいと思います。</p> <p>まず、改正のポイントが4つほどそこに上げられております。この4つのポイントにつきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>中を開けていただいて、まず、ポイントの1ですけど、ここは大きな変わったところでございます。教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置ということです。</p> <p>そこに図が書いてありますけど、上のほうがですね、現行の教育委員会の制度です。ご存じかと思いますが、村長が議会の同意を得て、教育委員を任命します。教育委員が5名おりますけど、その教育委員の中から互選で教育長を任命する。ここは事務局を行うと。それと同じように、委員長を任命すると、こういう形に現在はなっております。</p> <p>それと責任の部分ですけど、教育委員会を代表するのは教育委員長です。それと事務方が教育長と。この辺がですね、少し曖昧で、どちらが責任者かというような問題も、ちょっと以前からありました。そういうものも含めまして、今回改正になったわけでございます。</p> <p>下のほうが新しい制度でございます。</p> <p>村長が議会の同意を得て、教育長を直接任命をします。それと教育委員におきましては、今までどおり議会の同意を得て、任命をするという形になります。</p> <p>新教育長はですね、教育委員会を代表する形になります。だから、今までは委員長でしたけど、新しい新教育長は、教育長と委員長を兼ねると。それと会議を創立すると。教育長が教育委員会の代表という形になります。</p> <p>新教育長の任期は3年でございます。この理由としては、村長が任期が4年ですので、任期中に必ず1度はですね、村長さんのほうの思いとか、行政のほうで選べると</p>



いう形を取っているところです。

委員におきましては、今までどおりに任期は4年と、そして、一斉にこれが退任にならないようにですね、1年ごとずれております。そういう形で委員さんが決まると。

ポイント1は、そういうところでございます。

それとポイントの2は、教育長へのチェック機能の強化と会議の明確化ということで、新しい新教育長が全体の教育行政を行いますので、違う方向とか、またこの辺は検討とかいうようなことが、それぞれ出てきたときに、教育委員のほうからのチェック、そういうのをしっかりするという形になります。

それと今までどおり合議制ですので、教育委員さん、教育長は教育委員ではないんですけど、構成メンバーとしてその会議の中に入ります。そして、合議制の会議として決定を行っていくと。

この中で求められるのは、委員さんの教育長に対するチェック機能とかですね、そういうところは求められてくることになります。

それと右側のほうですけど、ポイントの3、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置ということです。この総合教育会議というのは、今までは教育行政に関しては、どちらかという教育委員会が主でありました。条例等で定められている場合は、体育的とか文化的行事とか、そういうものは村長部局で行うことができますけど、基本的には教育委員会が教育行政を行うと。

そういう中に、じゃあ民意で選ばれた村長が、教育行政に何もタッチができないのかというようなことの問題点も、ちょっとありまして、総合教育の会議の中で、村長と教育委員と教育長を含めてですね、一緒に村の教育行政を考えると、そういう会議でございます。

下に、テーブルに座った図式がありますが、これが会議の形でございます。村長がおって、教育長がおって、あと教育委員、6名、この中に首長部局とか教育委員会部局、事務局が入ることがあります。

そしてこの会議は、今度大きな矢印のところを見てください。

村長が招集、会議は原則公開、構成員は村長と教育委員会、必要に応じ意見聴取者の出席を要請と。協議事項は以下のとおりということで、3つほど示されております。

教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、3番目に児童・生徒等の生命・身体の保護等の緊急の場合に講ずべき措置。

具体的に言えば、いじめの自殺とかですね、そういうふうな子どもの大きな事故があったとき、そういうときの場合もこの中に入るかと思えます。

これは27年度の4月から、これはもうやるということになっておりますので、総合教育会議におきましては、昨年度から行われております。

それとポイントの4、教育に関する大綱を村長が策定ということで、大綱とは教育の目標や施策の根本的な方針ということです。

総合教育会議において、村長と教育委員会が協議、調整を尽くし、村長が策定と。村長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行ということであります。

この大綱も同じように、平成27年4月1日から施行でございます。これにおきましては、現在、村の総合計画、これをもって大綱に代えるということでありますので、そちらのほうで、今、大綱としてあてはめているところです。

それと、今、経過措置ということを言いましたけど、私の任期が平成29年5月の30日までです。その後の教育長におきましては、新教育長になりますので、この制度が実際に施行されるという形になります。

ちょっとだぶりますが、今、現在行っている部分においては、ポイント3の総合教育会議と大綱については、もう現在も行っているというところでございます。

	次のページにQ&Aが付いておりますけど、このところは、また質問等があればお答えしたいと思います。以上です。
議 長	<p>この新教育委員会制度、これの背景は、もう皆さん方がご承知だと思いますので、もう敢えてここでは申しませんが、ただ、今度の新教育委員長と合わせて教育長との関係ですが、これは、村長のほうにお尋ねをさせていただきたいんですが、27年の12月に、この新教育委員会制度についての調査がっております。</p> <p>全国市町村1718の中で、関係市町村552がアンケートに答えた中で、議会による教育長候補者による所信表明あるいは質疑、それから議会における教育長候補者による所信表明のみ、議会において首長に対する質疑と、あとは議会において教育長の所信表明や採決のみというふうな議会の、何と言いますか、動きというのが出ておりますが、私どもの研修会の中でも、教育長、教育委員長でしたか、そういうふうな所信表明は必要ではないかというふうな研修も、確かあっておったと思いますので、教育長は先ほど、自分の任期は29年5月30日までだということを申しましたが、仮に新教育長になったとき、このような方向というのほどのように考えるかというのが、村長に対する私の質問なんですが、こういうふうなことを加味してもいいのかどうか、いいのかどうかというのはおかしいですね。議会をすれば、そういうことになるんでしょ、そういう方向もあるということで、ご所見を尋ねたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>やはり首長、長とつくものですね、教育長につきましては、やはりこの村と言いますか、自治体をどうしていくのかという基本的な方針、これにつきましては、やっぱり持つべきことだと思います。</p> <p>したがって、新教育長ができた段階についてはですね、この村の教育行政をどうやっていくのだと。やっぱりそういった自分の計画それから方針、それからもう1つ言わせてもらおうと、やはり何と言いますか、ビジョンですね、そういったものははっきりさせていかないと、村民の方もご理解をしていただけないんじゃないかと思っております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>この新教育委員会制度については、これで質問を終わるわけですが、私も教育委員会の傍聴に2回ほど行きました。教育委員会ですから学校教育かなと思ったら、社会教育も入って、生涯学習等もあります。</p> <p>やはりこの教育委員会の仕事、任務というのは非常に大きいものがあるなというふうに思っておりますので、やはり新教育長さん、新しくなるのかどうなのか、まだ分かりませんが、やっぱりそういうふうな考え方は、私どものほうも尋ねたいし、考え方を述べていただきたいと、その方向で新教育長の任命とか議会の同意については、お願いをしておきたいというふうに思っております。</p> <p>これで、私の質問は終わります。</p>
散 会	
議 長	<p>以上で、一般質問を終了します。</p> <p>休憩後、13時30分より、決算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(11時58分)</p>

# 第8回 東峰村議会定例会会議録

平成28年9月13日  
( 第 3 日 )

東 峰 村 議 会

## 平成28年 第8回東峰村議会定例会議事日程

平成28年9月13日開議

- 日程第 1 議案第36号 東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 議案第38号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 議案第39号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 議案第40号 平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第41号 平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第42号 平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 日程第 8 認定第 1号 平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 2号 平成27年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第 3号 平成27年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 4号 平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 同意第 4号 東峰村教育委員会委員の任命について
- 日程第13 報告第 2号 平成27年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について

日程第 1 4 請願第 1 号 「地方財源の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書

日程第 1 5 請願第 2 号 「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書

日程第 1 7 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 議	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開します。  (13時30分)
議 長	なお、村長と佐々木議員におかれましては、喉の不調ということで、議場内に飲料水の持ち込みを事前に許可しています。 これより、各議案の質疑・討論・採決を行います。
議 長	その前に、村長。 村長
村 長	一般質問のときの表現と言いますか、仕方にちょっと誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。 佐々木議員の一般質問のときに、表彰・感謝状の条例化についてでございますけれども、条例について、策定という形で答弁させていただいたと思えますけれども、規則、規程などで制定が可能なようでございますので、訂正をいたしましてお詫び申し上げますとともに、規則、規程であればですね、早急にこの件については、対応させていただきたいと思っております。以上です。
議 長	改めまして、これより、各議案の質疑・討論・採決を行います。
日程第1	
議 長	日程第1 議案第36号「東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっておりますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決いたします。 議案第36号「東峰村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第2	
議 長	次に、日程第2 議案第37号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、議題といたします。 住民税務課長
住民税務課長	すみません。議案の補足説明の追加をさせていただきたいと思えます。 議案書20ページから25ページ、第37号から39号の人権擁護委員候補者の推薦について、でございます。 議案書のとおり、樋口氏、高倉氏並びに柱氏、3名の現委員の方におかれましては、平成28年12月31日をもって任期満了となります。 人権擁護委員の任期はですね、原則3年間であります。柱氏の任期につきましては、平成26年1月1日から平成28年12月31日までの3年間ですが、樋口氏、高倉氏の2名の方におかれましては、本来、平成25年10月1日から平成28年9月3

	<p>0日までの3年間でございました。</p> <p>しかしながら法務大臣からの委嘱後に、この2名の委員さんとの間で、3カ月間の任期の延長が取り交わされております。その関係上、3名のすべての方におかれまして、今回、この任期満了時期が平成28年12月31日となっております。</p> <p>なお、この任期の延長等につきましては、委嘱元の法務局と委員さんとの間で取り交わされるものでありまして、特段この議会の皆様方にですね、お諮りをしたりすることはございません。</p> <p>ですので、今回の議案につきましても、任期等は明記されていないというところです。補足説明として、以上、させていただきたいと思えます。</p>
議長	<p>説明は終わっていますので、意見を求めます。</p> <p>意見はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>人権擁護委員のことで、1議案ずつあがっておりますが、3人同時に更新ということですので、全体的にお聞きしたいと思います。</p> <p>人権擁護委員の推薦で、再任が2人、そして新任が1人ということで提案するに至った経緯について、詳しく担当課長のほうから説明いただきたいんですが。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>今回の任期満了後につきましては、3名の方、ほぼ同じくご継続の意向と、確認をさせていただいたところですね、そういった意向ではございました。</p> <p>しかしながら、人権擁護委員さんは任期が、先ほど申し上げましたが、任期が1期3年間でございます。</p> <p>その間、各種の人権擁護活動に従事することが求められたりですね、2期務めていただきますと、6年という長きにわたる職務になってまいります。</p> <p>ですので、これはそのとき確認させていただいたわけではございませんが、3年後にはですね、この3年後には3名の方が同時に、例えば交代になるという可能性もないわけではございません。</p> <p>ですから担当課といたしましては、毎回この任期満了時にはですね、2名、少なくとも1名は継続をしていただきたいというふうな思いがございます。</p> <p>ですので、今回はですね、皆さんそういったご意向でございましたけれども、法務局のほうからも、男性と女性の比率、これは、五分五分が望ましいといった依頼等も受けております。そういった関係上、今回は1名の方をお願いというか、こちらからお伝えさせていただいて、交代をお願いしたという次第でございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ではですね、3人とも1期目でございましたね。3人とも今の現職の方は1期目である中で、なぜ2名の方を再任され、1名の方は新任となったのか、新任とする決断になったのか、もう少し詳しく説明ください。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>先ほど申し上げましたとおりですが、2名の方、高倉氏と樋口氏におかれましては、3カ月間の任期延長がっております。</p> <p>先ほども申し上げたとおりの、また、同じような回答になるかと思いますが、皆さん当然1期目、3年間終了ということ、3年3カ月になります、3名の方はそれぞれ終了ということになります。</p> <p>もう1期務めていただきますと6年ということになりますので、これも先ほど申し上げましたとおりですが、なかなかいろいろですね、法務局のほうから要請とか出動じゃないですけど、いろいろな行事に出させていただいたりとか人権擁護に関する相談会とかですね、いろいろやっていたかと。そういった職務の中で、6年間というのは、</p>

	やはりちょっと長いのかなという思いもございまして、これはあくまで担当課の考え方ですが、3年3カ月された2名の方のうち1名に、男女比率等もございまして、お願いをして交代をしていただくというふうな、今、ことで推薦をさせていただいております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	そういうことで決められたということなのですが、福岡の法務局朝倉支局であったり朝倉支局長のほうは、3人の再任というのは望まれていなかったのでしょうか。
議 長	住民税務課長
住民税務課長	私が4月から住民税務課のほうに担当いたしましたので、その段階ではあくまで村が推薦するというのでございまして、3名の方とかいう話をですね、私自身が直接聞いたわけではございませんが、それを聞いたことは、私はございません。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	そういった引継ぎはなかったのでしょうか。
議 長	住民税務課長
住民税務課長	先ほども申し上げましたが、できればですね、3名の方に、1期目ですので2期目も継続していただきたいという思いは当然ありましたけれども、そういったことで、今回は提案をさせていただいた次第です。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	なかなかこの人権擁護委員は無報酬でございまして、見つかりにくい仕事かなというところで、引き受けてもらうこと自体がすごく、本当にいろいろ人選はですね、ご尽力されて見つかるというか、請け負っていただける中で、3年、6年というのはですね、どういうスパンなのかというのはなかなか難しいところではあるんですけども、やはりまず1期やってもらったご経験を、また活かしてもらうというのが前提にあっていいものではないのかなという中で、行政の都合と言いますか、3人一度にということで、今まで2期以上された方というのはいらっしやなかったのでしょうか。すみません、3期以上です。
議 長	住民税務課長
住民税務課長	すみません、正式にはちょっと申し上げられないかもしれませんが、自分が知っている限り、3期以上の方も当然いらっしやったと思います。
議 長	他に、意見はありませんか。 ないようですから、意見を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決いたします。 議案第37号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。
日程第3	
議 長	次に、日程第3 議案第38号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、意見を求めます。 意見はありませんか。



	(意見なし)
議 長	ないようですから、意見を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決いたします。 議案第38号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いいたします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第39号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、意見を求めます。 意見はありませんか。 7番 高倉寛視議員
7 番	先ほどから住民税務課長が、最初は3名のことで出してきたと、お願いするつもりであったということでございます。 私が聞くところによると、課長までは決裁が下りていたのに、村長が拒否したということでございます。これは、事実ですか。
議 長	住民税務課長
住民税務課長	私が4月にこちらのほうに戻ってきまして、そのとき2月頃からですね、次の方の推薦ということで、当然課内では決裁を回しておりました。 一応拒否と申しますか、そういった形で、その時点で止まっていたというのはあります。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	村長、住民課長まで、この3人でOKだということで、決裁が出しておるのに、ここで、何で新しく変えたわけですか、そのところを説明してください。
議 長	村長
村 長	先ほど住民課長の説明のほうにありましたように、一度にまた3名代わるということになりますと、継続的な形から問題があるのかなという形で、今回、こういった形となりました。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	先ほども言いましたように、3期以上された方もおられます。 それなのに初めて、1期ずつの人たちを、1人は下ろして、あと2人は続けると。 3期したからといって、別に何か問題があるわけでも何でもないでしょう。だからここで代える必要はなくて、次の2期目、3期目に入るときに考えればいいことではなかったんですか。なんで2期目で代えたんですか。
議 長	村長
村 長	先ほどから申し上げておりますように、継続性、こういったことを考えて、今回新たな、新しい人に推薦をしていただいたということでもあります。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	それは答えになってないですよ。 私が言っているのは、2期までは、この人たちが2期したとして、3期目のときに

	<p>代えればいいんじゃないですかと言っているんです。</p> <p>それは継続性がどうのこうのじゃないでしょ、なぜ、今代えたんですかということを知りたいんですよ。</p> <p>この人だけを代える必要はないでしょう。3期目のときにまた考えればいいことであって、何で1期目、せつかく3年間頑張ってきたのに、もうこの1期目で下すというのは、どういうことなんですか、おかしいでしょう。</p>
議長	村長
村長	高倉議員の考え方もありましようけれども、一応先ほどから申していますように、継続性、そういったものを考えさせていただいたということです。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>私も少し、まだ疑問に思っているところがありまして、皆さん3名とも1期であるのは間違いないと思います。</p> <p>1年されたのと1年3カ月された差というのは、一体何なのでしょう。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	先ほどですね、その3カ月の差というのは、先ほど申し上げましたとおり、法務局と。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>1年された方と1年3カ月されたという期間の差は、先ほど聞いたとおりではあるんですが、結局1年3カ月の方が長いと判断されている、3カ月長くやっているから、長い方にどちらか代えていただくというのはおかしいじゃないですか。あくまでも3名とも1期をされているので、1期の中でその3名の方々が、どういう人権の擁護委員の業務をされたか、それがまず先決に判断されるべきところじゃないでしょうか。</p> <p>それが男女比で決めているということ自体は、何か別の意味合いを持って決めていると思われても仕方がないのかなと思うのですが。</p> <p>なぜ、1期目の方が、3人とも同じ立場に立って判断されていないのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	先ほど住民税務課長が説明しましたように、男女比率を考えますと、当然男性のほうが多くなります。したがって、現在のような結果になっておるといことです。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>その辺がよく分からないんですよ。</p> <p>男性の方はどちらも1期目の方だと思います。1年3カ月されようが1年されようが1期目だと思うので、どちらの方が代わってもいいはずですが、なぜ期間だけで、今回選定されたのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	継続性ということを先ほどから申し上げておりますけれども、そういった観点に立ちますと、年の若い人のほうが、残っていただいたほうがいいのではないかと、そういう形になっております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>聞けば聞くほど人権擁護委員の選定の基準というのがおかしいんじゃないかと思うんですよ。</p> <p>継続性、継続性と言われますけれども、この人権擁護委員の仕事をしていただくということが、まず前提にあるんじゃないのでしょうか。</p> <p>それで1期目に人権擁護委員の方が、どういった3年間の、要は業務、委員の仕事をされたか、そこでまず選定されるべきなんじゃないのでしょうか。年齢とか、そういう意味じゃないですよ。</p>

	<p>人権擁護委員法第6条には、人権擁護委員の推薦にあたっては、すべての国民は平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地または政治的意見若しくは政治的所属関係によって差別されてはならない。条件は皆さん同じはずなんです。</p> <p>そうなった場合に、一番見なければならぬのは、人権擁護委員として、その3名の方が、1期目にどういった人権擁護委員の仕事がされてきた、そういった部分で選定されないと、それは逆に言うと、人権擁護委員を人権的に見れてない、選定されていないということではないでしょうか。</p>
議長	村長
村長	先ほどから申し上げましたとおり、継続性、そういった問題を考えまして、この推薦をさせていただいたということですので、議員がどういうことをおっしゃりたいのかよく分かりませんが、そういった形で、この推薦はさせていただいたことです。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	村長はもう、人権擁護委員というのをあて職と思っているんですか。
議長	村長
村長	あて職じゃなくて、村の中から推薦をさせていただく人だと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	ぜひ、お伺いしたいと思います。 村長は、人権擁護委員の方々が、どういう仕事をされているかということをご存じですか。
議長	村長
村長	やはり自分とか身の回りの困ったこと、そういった形の相談に対しまして、人権擁護委員の方が相談に応じる、また、そういったご指導をいただく、そういった形だと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>人権擁護委員の仕事は本当に様々、本当に複雑かつ、いろんな人権の話聞いてまいっているかと思えます。</p> <p>私も人権擁護委員の方から話を聞きましたが、本当に多忙です。年間に、月平均して10回程度、年間100回以上法務局等に行かれています方もいらっしゃいます。</p> <p>そういったことで、相談等を法務局等で報告されているという活動が、もちろんある中で、そういった活動内容を加味して、その推薦というのは上がってこなければならぬのではないかなと思います。</p> <p>その、今回上がった推薦に関しても、ただ継続性ということで、決めてしまって本当にいいんですか。</p> <p>もう一度問います。</p> <p>村長は、今回の推薦にあたって、人権擁護委員の仕事を加味されて推薦をされたんでしょうか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	新しく推薦をさせていただいた方については、私の、先ほど述べました人権に関する相談事とか、それから法務局に月2回ほど行かなければならない、それと相談業務、これにも年間最大で2回ほどは出て行ってもらわなければいけないと、というような話等は説明をいたしまして、了解をさせていただいているというところでもあります。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>何回もこの質問、したくないですけど。</p> <p>実際、今、現職でされている方はそれ以上の仕事をされているんですね。その辺を加味されて、今回1人の方を、任期満了で終わっていただいて、新しい方を推薦す</p>

	るに至ったこと、その決断、選択というのを、村長は、人権擁護委員の活動、仕事を加味されてされたんでしょうか。もう一度問います。
議 長	村長
村 長	先ほど述べたとおりであります。
議 長	村長、同意してもらうためには、もうちょっと丁寧な答弁が必要だと思いますが。 村長
村 長	先ほども述べましたように、新しく人権擁護委員となられる方には、そういった先ほどの説明をして、了解をいただいて、推薦をさせていただいているというところがあります。
議 長	他に、意見はありませんか。 ないようですから、意見を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 7番 高倉寛視議員
7 番	私は、この人事案件に反対いたします。 初めに言うておきますけれども、梶原文雄氏に対して反対するものではありません。この人事案件を出してきた村長に反対するものです。 前任者に礼も尽くさず、職員の方が出してきた人事を、自分の感情だけで否定するという、この暴挙ですね。 前任者は、人権擁護委員としてまる3年間、村民の力になり、村から与えられたことに対して真摯に向き合い、その職責を十二分に果たしてきた方です。前任者にですね、人権擁護委員として何らかの問題があったとか不適切な行動があったのであれば致し方ないと思いますが、何の問題もないのに、本人に打診もせず、他の人を選任してくるというのは、村長に対して批判的な人だったからだと、私は考えております。 村長が自分に好意的な人ばかり自分の取り巻きとして集める。本当に情けない人事案件だと言わざるを得ません。 村長が独断的な考えで村の人事を行うということは、東峰村にとっては非常に、たいへん危険なことです。清濁併せ呑むということわざがあります。これは、善も悪も分け隔てをせず、まるごと受け入れるということです。度量が広いということを行います。自治体の長たるもの、それくらいの度量が必要だと考えます。 重ねて申し上げます。この人事で名前があがっておられます梶原文雄氏に対して、反対するものではありません。村長の独断的な人事案件に反対いたします。以上です。
議 長	他に、討論はありませんか。 8番 佐々木紀嘉議員
8 番	私は、賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。 賛成討論を作ってはおりませんが、やはりいろんな方に人権擁護委員になっていただいて、本当に人権擁護というのは何なのかというのを知ってもらうためにも、先ほど事務局のほうから出ておりますように、3年を期間として交代をしながら、人権擁護委員をお願いをしていくと。 もちろん人材難では、確かにこの村はありますが、人権擁護委員さん、それから民生委員さん等を含めても、いろんな方にそういうふうな要職に就いていただいて、人権なり、この役職の職務を理解をされて、この村の福祉のために活動してもらえれば一番いいのかなというふうに感じておりますので、私は、賛成をいたします。
議 長	他に、討論はありませんか。 ないようですから、討論を終結いたします。

	<p>採決いたします。</p> <p>議案第39号「人権擁護委員候補者の推薦について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数です。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定いたしました。</p>
日程第5	
議 長	<p>次に、日程第5 議案第40号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第3号)について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7 番	<p>ページ数、32ページ、一般寄付金のことでお伺いいたします。</p> <p>これは、樋口さんということでございますけど、この方は業者として村の中に入っておりますよね。こういう方からの寄付というのも受け入れるというか、貰えることはできるのですか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>この寄付金につきましては、確かに村の事業等も受注しております。</p> <p>ただ、企業献金はできるようになっております。企業献金じゃなくて企業の寄付金ですね、できますので、問題ないものと解釈しております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>では、次に行きます。</p> <p>同じところですね、これは先日、村民グラウンドの向こう側に東屋をつくるというようなことを言われておりましたけど、場所的にはどの辺につくるのかを、再度お伺いします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>まず、この樋口さんという方がですね、元々出身と申しますか、小さい頃に古城原地域にいらっしゃったということでございます。</p> <p>それで寄付の趣旨としてはですね、自分が育った地域に何か記念になる施設を残したいと、そういう意向で役場のほうに相談に来られたわけでございます。</p> <p>本人の希望の中でですね、村の駐車場がございますね、グラウンドの横に。秋まつり等で使用しております駐車場ですけど、その向かい側に旧道敷きが一部残っております。旧道敷きとの間に、また村の所有の土地があるわけですけど、そういった部分を使わせてもらえないかという相談で、最初は話を持って来られたんですが、そういった中途半端な場所じゃなくてですね、もう少し村民の活用を考えた場合には、この駐車場の一角を使えばですね、車の駐車に問題があるものじゃございませんし、有効活用ができるのではないかとということで、その駐車場の宝珠の郷に寄った側ですね、また、道路側に寄った一番角の部分ぐらいにですね、東屋を建築したらどうでしょうかということで、提案した結果ですね、じゃあ、その費用について私が全部村に寄付したいと思っておりますということで、今回の寄付を受けることになったものでございます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>補足説明をさせていただきます。</p> <p>樋口さんは、先ほど総務課長のほうからお話がありましたように、古城原地区に住んでおられたと、兄弟もおられます。</p> <p>その弟さんが病気で余命がはっきりしていたという中で、なんとか弟さんが、そう</p>

	<p>いったふるさとを非常に懐かしむものですから、その弟さんの気持ちをくんで何かやりたいという形が、最初のご提案でございました。</p> <p>弟さんはもう2、3週間ぐらいに亡くられましたけれども、そういった経緯の中で、樋口さんよりご提案があったということでもあります。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>村のほうとは話がついておるみたいなんですけれども、将来的に考えて、あの辺に東屋あたりをつくっても、はっきり言ってほとんど利用することはないんじゃないかと、私は、それはかなりの確信を持って言えるんですけどね。</p> <p>もし、せっかくそういうものを寄付いただけるのであれば、もう少し考えて、私、これはあくまでも私の考えなんですけど、今のグラウンドの横に、体育倉庫の横にちょっとした休憩所がありますよね。あの横辺りに建ててもらえれば、村民グラウンドとかいろんな行事がグラウンドであっております。そういったところで、かえって休憩とか利用の価値があるのじゃないかと、私は考えておりますけど、やはりこれはもう決定なんですか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>まずですね、今回建築しようという場所がですね、適当であるか、適当でないかというのは、村長を交えてですね、副村長も当然ですが、総務課のほうとその寄付される方とですね、どういった場所がいいかということまで、一応の話はしております。</p> <p>ただ、必ずしもその場所が適切な場所かどうかというのは、それぞれ個人的な見解があるかと思いますが、先々の利用形態を考えた場合にですね、古城原の倉庫側のほうに寄せるとですね、あの倉庫もこの先何年使えるものか分かりませんし、グラウンドに近いほうがいいという考えの方もいるでしょうし、そうでない方がいいという考えの方もいらっしゃると思います。</p> <p>例えば、地域活性化住宅それから宝珠の郷側の方々が利用するとすれば、近いほうがいいと。そういう考え方もあったもので、そういったお話をしたものでございます。</p> <p>発注については、まだ今後の話になりますので、現地を調査した結果、ここが完全にベストであろうというところに設置したいと思っております。</p>
議 長	他に。
	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>そもそもこの寄付の件に関しましては、最初は、寄付者の方は遊具を希望してたように説明を受けた記憶がございますが、そこの違いがありましたら指摘してください。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>議員、おっしゃるとおりですね、最初は遊具の提案もございました。</p> <p>ただ遊具になりますとですね、ご存じのとおり、毎年点検とか、そういった必要が出てまいります。また、もし事故等が発生したときにですね、設置者側に責任が及びますので、そういったことを勘案すればですね、東屋と休憩施設が一番いいんじゃないですかということで、寄付される本人も納得されたところでございます。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>ということは、わが村には子どもたちの遊べる遊具の設置は、将来にわたってできないという感じに、私は受けるんですが。</p>
議 長	<p>どうなのかということですか。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>つまり、昨年も私たち、若いお母さん方と懇談したときにも、特に小石原地区には遊具がないということで、そういう意見を聞いております。</p> <p>だから、あまりその、何と言うですかね、管理の責任をとにかく言っていると、そう</p>

	<p>はつくれないという感覚を持ってしまうわけですね。</p> <p>そここのところをもう少し、遊具を使う場合は、ちゃんと保護者の方が一緒にとかいうですね、そういう使い方を進めれば、設置も可能ではないかと思いますが、どうですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど総務課長が説明しましたように、いろんな、やはり人によつての考え方はあるかと思ひます。</p> <p>そういった中で、今回の件についてはですね、遊具の提案というのは、今初めて聞いたんですけども、東屋かその他というような形で協議させてもらった結果ですね、やはりあそこのグラウンドで少年野球とかいろいろやっておりますけれども、弁当を食べるところあたりの場所的な場所もないというような中で、東屋よりもですね、藤棚的なものをつくっていただいて、その下にベンチを置いて、そこで食べてもらうような形でもよろしいんじゃないか、というようなことで合意に達しまして、今は藤棚になっております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	遊具の設置に関しては、今回の件ということだけの認識でよろしいですか。
議 長	総務課長
総務課長	<p>今後ですね、遊具を、そういった公園のような場所に設置する、設置しないについては、その都度協議の必要性があるかと思っております。</p> <p>ただ、これまで小石原村、旧宝珠山村、両村で設置していた遊具については、ほとんど撤去していております。先ほど説明したとおり、やはり危険が伴うものですね。</p> <p>今後また、きちんと管理ができる状況であれば、そういった遊具の設置も考えていく必要があるかと思っております。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	先ほどの関連なんですけれども、先ほど説明していただいた、村長のお話と総務課長の東屋と話が全然違うみたいなんですけど、もう少し詳しくお願いします。
議 長	総務課長
総務課長	<p>村長と私の見解は一緒でございます。見た図面も一緒でございますし、それをどのように表示するかということですね、図面上では、正式な名前は何ですね、パーゴラと申します。パーゴラを日本語に訳しますと東屋ということでございます。</p> <p>その東屋の屋根の部分に、両側にですね、藤を植えたいと、藤を屋根に這わせていくと。そういった図面のほうはですね、頂いているところでございますので、違う言葉で申したかもしれませんが、建物は一緒でございます。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>34ページ、30目のまち・ひと・しごと創生事業費ということで、ウォーキングシステム構築委託料と、ウォーキングマイレージということで、また村民にいろんな器具を与えて、健康に役立てていただきたいと。</p> <p>毎回、毎回こういうことをやっておりますけど、本当にこんな器具を与えただけで健康になりますか？</p> <p>もう少し違った観点でやっていただきたいと、私は考えるんですけど。</p> <p>今も行っております特定健診とか、ああいったもので、結構健康になられた方もおられるかもしれませんが、このウォーキングマイレージあたりで、1,300万もの金額を使ってですね、本当に村民が健康でいられるのか。</p> <p>今から調査をするのではありましようけれども、あまりにも安易な考え方で、これやっとう、あれやっとうというふうな事業が非常に多いと思われるんですけど</p>

	も、そのところはどうのように考えておりますか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	ウォーキングにつきましてはですね、現在も歩いている方が多くおられます。それで、それを推進してですね、できる限り多くの方に参加をしていただいて、健康の増進を図っていききたいというふうに考えております。以上です。
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	関連ですが、このウォーキングマイレージの事業に関して調査、どのくらいの方が事業に参加をされるくらいの、やっぱりシミュレーションというか、そういうのはしたんでしょうか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	調査は行っておりませんが、実際によくウォーキングをされている方を見ますので、そういった部分からも進めていきたいというふうに考えております。
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	このウォーキングマイレージは、議員のほうからも出た事業ではなかったかなというふうに、思いがあります。 しかしながら、今、皆さん方の心配があるように、じゃあ、こういうふうなもので健康管理を、規則的な形でやるのかというふうなことも考えられますが。 やはりどこかの自治体もあるように、健康条例等を作って、やはり村民の健康をきちんと、どう言いましょうかね、村民からも協力してもらい、そういうふうな考え方もあるのではないかなというふうに、私も思っております。 こういうふうな事業が今度は出てくると、村民の健康条例等も考えたらどうかというふうに思っておりますが、保健福祉課長、どんなふうでしょうか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	健康条例等、また、この事業を進めながらですね、検討していきたいと思っております。
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	34ページですね、地域おこし支援事業費ですね、この中で、全協のおりにも、このアドバイザーと、それから集落支援員といったようなものですね、説明はあったかと思っております。 ただ、今回ですね、アドバイザー報酬で182万というような形で予算を立てておられますけれども、今度補正ですね。 これについて具体的に、じゃあどういう考え方を持っておられるのか、また、事業としてどういうことをやろうとしておられるのか、そのところの詳しい説明をお願いしたいと思います。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	このアドバイザーの支援事業につきましては、全協のおりにも少しご説明をさせていただいたところでございますけれども、総務省のほうの外部専門制度ということで、アドバイザー制度ということで、目的としてはですね、地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取り組みに関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取り組みを行う場合の、外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費というふうに、今、目的というか対象という感じですけども。 いずれにしても、こういう外部専門家がいることによって、地域の活性化に寄与することに対しての、そういった目的なんですけれども。 地域おこし協力隊の方は、どうしてもやっぱり外部から来られるということで、しかも、例えば今度来られてある方で、農家レストランをやるような方がいらっしますけれども、そういう目的を持って来られたとしても、それなりの知識が、じゃあ、



	十分にあるかという、当然不足しているわけでございまして、そういった先進的な事例に実際携わった人とか指導をしていただける方に来ていただいて、地域おこし協力隊の方が1人でも根付いて、地域のためになっていただくように、そういうことを考えての、今回の補正でございます。
議長	2番 伊藤均議員
2番	私の質問の仕方が悪かったんですかね。 私が言っているのは、この182万円、もう予算化して補正に上げているから、具体的にどういうことをやるんですかと、ね。 だから、地域おこし、どういう方を呼びたいとか、そういう具体的な策がないと、182万円というような数字が出てこんと思うんですよ。そちらを教えてくださいと、私は質問したところです。
議長	企画政策課長
企画政策課長	内容といたしましてはですね、外部の専門家の方を1日6時間拘束で、大体8万円として、12人で96万ほどになります。それから、もうちょっと専門知識、そこまでない方、外部協力者として、単価として6万円程度で、この方も12回と言いますか12名、合計いたしますと、この分が72万で、足していくらになりますかね、明細だけ見ておりますので、計算があれですけど、今の数字を足して8%の消費税を掛けると、この金額になります。
議長	まだ答弁があるそうです。 企画政策課長
企画政策課長	すみません。 この来ていただく方については、研修と言いますか、マンツーマンと言いますか、来ていただいて、先ほど言いましたように、農家レストランとかをされる方には、こういった課題があるのかとか、こういった形で進めればいいのかとかですね、その他、あと協力隊の方、何人かいますけれども、それぞれの目的に沿った方に対して、そういう研修を行っていくと。 研修と言いますか、指導ですかね、アドバイザーとなっていくというようなものでございます。
議長	2番 伊藤均議員
2番	そうではなくて、じゃあ、そういう数字が出ているんだから、じゃあ、地域おこし協力隊のどういうところを、じゃあ、研修をやりたいと、どういう人を招へいするとか、農家レストランのために、こういう人たちを呼ぶとか、そういう具体的なものがないと、ただ単に、講師をいくら呼んで、何でと、机上の計算だけになってくるじゃないですかね。 補正をわざわざ出すんだったら、そういうものがきちっとあって、これで補正をやりたいということが、本来の意味合いじゃないかなと思うんです。 当初計画ならそれでいいでしょう。でも補正ですから、その辺りのところをもう少し具体的なものがあるはずということで、私はお尋ねをしているんです。
議長	何度か繰り返していますので、誰か他の人も答えきる感じがありますので、暫時休憩しますので、答えをまとめてください。 (14時25分)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (14時35分)
議長	企画政策課長
企画政策課長	どのような方が、このアドバイザーの対象になるかということで、地域人材ネット登録者、または外部専門家に準ずる指導を行うことができる者ということでしており

	まして、その総務省のほうのサイトのほうにもですね、そういった専門家の紹介のページがございます。その中に327名の方の登録がございまして、それぞれの一番合った方を選んで、招へいをしていきたいと思っております。
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>何度も言うようですが、総論的な話じゃなくして、じゃあ誰を呼ぶんですか、誰のこの地域おこし協力隊の役職のために何をしますかということ、私は聞きよるだけで、全然総論の話は聞いてないんですよ。</p> <p>具体的に、この人と呼んで、こういうことをしたいと思います。計画してますというのが、この182万の中にあるんじゃないんですかと。</p> <p>一般ね、予算じゃないんだから、補正だから、ある程度は決まっとなおかしいでしようと言いますよ。</p> <p>総論的な話は何も言ってないんですよ。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>これは一括して、何と言いますか、委託契約のような形ではなくてですね、1回1回の支払いは謝金のような形で、先ほど言いましたような形で支払いになっております。</p> <p>今の時点、まずは講師に来ていただくと思っているのは、登録がございまして養父信夫氏、前の九州の村の代表の方ですかね、こちらの方は村の6次化とかですね、インバウンド関係とか、いろいろ詳しい、持ち分がいろいろある中で、まずは来ていただいて、協力隊の方の指導に当たっていただきたいと思っております。</p> <p>その以外の方につきましては、この養父さん等の助言を受けながら、一番適切な指導ができる方を招へいしたいと思っております。</p>
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	地域おこし協力隊がいる間は、こういったアドバイザーというのを毎年継続して、来ていただくようになるということなんでしょうか。
議長	企画政策課長
企画政策課長	まずは半年、この補正が通していただければの話ですけども、半年ほど期間がございまして、その中で地域おこし協力隊の方の話も聞きながらですね、来年度の予算の計上は考えたいと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>今回のアドバイザー1名の名前はあがっておりますが、先ほどから農家レストラン、農家レストランと話が上がっておりますけれども、実際に常任委員会のほうで、その2人の話を聞く限り、自主的に実際動かれていたり、もう、こういう絵図とかですね、将来的にこうしたいというのが固まってきつつある中で、また、その概論的な部分から講師と呼ばれると、ちょっと若干首をひねるところがありますが。</p> <p>呼ばれる講師については、協力隊の方々が、こういう講師の先生の話を知りたいと、そういった形で、講師の選定をされているのでしょうか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	協力隊のほうからの要望というわけではございませんで、この話が出たのは、やっぱり27年度に協力隊員として来ていただいた方が、28年度に継続ができなかったと、そういった反省もありますし、また、せっかくこういう制度があつて、バックアップ、国のほうの総務省もバックアップしてくれるという部分もありますので、半年の短い期間ではありますが、そういった制度をフルに活用してですね、地域おこし協力隊の方が3年後に残っていただくということに、少しでも努力をしたいと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員

5 番	<p>ちょっと、なんか役場が必要だから、この講師を呼んで、協力隊の皆様にもうちょっと頑張ってもらおうという方向性に見えるんですが。</p> <p>逆に、実際に作業、業務を行っていくのは協力隊だと思うんですね。その思いを持って、今回応募された方は、実際に、今、業務を行ってきているわけで、その方々が欲する技術であったりスキル、それにそぐうような方が来ていただかないと、それは全く意味のない講師になってしまいますよ、その辺は考えられているのでしょうか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>担当課としてはですね、繰り返しなりますけれども、協力隊の方に少しでもですね、この地域に残っていただいて、頑張ってくださいのためのサポートということで、今回の補正をお願いしているところでございます。あんまり具体的に、じゃあ、どういう人を具体的に呼んでとかいうところの、細かいそういう設定まではしていない状況であります。</p> <p>ただ、先ほど言いましたように、講師団としてはですね、300人以上、超える登録者の方もおりますし、そういった中から一番適切な方に来ていただいて、指導等をしていただくことでですね、地域おこし協力隊の方のサポートができればと考えているところでございます。</p>
議長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>34ページ、2款1項25目の東峰村安全・安心センター建設事業費について、お尋ねします。</p> <p>備品購入や工事の部分、カーポート、舗装工事等ご説明ありましたが、家賃にも算定されてくるという話ではございましたけれども、補修、要は、使っている際、これから25年近くの年数を言われましたけれども、その間に補修や備品の交換、再度購入ということについては、県がしていただけるのでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>簡単に申し上げますと、そのあたりについてはですね、協議はまだ行っておりません。維持管理期間中についてはですね。</p> <p>当然、元々大がかりな施設と申しますか、浄化槽とかですね、電磁調理器と申しますか、蓄電池ですね、それを設置してするようにしております。</p> <p>そういった施設とかはですね、例えば風呂のボイラーとか、そういったものは管理する側にあるかと思えます。</p> <p>ただ、今回備品購入で出ております防犯カメラ、レコーダーが壊れたからとか、そういった費用については、すべてですね、当然県警のほうで見ていただくことになろうと思っております。</p> <p>そういった協議は、賃貸借契約を結ぶ段階で詰めていきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>前回この安全・安心センターという本予算と言いますか、補正で本体工事であったり土地取得というのが決まった中で、また、こういう補正が出てきたんですけれども、最終的にこの安全・安心センターが完成するというかですね、絵図というか、この東峰村がこの分は費用を出します。県がこの辺は費用を出しますという、最終的にはいつになったら決まるのでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>この安全・安心センターにつきましては、基本的に村が全額負担する工事でございます。</p> <p>県にですね、この工事費の一部を現時点で、本年度の費用について負担をお願いします</p>

	<p>る部分はありません。</p> <p>ですから、29年度以降の賃貸借を結んだ中で、その料金の中でですね、使用料として納めてもらうものでございます。</p> <p>お分かりいただけただでしょうか。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>大きなものについてはそうだと思います。</p> <p>先ほど維持管理とかはどうしていくのかという話もございました。</p> <p>その辺は決まっておられませんということでしたが、そういった部分もいつになったら決まるんでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>県警との、現時点の打ち合わせの中では、来年の、29年の4月から対応するような方向で進めておりますので、この補正予算が確定しまして、事業がすべて終了すれば、大体2月末には完工の予定でございます。</p> <p>そうすれば金額的なところもはっきりと出てまいりますので、3月いっぱいには賃貸借の案を出してですね、4月いっぱいには契約できるように持っていきたいと思っております。大体そういったところでございます。</p>
議長	他に。
9番	<p>9番 長澤貞義議員</p> <p>34ページの今の関連です。安全センターの。</p> <p>これはもう事業の計画は決まっておりますが、道の駅の駐車場の拡張に関連しまして、国道のほうから道の駅に向かひまして、右側に個人の土地がございますね。これを利用しようという考えは持たなかったんでしょうか。今までに。</p>
議長	村長
村長	ちょっと、もう少し詳しく説明をお願いします。
議長	副議長、補正と関係ある部分で言っていたけると助かるかなと思いますが。
9番	<p>9番 長澤貞義議員</p> <p>私は、これをやる上で、村長は、そういった努力をしたのかということをお尋ねしたいだけでございまして、個人の土地が右側にありますよね、浄化槽が一番右端にあります。あれの右側に、たぶん2人の方の土地があると思うんですが。</p> <p>一番、利用するにあたっては、一番そこが良かったと、私は思っていましたね。</p> <p>だから、あなたが村長になった当時にですね、もしそういう話でも、所有者の方としたことがあったのかなということをお聞きしたかったわけです。</p>
議長	村長
村長	その部分については、相談はしておりません。
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>以前からその提供は、もうだめだという話は聞いておりましたけれど、再度ですね、やる、あなたが新しく村長になって、やってもおかしくは、村長が代われれば話が変わる可能性もないとは言えなかったと思いますので。</p> <p>そここのところは、やってなかったということで、残念なことではございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>35ページ、7款2項6目美しい村づくり事業費の1節報酬について、お尋ねします。</p> <p>課長の説明の中では、検討委員会の立ち上げというの也被われておりましたが、どういった構成メンバーを考えられているんでしょうか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	今のところまだ具体的な構成メンバー等は考えておりません。

議長	5番 高橋弘展議員
5番	これも補正予算で予算を上げられているので、ぜひ、具体的な形が決まって、やはり検討委員会というのは立ち上げるべきだと思うんですが、一切、何も決まってないんでしょうか。それで委員会を立ち上げるということで、予算を上げられているんでしょうか。
議長	企画政策課長
企画政策課長	全く関係のない方とか、そういう方はメンバーにならないでしょうけど、関係ある方等で構成しようと考えているところなんですけど。 具体的に誰々というような形のものまでは、まだそのこのところの検討まではしておりません。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	言葉は悪いんですけども、なんかとりあえず予算だけ出しとこうという予算にしが見えないんですが。
議長	村長
村長	私が聞き及んでいるところはですね、この美しい村事業をどのように今後展開していくのか。それは、整備した後の維持管理をどうするのか、そういったところもありますので、それから、もう1点は、JR沿線上のですね、支障木あたりを切った後、そういったところに、どのように今後管理をしていくのか、そういったものを含めて、やはり地元の方なりそういった方と協議をして、後戻りのないような事業をやっていくという形で、この報償費というのは見たと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	その辺があまりにも漠然としすぎているなど。どこまでの範囲でその検討をするのか、村全域なのか、はたまたJR沿線のみ、岩屋駅周辺のみなのか、そういった部分も明確ではございません。 そういった部分で、どこまでの範囲で、検討委員会で、どれぐらいの任期、期間でそういった部分を検討していくのか、お尋ねします。
議長	企画政策課長
企画政策課長	先ほども言いましたように、細かいところの任期とか、どういった方に就任いただくかというような細かいところは、まだちょっと決まってないんですけども。 一番のその目的と言いますか、協議をしていただきたいことにつきましては、全協のおりにも少し触れましたというか、ちょっとご説明いたしましたけれども、JR沿線沿いにかかる支障木を撤去した後に、その後の整備について、村がある程度整備をしたとすれば、その後の、例えば管理等は村で行うのか、それとも村のほうで最初の整備はするけれども、あとについては地元のほうでしていただくのかとか、そういう根本的な、非常に村がどこまで関与していくかということの部分について、検討していただくような委員会を考えております。 したがって、そのJR沿線沿いとか、そういうことではなくて、村全体の、そういう美しい景観づくりをする上での、そういった村の関与等について、委員会等で、ある程度の線と言いますか、それは当然村でどんどん管理していきましようというような話になるのか、村は大原則として、あとの管理までは、それはする必要はないというような形になるのか、そのあたりがですね、委員会で協議をしていただきたいと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	あまりにも漠然とした検討委員会だとですね、それに選出した委員さんは一番困ると思うんです。何を決めればいいのか、いう部分があるので、ぜひ、もしこの補正予算が通ったならば、その部分をしっかり固めた上で、検討委員会というのは行われ

	<p>るべきかなと思うところです。</p> <p>次の質問に行きます。</p> <p>35ページの8款4項2目住宅建設事業費について、お尋ねします。</p> <p>今回、大幅な補正予算がかかっております。新聞を目にされた方は、また住宅を建てるんですかということをおっしゃられたぐらいです。</p> <p>説明は、補足説明でされておりますが、今回一般財源で3,663万6,000円というのが上がっております。</p> <p>一般財源についてお聞きしたいんですけども、このダムの事業、関連事業については、普通公共投資額といった部分が一般財源で、このダムの関連事業が行われている間に、要は一般財源として支出していかなければならないと思いますが、この今回の一般財源分が、その普通公共投資額に相当する部分で充てられるのでしょうか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>今回の一般財源につきましては、単費となります。</p> <p>単費の場合、ダム事業の場合、先ほどおっしゃられたように、通常公共投資額、そちらのほうで考えております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	確認になりますが、通常公共投資額に、今回のこの3,600万円余りはカウントされるということでしょうか。
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>通常公共投資額につきましては、整備事業と、あと対象外といった部分がございます。</p> <p>そういった対象外につきましては、それから外れるということがございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ということになると、その相当しない、通常公共投資額に相当しない額、いわゆる実際に村が今回の補正にあたって、まるまる村が支出、要は、この補正をするにあたって支出する額というのは、大体いくらぐらいになるのでしょうか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>整備事業につきましては、10戸でございます。</p> <p>対象外事業につきましては、7戸ということでございますので、戸数割というような形になるかなと思います。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ということは、この一般財源で出てきている3,600万円余りの10分の7部分が通常公共投資額にも入らない、純粋なる村の投資というか建設費ということで、思っているのでしょうか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	おっしゃるとおりでございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ということはですね、大部分このダム関連事業に当たらないという形で、今回予算が出てきております。</p> <p>やはり今回の住宅というのは、ダム事業で建てられるべきところで、整備も行われていくべきということだと思いますが、もう設計も出ている段階ではございますが、そういった部分のボリュームダウン、その設備であったり、整備であったりする部分をもう少し、気づいた段階で縮小することはできなかったのでしょうか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>実施設計ができた段階です、かなりな事業費が増額しているということで、中身的には精査をしたところでございます。</p> <p>外構工事等につきましては、当初電気工事が地下埋設とか、舗装につきましてもあ</p>

	りましたが、そういった部分の削減等は検討して、削減したところでございます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	ダム全体のことにも関するので、ぜひ、村長の見解もお聞きしたいと思います。
議 長	村長
村 長	コスト削減のことでしょうか。通常公共投資額の一般財源の補填の件なんでしょうか。
議 長	村長、一応反問権を使用しますと言って、宣言してください。 村長
村 長	反問権です。 今、設計は上がっているということなんですけれども、そのコスト削減にかかわるところでしょうか、それとも、このダム事業に係る村の単費の部分なんでしょうか。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	どちらもと言いたいところですが、まずはダム関連予算、事業予算、プラスアルファして村の単費が純粹にかけられているという、今回の事業について、本来ならばダム事業ですので、利水者からのお金等でですね、事業で行われるべきところですが、今回のような事態になっていることについて、村長、どうお考えでしょうか。
議 長	村長
村 長	水特法によってですね、ちょっと数字的には正確ではないかと思っておりますけれども、トータル含みまして34億ぐらいの水特法関連の予算があるんじゃないかと思っております。 それに対しまして、その水特法でできる部分と、それから通常公共の部分については、当然村の負担があるということでありまして、その部分が約1億7,000万ですか、そのくらいだと記憶をしております。 これにつきましては、この水特法の事業をやるための、やはり村としての負担ということを、解釈をしております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	私の説明も悪いかもしれませんが、通常公共投資額以外にも今回費用がかかることになっていきますよね、村から。そこについては、どうお考えでしょうか。
議 長	村長
村 長	単費が、先ほど言いました1億7,000万ぐらいかかるという話じゃないわけですね。
議 長	村長、くれぐれも先ほど言いましたけど、質問の内容の確認なら、反問を宣言してください。 反問ですね。
村 長	はい。議長よろしいですか。反問です。 もう少し分かるように説明をお願いいたします。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	担当課長みたいに説明しないといけないのかなと、逆に思ってしまうんですけど。先ほどの建設水道課長の答弁を引用しますと、3戸については水没者の部分であったので、通常公共投資額に今回の補正の部分もかかりますが、そうでない7戸の部分に関しては、今回の補正予算については、通常公共投資額にはカウントされないという話でお伺いしていますが、その辺については、どうお考えでしょうか。 要は、通常公共投資額ではない部分に予算が、通常公共投資額以上に予算がかかる事態になります。
議 長	村長
村 長	私の理解しているところは、3戸と7戸、合わせて10戸ですね。

	<p>3戸についてはダムに水没するという形での算出でありまして、あとの7戸につきましては、このダムに関係する、つまり水特法ですね、受益者の方々の負担によって、そういった水源地の事業をしていただくという金だと、解釈をしております。</p> <p>それに係る部分については、当然通常公共投資並みの考えが課せられると言いますか、そういったところで、当然村の単費の負担、そういったものも最初からカウントされているということだと思います。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>何回も言うのはあれなんですけれども、もしよければ建設課長がもう一度ご答弁いただきたいんですが。</p> <p>今回補正予算が上がっている中で、通常公共投資額にすべては含まれないということでしょうか。3,600万円。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	単独分につきまして、すべてが通常公共投資額に含まれないということで、回答いたします。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>もう一度村長にお尋ねします。</p> <p>今回補正予算ですべて通常公共投資額に当たらないと、今、課長の答弁で、要は、想定されていた以上に、今回ダム関連事業で予算がかかるという事態になっておりますが、そのことについて、どうお考えでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>ちょっと私のほうの解釈が間違っていたようでございますけれども。</p> <p>私は、一般財源から単費として出るお金だと解釈をしておりました。</p> <p>ダム関連予算が、総体は決まっておりますので、その中で最終的には収まるような事業というのは、当然考えていかなければならないんじゃないかと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>何度も言いたくございませんが、今回の、要は、通常公共投資額にも当たらない、額はまだ不明でございますが、一般財源というのは元々必要なかった、計画時には必要なかった予算ではなかったんですか。それは、村長は、どうお思いなんですか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>議員、お尋ねの件です、3,663万6,000円、この部分が、結局はですね、通常公共投資額の部分に該当するか、しないかということが一番だと思うわけですが。</p> <p>先ほど村長が1億7,000万と申しましたが、正確には1億8,400万が通常公共投資額の枠でございます。</p> <p>その額の枠についてはですね、ダム対策室等の考え方としては、旧小石原小学校の改修のほうに、その枠を残しておきたいと、そういう考えがございますので、この3,663万6,000円、これについては、今回は財政調整基金のほうから繰り入れることですね、財源の調整をするようにしておりますので、一般財源を使うことになるかと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ということは確認になりますが、3,663万6,000円というのは、まるまる村からの持ち出し、単費ということでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>どうも失礼しました。</p> <p>先ほど建設水道課長のほうの答弁でありましたようにですね、3戸分については枠内に収めると、そういう考えのようでございますので、この予算上にはそれを確認す</p>



	<p>ることはできませんけど、そのように対応していきたいと思います。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決いたします。 議案第40号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第3号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第6	
議 長	<p>次に、日程第6 議案第41号「平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決いたします。 議案第41号「平成28年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議 長	<p>次に、日程第7 議案第42号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決いたします。 議案第42号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について」を、お諮りいたします。</p>

	<p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第8～ 日程第11	
議 長	<p>日程第8 認定第1号「平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 日程第9 認定第2号「平成27年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第10 認定第3号「平成27年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 日程第11 認定第4号「平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 は、決算審査特別委員会に付託をいたしました。 決算審査特別委員会、委員会報告書をお手元に配布しております。 それでは、決算審査特別委員会の委員長の報告をお願いします。 9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>決算審査特別委員会報告をいたします。 平成28年第8回東峰村議会定例会、9月8日本会議において、決算審査特別委員会に付託を受けました件について、会議規則第76条の規定により、審査結果を報告いたします。 付託を受けた案件は、 認定第1号「平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 認定第2号「平成27年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 認定第3号「平成27年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 認定第4号「平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」 以上の4件でありました。 審査期日は、平成28年9月9日、12日、13日の3日間で、会計ごとに慎重に審査を行いました。 審査の結果は、原案どおり認定するものと決定しました。 決算審査特別委員会の結果については、委員長名で議長宛に文書で報告を済ませていることも併せて報告します。 以上、付託を受けました案件について、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、決算審査特別委員会委員長の報告がなされました。 認定第1号「平成27年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 認定第2号「平成27年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 認定第3号「平成27年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 認定第4号「平成27年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」</p>

	<p>一括して採決を行います。 委員会報告書のとおり認定することに賛成の方は、挙手でお願いいたします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、委員会報告書のとおり認定することに決定をいたしました。</p>
日程第12	
議長	<p>次に、日程第12 同意第4号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決いたします。 同意第4号「東峰村教育委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いいたします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第13	
議長	<p>次に、日程第13 報告第2号「平成27年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 佐々木紀嘉議員</p>
8番	<p>説明が終わってはおりますが、この宝珠山ふるさと村の関係ですが、担当課長の説明では、非常に業績が悪く、単年度あるいは累積での厳しい経営状況の報告だったと、そういうふう感じております。</p> <p>本来ならば、この報告第2号「平成27年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況報告」では、報告ですから、報告を聞くということになるのかもしれませんが、この報告第2号では提案事項に、ふるさと村から決算諸表の提出があり、村はこれを承認したので、議会に提出するとあります。</p> <p>毎年報告を受けておりますが、経営状況には承認しがたいものがあります。このまま報告だけ議会は受け、聞くだけでよいのかということでもあります。</p> <p>住民からもこのふるさと村に関して、私ども議員のほうにも意見が出ております。</p> <p>この株式会社ふるさと村ですが、平成17年のプレオープンから10年以上経過して、ほとんど毎年赤字決算が続いております。2年間は黒字だったとは思いますが。</p> <p>今回の販路拡大事業で行った経営分析、それから経営改善の取り組みの分析では、現状を維持した赤字であっても、破たんまでには25年間ぐらいを要するというふうに、分析の中でありまして。</p> <p>このことは、資本金の大きさを言っていることであり、この資本金2億3,500万は、合併する前の旧宝珠山村に交付された交付金だと聞いております。その交付金を株式会社宝珠山ふるさと村に移管をして、現在のふるさと村の資本金としてなっ</p>

	<p>おるといふふうに、私は聞いております。</p> <p>この株式会社宝珠山ふるさと村の資本金については、当時、旧宝珠山村民に株主を募った経緯があります。また、農協などの団体にもこの出資の話があつておりましたが、途中で募集の話は消え、この旧宝珠山村に交付された交付金とその当時の有志の出資と2名の方の計60万円が加わり、2億3,560万の高額な資本金になつたといふふうに、私は聞いております。</p> <p>通常の中小企業においては、一般的に資本金は300万から1,000万程度であることが言われております。本来の資本金額ではないといふふうに思います。</p> <p>この高額な資本金のために、赤字であっても法人税、住民税、事業税などは、今回29万6,500円も支払うというようなことの数字が出ておるようでございます。</p> <p>今回、経営分析をされた報告書を、私どももいただきましたので内容を見させていただきました。非常に厳しく分析をされております。</p> <p>少し紹介しますと、当社の公共性を鑑みず、私企業として破たんを防止するためには、ほうしゅ楽舎の廃止、岩屋キャンプ場の廃止、特産品開発の廃止を提言するといふふうにあります。</p> <p>要は、手立てがなければ何もするなど、いうことかなといふふうに、私もこの経営分析の中を見ております。</p> <p>結局、事業をすればするほどコストがかかり、元が取れず、赤字が増えるだけ、といふふうに分析されたのかなと、いふふうに私も思っております。</p> <p>村長は地区懇談会の中で、もし間違っていたら訂正をお願いしたいと思いますが、この株式会社ふるさと村の組織変更のことを、確か言われたんではなかったかといふふうに思っております。</p> <p>10年以上経ち、現状から脱却できない株式会社宝珠山ふるさと村の組織を変えるべきではないかと、私はこのように思います。</p> <p>村の中にある第3セクター的な企業の中には、鼓の里それから陶の里、そういうふうな2つの団体もあります。この鼓の里、陶の里の経営状況は、議会には報告されておりませんが、鼓の里には地域住民が出資をして、この運営に加わっております。それから、陶の里は陶器組合、農協、森林組合など、各種の団体がその一員となっております。</p> <p>この宝珠山ふるさと村については、12名プラス村といふふうなことで組織をされており、東峰村長の社長の就任にも疑問と言いますか、無理があるといふふうに感じております。</p> <p>旧宝珠山村の経済振興それから地域振興の拠点として組織されております宝珠山ふるさと村の組織変更を行い、現状からの脱却を目指すべきだと思います。</p> <p>この村長それからふるさと村の社長に所見を尋ねるまでではないかもしれませんが、考えを聞かせていただきたいと、このように思っております。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員ご指摘のように、ふるさと村、実際には平成16年4月に資本金3,500万で設立をされております。約12年ですか、結論から申しますと、ほとんどの区間で赤字が出ております。</p> <p>そういったふるさと村でありますけれども、私としては、このふるさと村は、この宝珠山地区における、やはり魅力づくりな地域、それから、この地域の将来を切り開いていくためにはですね、やはり重要な事業体であると思っております。</p> <p>したがって、私も25年の10月20日に村長に就任をさせていただきました。その当時からこの宝珠山地区の活性化をどう図っていくべきか、そういったことを考えた場合に、このふるさと村がやはり核となり、そして地域の活性化をやっ</p>

	<p>かなければならないということは、十分私も分かっていましたし、公約の中でも申し上げたところであります。</p> <p>したがって、以前の打ち合わせ等を整理していきますと、もう村長に就任後の、12月の26日の株主会あたりについてですね、株式会社宝珠山ふるさと村の今後の事業についてという形で、一応話はさせていただいているというところでもあります。</p> <p>したがって、その後取締役会の中で、ふるさと村の立ち直しと言いますかね、そういった場合にはどうするのかということで、私のほうからは、まずは資本金が2億3,500万ほどありますので、先ほど議員おっしゃいましたように、税金が相当かかるということと、もう1つは、特産品開発あたりをやって、本当にふるさと村の定款に書かれています、13項目の定款に沿っていくようにするためには、今の組織体制では無理じゃないですかという観点から、やはり今の株式会社宝珠山ふるさと村の上ですね、社団法人ふるさと村なりをつくって、そして資本金の原資を減らし、しかも2億円の話でございますけれども、これは合併前にふるさと村に入ったお金だと聞いておりますので、合併した後東峰村が出したお金ではない。したがって、東峰村が今株主の99.7%というのは、ちょっとおかしいじゃないですかという話。</p> <p>それから、やはり資本金が2億3,500万あって、公租公課と申しますか、税金ですね、これが通常、今、20何万と言われましたけど、私は50万近く聞いております。</p> <p>こういった出費に対しても、やはり赤字脱却をするためにもですね、資本金の減額というのは考えていかなければならないという形で、それから、約1年以上にわたってですね、ふるさと村の社団法人化というところを、弁護士それから税理士、公認会計士、そういった方々のご意見を伺いながら、去年の3月まで詰めてきたところです。</p> <p>去年の4月からこの問題に関しまして、一般社団法人化ということで、宝珠山の各地区内に説明に入ろうかと思っておった矢先、3月の23日の取締役会議におきまして、アールガトー問題が発覚し、そして現在止まっているところでもあります。</p> <p>議員言われますように、今回の販路拡大支援事業ですね、経営分析等もお願いをいたしましたところなんですけど、これは、先ほど議員のおっしゃるように、とにかく負債3部門、これは切り捨てなければ、ふるさと村の今後の活路はないという厳しいご指摘を受けております。</p> <p>そういった中で、やはり新しい、今言いました組織体制、これは、私も当初から、作っていかなければならないということは思っておりました。アールガトーの問題が、もう少しすればある程度目途がつくかと思っております。その終わった後ですね、また具体的に、この社団法人化に対する宝珠山ふるさと村の再生については、ご説明を各地区で申し上げ、そしてご理解とご協力を得ていきたいと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、ふるさと村設立の趣旨であります、この宝珠山地域の活性化、これにつきましては、やはり現在の指定管理料だけの話には、私は、ならないかと思っております。定款に書かれてあること、それから、やはり6次化産業の産品を作ってるおっっていく、そういった姿をやはり描きたいと思っておりますので、今後この件についてはですね、また、説明等の努力をしていきたいと思っております。</p> <p>現状時点につきましては、議員言われるような状態であるということに、誠に社長であります私からお詫びを申し上げたいと思っております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>私はもう、あえて言うておきますが、この株式会社宝珠山ふるさと村を潰せとかいうふうな質問ではありません。やはり地域経済それから産業経済、いろんな地域活性化のために、もう1回、この現状のマイナスから脱却するために、やっぱり頑張ってもらいたい、そういうふうなこれからの手立て、それから手法を考えてほしいと。</p>

	<p>そのためにはある程度の組織の再編成は必要だろうということで、先ほど申したとおりであります。ぜひ、社長である村長、ひとつ取り組みをお願いをしたいと思ひます。以上です。</p>
議長	村長
村長	<p>昨年の4月からこの話を地域にという前の、株主への説明につきましても、株主の方もご了承いただいて、それで1人当たり5万円出資をしていただいておりますわけなんですけれども、利息も付けなくて5万円返してもらえばいいという形で、本当にですね、もう4月からすぐ動き出せるような状態まで話が進んでおりました。</p> <p>やはり株主と言いますか、当然株式会社になりますので株主はいるんですが、これも宝珠山の各地域からですね、代表者を出していただいて、そして、やはり宝珠山地域の人たちが運営する株式会社ふるさと村。つまり今の鼓の里だって、陶の里だって同じようなことをごさいますので、そういったところで、やはり旧宝珠山村の住民の方がですね、自分たちのふるさと村だ、会社だと思えるようなですね、会社づくりを今後やっていかなければ、このふるさと村設立当時の理念というのがですね、やはり理念から離れていくんじゃないかと思っております。</p> <p>この件につきましては、また努力をさせていただきたいと思ひます。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>6番 梶原文明議員</p>
6番	<p>関連質問ですが。</p> <p>以前私はですね、定例会の中で、この施設の縮小を考えていますかということ、質問をさせていただいた経緯がありますが、村長は、そのときには縮小は考えてないというお答えでありました。</p> <p>この決算報告書を見せていただくとですね、定款の中に、この事業実績にあがってないような定款の項目がですね、いっぱいあるわけですよ。</p> <p>要するに、旅行プランの企画、立案、実施なんて、どこにも実績としてあがってないんですね。</p> <p>ですから、書けばいいんじゃないんですね、これは、やらなきゃ何の意味もないですよ、定款の中に。まず、それが1つ疑問に思ひます。</p> <p>それから、今度の事件でですね、前専務は自分から辞められまして、債権等はまだありますが、この株主と言いますか、取締役の人たちは何ら責任を取ってないのかなというのが、2つ目の私の疑問です。</p> <p>それともう1つはですね、この事業実績の、これぐらいのですね、実績でボーナスを払っていますよね。これは、去年はなかったと、私は思っているんですが、指定管理料を貰って、事業実績は赤字で、そしてボーナスを払う、私、ちょっと納得がいかないんですね。</p> <p>会社の一番の取締役は村長ですから、村長にお答えしていただくしかありませんけど、その3点をご回答をいただきたいと思ひます。</p>
議長	村長
村長	<p>まず、最初の定款の話でございますけれども、13項目、定款としては事業をやれるようになっておりますが、これは、ほとんどやられてないところのほうが、数的には多いのかなと思っております。</p> <p>こういった事業もできるよというような定款ではなかったのかなと、私は理解をしております。</p> <p>それから、取締役の責任でございますけれども、現在、今、取締役として4名おられます。専務を除いた3名につきましては、事件発覚後、ふるさと村からの報酬ですね、報酬を辞退をされておりますが、今年の3月末でしたでしょうか、一応2名の取</p>

	<p>締役につきましては、再度復帰をしまして、それで私は依然として報酬の辞退をさせていただいておるといところであります。</p> <p>3点目の、赤字なのになぜボーナスなんだというお話でございますけれども、これは、今、新専務、大坪専務体制になりまして、赤字でありながらも業績的にはですね、非常に改善をされたところがあります。</p> <p>したがいまして、さらなる職員の奮起をお願いをしたいという形で、この12年間の間に2回ほどボーナスの支給があったと聞いておりますけれども、今回は、やはり皆さんが、職員の皆さんが頑張った成果が出ておりますので、この件に関して少しでも、さらなる職員に奮起をしていただくという意味も含めまして、0.5カ月のボーナスを支給したということになっております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>私もちょっとこの件に関してお伺いしたいと思います。</p> <p>まず、資本金が2億円以上あるということです。それなのに毎年管理委託料として、これでは1,200万ですか、ほど出してあります。</p> <p>これは、単純に聞きます。</p> <p>この資本金から、この赤字補填というかはできないんですか。この管理委託料の分は、この資本金の中から出すというわけにはいかないのですか。</p>
議長	村長
村長	<p>指定管理料の話だと思いますけれども、これと資本金というのは、当然違います。</p> <p>指定管理料につきましては、これは、今年度見直しをさせていただきまして、この村の施設であります指定管理料というのは決めさせていただいておりますので、その件と資本金の関係は、ちょっと別ではないかと思っております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>別というんじゃなくて、資本金の中からは、この、要するに毎年赤字が出るとる分は、補填できないんですかと、それを聞いているんです。</p> <p>別に委託料とそれを合わせるとか言っていない、これからは使われないんですかということ聞いております。</p>
議長	村長
村長	<p>資本金は資本金で、最初と言いますか、次に2億円継ぎ足して2億3,500万になっているわけなんですけれども、これは、額面上は動かすことができません。</p> <p>しかしながら、そのお金を使って、赤字というのは毎年削られておりますので、現在約1億9,000万弱の数字が残っているという形になります。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>ちょっとこれは、現在の産業センター鼓の里、村長も以前会計とかなされとったから分かると思います。村からいただいた2,000万、それを農産物の赤字が続いたことで、その中から補填していっていますよね。これは資本金じゃないから、そういうことができるわけですか。</p>
議長	村長
村長	<p>鼓の里の資本金というのは、あくまでも500万です。500万。</p> <p>あとのお金というのは、ちょっとはばかれます。表現の仕方がちょっと難しいんですが、違うお金だということで、鼓の里としては、基金的な形でですね、その金は別に持っておる。</p> <p>その中から鼓の里のほうには、鼓の里が借入れをして、やっているというのが現状であります。あくまでも資本金は500万です。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	とりあえずあそこができたときに、金額として確か2,000万だったと思います。

	<p>2,000万を村から頂いたと。それが基金だったのかどうかというのは、自分もはっきり分かりません。それを使って、結局赤字補填をしてきたわけですよね、ずっと、もう10年近く。</p> <p>鼓の里はそういうふうなことをやっているのに、このふるさと村は、はっきり言ってお金があるのに資本金を動かされんと、おかしくないですか。お金があるのに使わないで、これこのままずっと残しとってどうするんですか。</p> <p>これを使って、赤字補填をどんどん、どんどん委託料とかを、こんなのを毎年、毎年、千何百万も出すんじゃないかと、これを使ってしまっ、もう1回考え直せばいいんじゃないですか、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>鼓の里は2,000万じゃなくて、ちょっと数字がそれは違うかと思います。</p> <p>それと先ほど申しましたように、あくまでも鼓の里は資本金が500万というのは、それは変わっておりません。</p> <p>それで、当然ふるさと村は、最初の3,500万に2億円を継ぎ足しているものから2億3,500万という資本金になっているわけです。</p> <p>したがって、先ほども申しましたように、今の赤字というのは、どんどん資本金を取り崩しているという状況にはなっておりますが、あくまでも表面上の資本金というのは、まだ減額をやらない限りはですね、2億3,500万というのは残っております。</p> <p>それで、今回の4月にですね、だったと思いますけれども、やはりそれだけの無駄と言いましょうか、税金を払うのはもったいないという形で、今1億円と1億3,500万という資本金を分けております。</p> <p>その1億3,500万でしょうか、ちょっと不正確なことになるかと思いますが、それについては、資本準備金というような形で、資本金を減らしたような形の処理はさせていただいております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>同じ関連質問をいたします。</p> <p>昨年の12月に、確か私は、この問題について処置が済んだ場合には、村長が答弁の中で、責任を取られるというような話をしました。</p> <p>その前にもう1つ、代表取締役がですね、2名というのは、やはりないことはないけれども、現実問題としての責任の取り方は曖昧になると。ただ、株券の筆頭株主ということで、確かに宝珠山村にはなっているから村長はなっておりますけれども、この例はですね、たとえ筆頭株主でも代表取締役の権利を持たない自治体もございます。第3セクターもですね。</p> <p>ですから、まずその2点をお伺いします。</p> <p>いつ責任を取られて、この問題を片づけられるのか。時間が経てば経つほどですね、法人税等の、所得税それから固定資産税等もやはり膨らんでいくと思うんですね。</p> <p>ですから、私はまず、代表取締役は1名にすること、そのことを再度申し上げたいと思います。</p> <p>それと、これが終わったときの責任はどういうふうにとられるのか、ということですね。</p> <p>先ほどからの皆さんの中で、アドバイザーというか経営分析、PLですね、PLの分析結果、一切事業はするなという指摘がっております。私もそのとおりだと思います。そのことによってですね、準備の費用、ランニングコストと言いますが、ランニングコストがものすごくかかって、それを回収するには、また10年とかそういったものにかかってきます。マフィンがいい例ですね。</p>



	<p>ですから、これは元々いぶき館とほうしゅ楽舎というのは、どちらかと言ったら公共的なものと文化的なものです。</p> <p>元々いぶき館というのは、旧役場が大行司のほうにありますけど、そこで高倉健さんの展覧会や似顔絵展やそういったことをやって、そのまま引き継いできて、いぶき館はですね、そのことによって、ある程度はですね、お客さんを集客したという経過があります。ですから、そういった公共性が非常に高いんですね。そこに求めること自体がですね、かなり金もうけをしようとかいうのが、無理があります。私たちが見てですね。</p> <p>それならば資本金を減額してですね、1,000万ぐらいに、極端な話をして、今言いました資本準備金か何か引き当てて、もちろんこれは法人税とか所得税の話が出てきますから、そこら辺難しいところがあるんですけども、そういうふうにするべきだと思います。</p> <p>以上の2点ですね、村長にお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>私の責任の取り方、これにつきましては、アールガトーの問題を早く片付けて、私自身もですね、これは、きちとした責任は取りたいと思っております。もう少し待っていただきたいと思っております。</p> <p>それから、代表取締役2人の話でございませうけれども、これは設立当初からですね、そういう体系になっていたということでもありますので、先ほど一般社団法人、そういったところをつくる段階においてはですね、これはきちりと整理ができるものと思っております。</p> <p>最後のいぶき館あたりも、赤字でも文化的な云々というお話でございませうけれども、そうであればですね、それなりの今、いぶき館の運営につきましては、指定管理料を見ておりますので、そういったところに対応はできるのではないかとと思っております。</p>
議長	他に。 5番 高橋弘展議員
5番	<p>先ほどの村長の、マフィンについての責任について、もう一度お尋ねしたいんです。</p> <p>この件について、解決した際に責任を取られるということ、まあまあ今回も明言されたんですけども、どういう形で責任を取るのか、いまいち見えてこないんですけども、その辺のご説明をいただけますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>正直申しましてですね、どのような責任かというのが、一応私も懸念をしているところであります。</p> <p>これにつきましては、今後ですね、弁護士、そういったところにお聞きをしまして、それなりの責任は取っていきたいと思っております。</p>
議長	他に質疑はありませんか。 2番 伊藤均議員
2番	<p>私は、中身の話をちょっとさせていただきたいなと思います。</p> <p>その中でですね、貸借対照表の中に、本年については、この有形固定資産がですね、建物の分が1,000万からなっているかと思えます。去年は170万程度だったんですよね。これは、たぶん家売却のものがこれに入っているのかなという気はしております。</p> <p>それから、債務保証請求権が今年なっていますが、前のときは補償金というのが300万あったんですね。この分については、この中では出てきてないんですね。</p>

	<p>この分はどこへ入れていったのか。</p> <p>それから、西日本シティと福銀と借り入れがあったですね、一時借入が300万と400万。これについても今年については、どこかに返済をしておるとですよ。これ現金、預金のほうが減っておりますから、そちらから返したということになるのか、このものについてですね、どういう運用をしておったのかということですね、この3点ほどをお教え願いたいと思いますが。</p>
議長	村長
村長	<p>議員の言われるようにですね、固定資産税の中に1,000万のお金は、ここに入っているということでもあります。</p> <p>それから、ちょっとよく分からないんですが、マフィンの補償のほうにつきましては、150万をですね、300万であったんですが、150万をふるさと村が払う、折半ですね、300万の折半で150万を村が払うようになっております。</p> <p>それから、預金のことでございますけれども、確か400万と何百万か、それぞれ借りていたと思いますけれども、それについては、今年度は返していると思います。</p>
議長	<p>課長の補足はありますか。</p> <p>2番 伊藤均議員</p>
2番	<p>そうしますとですね、これ、ずっと昔から見ると、昔は1,300万ぐらい借入れを起こして、運用しておったかと思うんですよ。</p> <p>昨年までは1,000万円になったりいろいろあって、昨年は西銀と福銀に借入れをしておると、300万と400万。</p> <p>これが何のためのものだったのか、短期借入だとは思いますが、借入する事情的なもの、こういうものが全く見えないわけなんですよ。</p> <p>ただ、今度は返しましたと、預金が減りましたというような説明ではなく、そここのところの詳しいですね、内容についてを聞きたいと思っておるところなんですよ、短期借入についてはですね。</p> <p>それと債務保証請求権の300万ですね、アールガトーの立て替えの300万、それを折半で、150万ずつの折半だという中で、最終的にはこの381万3,000円が結局債務保証請求権として残りましたよということであれば、それはそれで分かるんですけども、そここのところあたりをですね、なぜ今回は返したのか、どうしてそういうふうなやり方をやっておるのが、ちょっと知りたいわけなんですよ。</p>
議長	村長
村長	その点につきましては、明確な説明ができませんので、後日また説明等をさせていただきますと思っております。
議長	2番 伊藤均議員
2番	そうしましたらですね、また別の機会に、これは専務等が来て説明をしていただくというような形になってくるかと思うんですけども、詳細なものについては、お願いしておきたいと思っております。
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑はこれで終結し、報告第2号「平成27年度株式会社宝珠山ふるさと村決算状況の報告」を、終了いたします。</p>
日程第14	
議長	<p>次に、日程第14 請願第1号「地方財源の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書を、議題といたします。</p> <p>紹介議員、黒川隆康議員の説明を求めます。</p> <p>4番 黒川隆康議員</p>
4番	請願第1号、「地方財源の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書の説

	<p>明につきましては、意見書案の朗読をもって代えたいと思います。</p> <p>議案書の69ページをご覧ください。</p> <p>地方財源の充実・強化を求める意見書（案）</p> <p>地方自治体は子育て支援・医療・介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。</p> <p>一方地方公務員をはじめ人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。</p> <p>こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に今年度から開始されたトップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。</p> <p>インセンティブ改革とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。</p> <p>本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。</p> <p>このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要です。</p> <p>このため、政府に以下の事項の実現を求めます。</p> <p>下記に1から7項目について、記載されておりますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。</p> <p>議長名であります。</p> <p>提出先につきましては、次のページでございます。</p> <p>安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官、高市総務大臣、麻生財務大臣、石原内閣府特命担当大臣、世耕経済産業大臣。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決いたします。</p> <p>請願第1号「「地方財源の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、採決することに決定をいたしました。</p>

	この意見書につきましては、後日、関係省庁に提出いたします。
日程第15	
議長	次に、日程第15 請願第2号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書」を、議題といたします。 紹介議員、柳瀬弘光議員の説明を求めます。 1番 柳瀬弘光議員
1番	請願第2号、「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書の説明につきましては、意見書案の朗読の一部をもって代えたいと思います。 一人ひとりの子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員数定数改善が不可欠です。また、新しい学習指導要領により授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。 三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され、非正規教職員も増えています。 子どもたちが全国どこに住んでも、一定水準の教育を受けられることが、憲法上の要請です。 提出先としては、安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官、松野文部科学大臣、麻生財務大臣、高市総務大臣への提出です。以上です。
議長	以上、説明が終わりました。 質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決いたします。 請願第2号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1の復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成です。 よって、本案は、採決することに決定をいたしました。 この意見書につきましては、後日、関係省庁に提出いたします。
日程第16	
議長	次に、日程第16 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。 本件につきましては、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、地方創生調査検証特別委員会から、閉会中の継続調査申し出がなされております。 これにつきましては、お手元に配布のとおりであります。 これを許可いたします。

閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長より、あいさつの申し出があります。</p> <p>これを許可いたします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>9月8日より本日まで、平成28年第8回東峰村議会定例会を開催し、議員の皆様のご慎重審議をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。</p> <p>一般質問、補正予算等、議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提案は、今後の行政運営に活かしていく所存であります。</p> <p>稲穂の実り、穫り入れも、秋雨前線の影響で滞っておりますが、手塩にかけた実りの秋の収穫を、村民の皆様方と喜びたいものです。</p> <p>また、6月24日の訓練開始以来、約2カ月半にも及ぶ消防操法訓練も今月の11日の福岡県消防操法大会をもって無事に終了することができました。選手はもちろんご尽力をいただいた関係各位の皆様方に深く感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>10月に入りますと秋の民陶むらまつり、11月には秋まつりも催されます。議員各位におかれましては、お体をご自愛され、さらに本村発展のためにご活躍をいただきますよう祈念を申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>これをもちまして、平成28年第8回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(16時05分)</p>